

# 第五次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

素案(2月9日現在)

和光市

社会福祉法人和光市社会福祉協議会



コード

## 市長あいさつ

誰もが支え合い、安心して暮らせるまちを目指して

市民の皆様には、日頃より市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、我が国では人口減少や少子高齢化が進行し、核家族化や単身世帯の増加により、地域での支え合いの機能が低下しています。また、虐待、ひきこもり、生活困窮など、複合的で多様な生きづらさを抱える方々が増加しており、分野を横断した包括的な支援が求められています。

このような社会情勢の中、国では「地域共生社会」の実現を目指し、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域づくりを推進しています。

和光市におきましては、平成17年から「和光市地域福祉計画」と「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政と民間が連携しながら地域福祉の取り組みを推進してまいりました。

この度、第四次計画が令和7年度をもって終了することから、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、令和8年度から令和13年度までの6か年を計画期間とする「第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「つながりを育み、地域福祉活動を活性化すること」を目的とし、以下の5つの基本方針を掲げています。

ニーズ把握体制の充実

だれもが参加できる市民活動の機会づくり

ふれあい支え合える地域づくり

地域ぐるみでの見守りネットワークづくり

多様な支援を共に考える会議の場づくり

これらの取り組みを通じて、地域住民の皆様、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者、そして行政が協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

また、本計画には「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援計画」「再犯防止計画」に加え、新たに「困難な問題を抱える女性の支援基本計画」を包含し、より包括的な支援体制を構築してまいります。

計画の推進にあたりましては、市民の皆様一人ひとりの主体的な力(自助)と、身近な住民同士の相互協力(互助・共助)、そして公的機関による支援(公助)を、バランスよく組み合わせることが重要です。

市民の皆様におかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、地域福祉の推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様、そして策定委員会の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。



コード

令和8年3月

和光市長

柴崎 光子

## 社会福祉協議会 会長あいさつ

和光市は、利便性の高い住環境を背景に、現在も人口や世帯数が増加し続けている全国的にも稀な、活力にあふれたまちです。しかし、その一方で、高齢化の進展やヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮、そして障害のある方への支援など、地域が抱える課題は世代を問わず複雑化・多様化しています。利便性が高まる一方で、都市部特有の「つながりの希薄化」が進み、制度の狭間にある困りごとが表面化しにくい状況にあります。こうした中、近年のコロナ禍での経験や相次ぐ自然災害の発生は、私たちに「地域のつながり」の重要性を改めて認識させる機会となりました。困難な時こそ支え合うボランティア活動や、近隣での声掛けといった「共助」の精神が、今、これまで以上に注目されています。



このような情勢に対応するため、本市では行政の「地域福祉計画」と、民間の活動計画である「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、市民・行政・社協が協働して地域福祉を推進してまいりました。このたび、令和8年度から令和13年度を期間とする「第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたり、和光市社会福祉協議会は、地域福祉の中核を担う組織として、住民の皆様にも最も身近な場所で「支え合いの輪」を広げる役割を果たしてまいります。地域の皆様と共に歩み、一人ひとりの声に耳を傾けながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられる包括的な支援体制の充実に全力を尽くす所存です。

この計画を実効性のあるものとするためには、市民の皆様お一人おひとりが地域活動を「我が事」として捉え、主体的に参画していただくことが不可欠です。今後とも、皆様とともに「ふだんの 暮らしの しあわせ」を実感できる和光市の実現に向け、職員一丸となって邁進してまいります。引き続き、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

和光市社会福祉協議会 会長

木田 亮





# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1.計画策定の背景と目的 .....	3
2.計画の位置付け .....	6
3.計画の期間 .....	10
4.計画の推進体制 .....	11
5.計画の評価手法 .....	12
<b>第2章 地域福祉に関する現状と課題</b> .....	<b>13</b>
1.統計データから見る市の現状 .....	15
2.意見交換会から見る市の現状 .....	34
3.地域福祉に関するアンケート調査から見る市の現状 .....	39
4.第四次計画の目標と取組状況 .....	43
5.和光市の地域福祉における課題 .....	56
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>59</b>
1.包括的な支援体制の整備 .....	61
2.地域福祉の推進にあたっての取り組み .....	67
3.計画の目指す姿 .....	68
4.施策の体系 .....	69
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>71</b>
基本方針 1 ニーズ把握体制の充実(ニーズ把握) .....	73
基本方針 2 だれもが参加できる市民活動の機会づくり(参加支援) .....	79
基本方針 3 ふれあい支え合える地域づくり(地域づくり) .....	83
基本方針 4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり(見守りネットワーク) .....	86
基本方針 5 支援会議体の設置(支援会議体) .....	90

## 第5章 地域福祉を推進するための計画 ..... 91

1.成年後見制度利用促進計画.....	93
2.生活困窮者自立支援計画.....	100
3.再犯防止計画.....	104
4.困難な問題を抱える女性の支援基本計画.....	106

## 参考資料 ..... 109

1.計画の策定体制及び経過.....	111
2.パブリックコメント実施結果.....	115
3.和光市社協発展・強化計画中間見直し状況.....	116
4.用語解説.....	117

コード



# 第1章

計画策定にあたって

コード

コード

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の趣旨

近年の日本では、人口減少や少子高齢化が進み、人口構造の変化による労働力不足や医療・介護負担の増加が課題となっています。また、核家族や単身世帯の増加による家族構成の変化、人々の価値観や生活スタイルの多様化によって、地域での連帯やお互いに支え合う機能が低下し、社会的孤立や地域活動の担い手不足がみられます。

さらに、家庭内での児童・高齢者及び障害のある人等への虐待、高齢の親とひきこもりのこどもの社会的な孤立、障害や病気のある親に代わって家族の介護や身の回りの世話を担う18歳未満の子ども、所得格差の広がり等によって増加している生活困窮者等、地域で生きづらさを抱えている住民に対して、分野を横断した包括的な課題への対応が求められています。

加えて、大規模地震や大雨による水害、土砂災害等の自然災害に対して、行政による防災・減災対策の強化とあわせて、いざという時に助け合える地域コミュニティの役割が注目されるようになってきました。

こうした中、国では、制度間の連携を強化するとともに、制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築することを推進しています。また、公的な支援制度の充実を図ることに加えて、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域を共に作る「地域共生社会」の実現を目指して取り組むことが示されています。

和光市(以下「本市」という。)においては、平成17(2005)年から、行政の計画である「和光市地域福祉計画」と、民間の計画である「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、共に連携を図り、本市の地域特性等を反映した第一次、第二次及び第三次地域福祉計画を策定し、地域福祉の取り組みを推進してきました。

また、第三次計画以降は、連携を強化して取り組みを進めていくため「和光市地域福祉計画」及び「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。直近では、令和2(2020)年の社会福祉法の改正(包括的支援体制の整備を地域福祉計画に記載すべき事項とする)等を受け、令和5(2023)年3月に中間見直しを行いました。

この度、第四次計画が令和7(2025)年度をもって終了することから、国の動向や本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度の6か年を計画期間とする「第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」(以下、「本計画」または「第五次計画」という。)を策定します。

なお、本計画は、第四次計画に引き続き「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援計画」「再犯防止推進計画」を位置付けるとともに、新たに「困難な問題を抱える女性の支援基本計画」を包含して策定することとします。

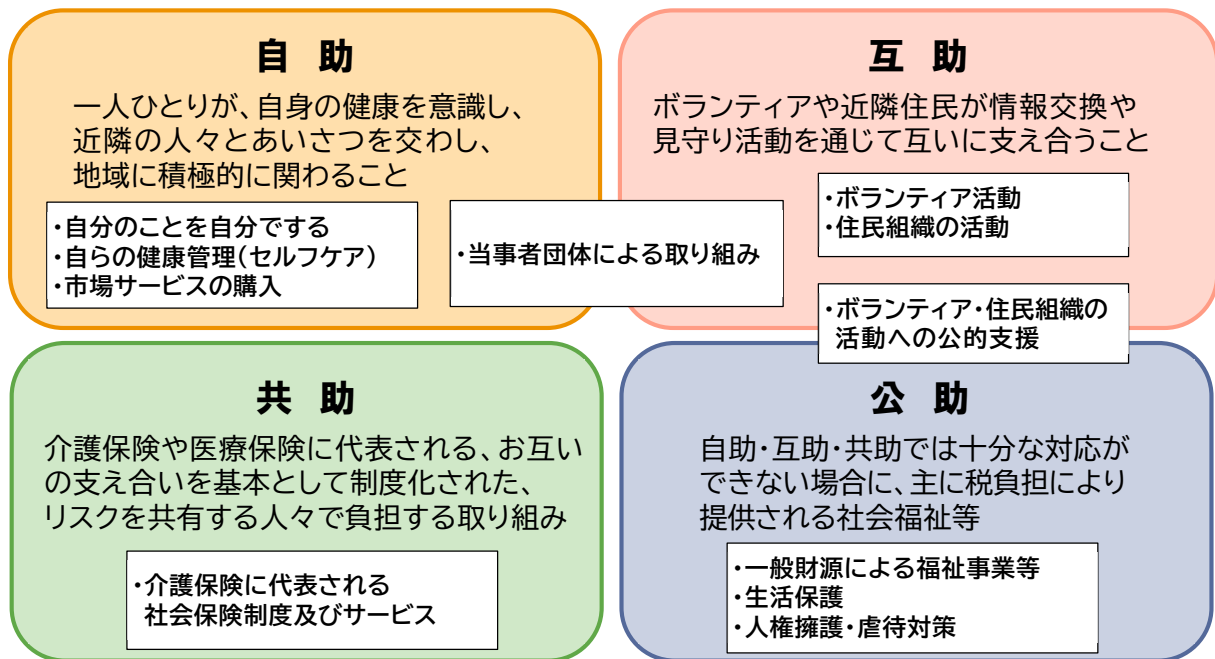
## (2)地域福祉とは

地域福祉とは、地域に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域に暮らす住民の困りごとや課題は多様であり、1つの福祉サービスの提供だけでは解決できない複合的かつ深刻な問題があります。そこで、地域福祉の推進には、ボランティア活動や地域の見守り活動等、住民が自ら地域の課題に取り組むことで、公的機関だけでは対応しきれないきめ細かな支援ができるようになります。

地域福祉を浸透させるためには、住民一人ひとりの主体的な力(自助)と、身近な住民同士の相互協力(互助・共助)、公的機関による支援(公助)を、重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。それぞれの地域が持つ「自助」「互助」「共助」「公助」の役割を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」をバランスよく組み合わせることで、誰もが生き生きと暮らせる、持続可能な共生社会の実現に不可欠な取り組みです。

### 【自助・互助・共助・公助の関係】



なお、本計画では、以下のように用語を用いています。

**福祉:** 全ての人を対象とした「**心**だんの**く**らしの**し**あわせ」であり、誰もが安心して暮らすことができることをいいます。

**市民:** 市内在住・在勤・在学者のことを含め、市内で活動されている方等、本市に関わりのある人のことをいいます。

**住民:** 実際に本市に住んでいる人のことをいいます。本計画において、市民と住民は時と場合によって使い分けています。

### (3)地域共生社会とは

国では、少子高齢化や人口減少、地域社会の変化に伴う多様な福祉ニーズに対応するため、「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、こどもから高齢者、障害のある人まで、全ての市民が、それぞれの立場や状況を超えて、地域でつながり、支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる社会を指します。

具体的には、福祉、医療、介護、教育、就労等、既存の分野や制度の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や、NPO法人、企業、行政等が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、全ての人の生活の基盤としての地域を共に作っていくことを目指しています。

【地域共生社会】



資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料より作成

コード

## 2. 計画の位置付け

### (1) 法等による位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に該当し、地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

市町村地域福祉計画の策定については、平成30(2018)年4月の改正社会福祉法の施行により、任意とされていたものが努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。加えて、令和2(2020)年の社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

また、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、平成26(2014)年3月27日の社会・援護局長通知に基づく「生活困窮者自立支援計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画」を包含するものとしします。

#### 〈社会福祉法より抜粋〉

##### 第6条(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

##### 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

**〈成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋〉**

第14条(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**〈平成26(2014)年3月27日 社会・援護局長通知より抜粋〉**

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援(いわゆる「第2のセーフティネット」)を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(以下「生活困窮者自立支援方策」という。)を定めたので通知する。

**〈再犯の防止等の推進に関する法律より抜粋〉**

第8条(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

**〈困難な問題を抱える女性への支援に関する法律より抜粋〉**

第8条(都道府県基本計画等)

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## (2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域の福祉ニーズを把握し、住民・事業者・行政等と連携し、地域におけるさまざまな福祉問題を計画的に解決していくための基本指針とするものです。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」((社福)全国社会福祉協議会)では、「地域福祉計画と地域福祉活動計画については、地域福祉を推進するために「連携」「協働」や「補完」するものとして位置付けられている」と記載されています。

### 〈社会福祉法より抜粋〉

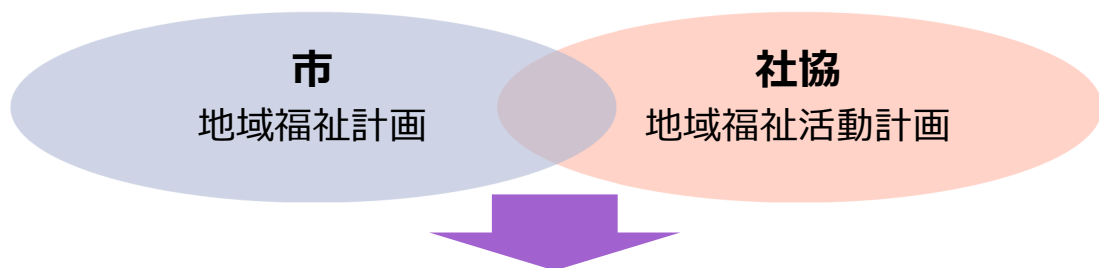
#### 第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

本市及び和光市社会福祉協議会(以下、社協という。)では、第四次計画から引き続き、地域福祉推進のための基盤や体制を作る地域福祉計画と、それを実行するため、「自助」「互助」の具体的活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定しています。このことにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等、地域に関わるものの役割や協働が明確になり、和光市独自の取り組みとして、地域共生社会を実現することを念頭に置いたさまざまな地域課題を解決する福祉基盤を構築し、実行性を高めます。

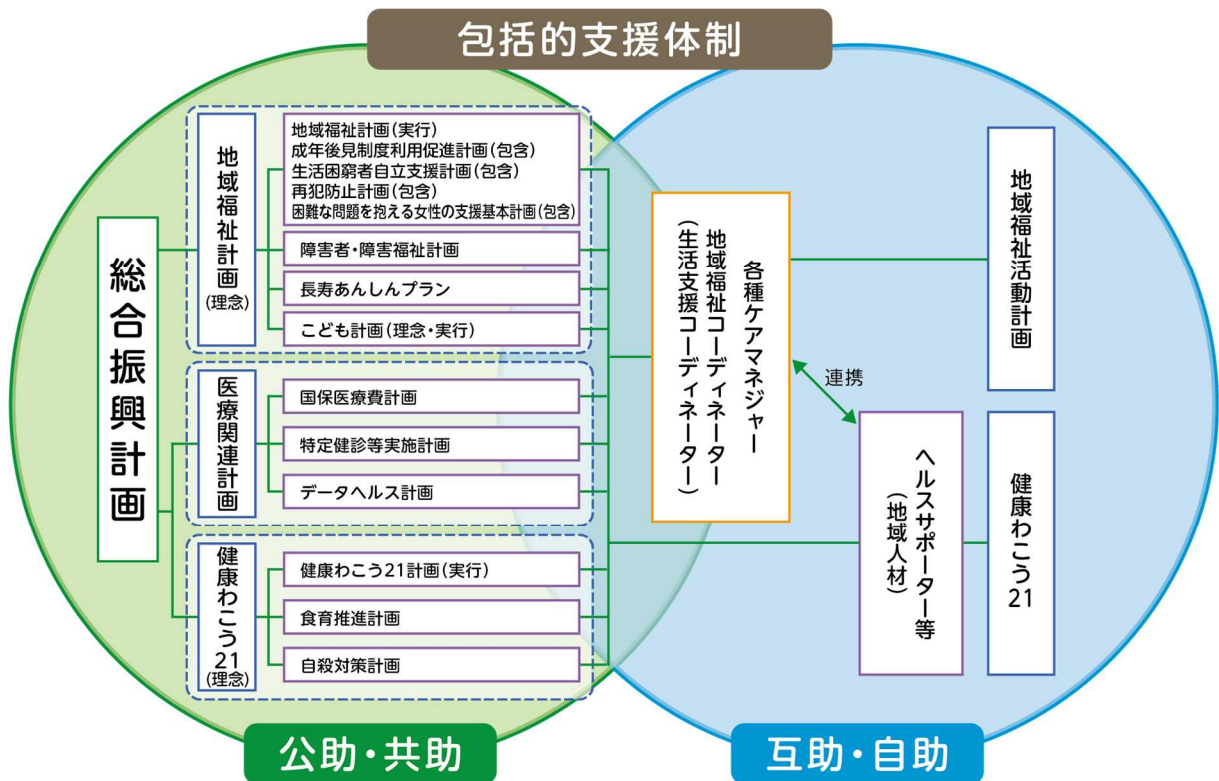


### (3)他計画等との関係

地域福祉計画では、他の福祉関係計画の理念及び共通事項を定め、また関係計画では、その内容を踏まえて、施策の実行において相互連携を図っています。

また、地域福祉計画と同様に、理念と共通事項を定め、各関係計画の連携を図っている「医療関連計画」及び「健康わこう21計画」と、地域福祉計画がそれぞれ連携することで、関係する計画の施策全てが機能的に連携することを目指します。

【他計画等との関係】



### 3. 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの【6か年】を計画期間とします。

【地域福祉計画及びその関連計画の期間】

計画	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
和光市総合振興計画	第四次	第五次										第六次	
地域福祉計画		第四次						第五次					
障害者計画・障害福祉計画	第五次 第5期	第六次・第6期			第七次・第7期			第八次・第8期			第九次 第9期		
長寿あんしんプラン	第7期	第8期		第9期			第10期			第11期			
こども計画 (子ども・子育て支援事業計画)	第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画							
健康わこう21計画 食育推進計画	第二次健康わこう21計画 第三次食育推進計画						第三次健康わこう21計画 第四次食育推進計画						
自殺対策計画	第1期		第2期				第3期			第4期			
国民健康保険保健事業実施計画	第2期				第3期					第4期			
特定健康診査等実施計画	第3期				第4期					第5期			
国民健康保険事業計画	第1期	第2期			第3期			第4期			第5期		

## 4. 計画の推進体制

本計画は、市民・社協・市の3者の協働により推進するものです。そのため、それぞれがその役割を担い計画を推進していくとともに、定期的な推進状況等の情報共有や計画の見直しを行う必要があります。計画の円滑かつ確実な推進のため、以下の取り組みを実施します。

### ○和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

本計画を実行性のあるものとするために、市民・社協・市の3者で構成する委員会を設置し、計画に基づいた活動を展開し、適宜評価を行っていきます。

また、計画の中間年の見直し、あるいは法改正等、社会情勢の変化に応じた必要な見直しを図るため、検討部会の設置等を行います。

### ○職員推進部会

第四次計画に引き続き、社協内部に「職員推進部会」を設置し、地域福祉活動計画における具体的な事業の検討及び各部署・各施設における日常の点検・進捗管理を行います。

活動計画における取り組みについては、社協の部署ごとに、より具体的な事業を検討し、それぞれの年次計画に落とし込みます。また、社協職員が一丸となって計画を推進していきます。事業の進捗状況の把握、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的な点検・評価、計画の見直しを行います(概ね年3回)。

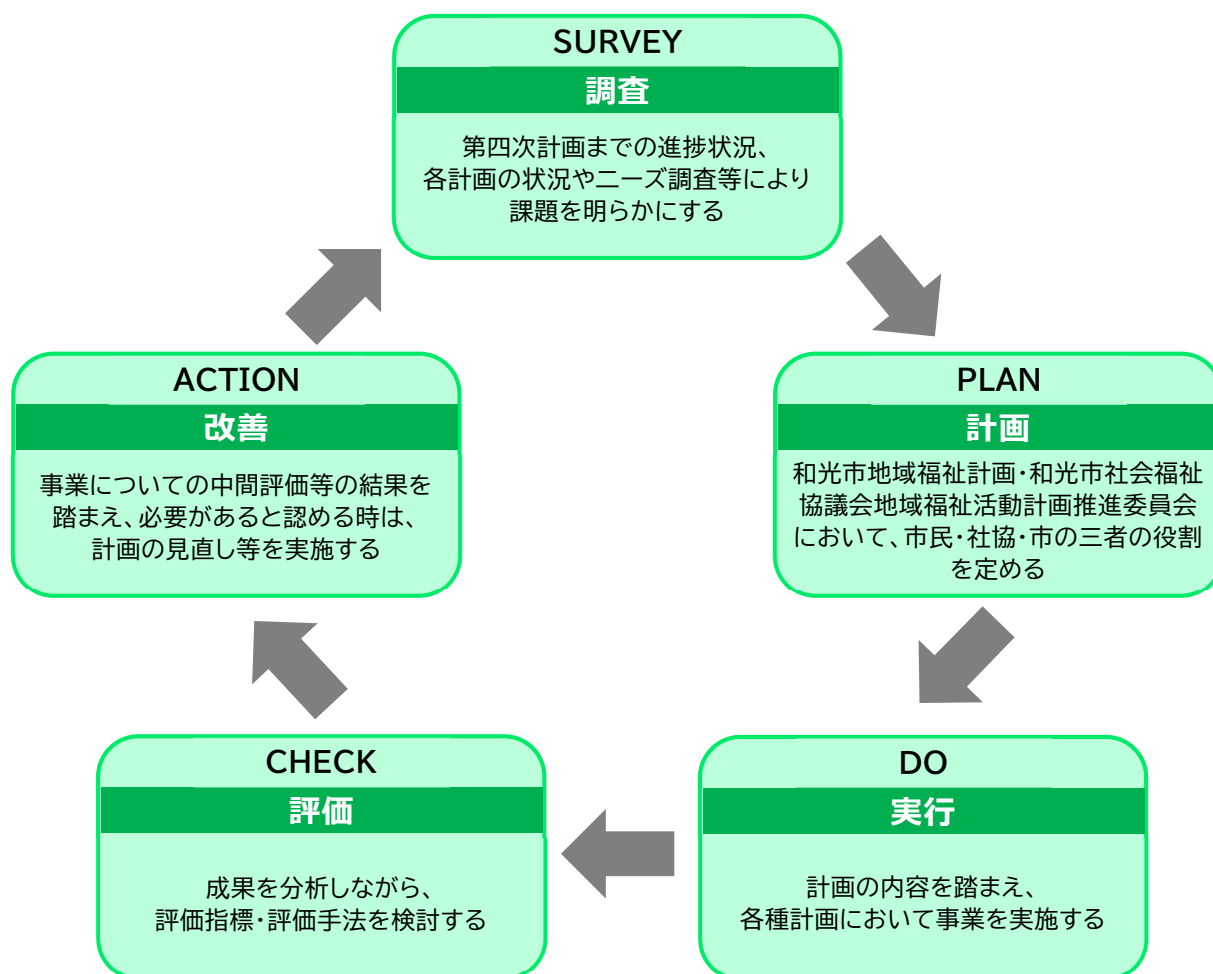
着実に計画を推進していくために、共通理念・目標のもと、各部署・各施設での業務に取り組めます。これにおいても社会情勢やニーズに合わせた事業展開を心掛け、地域福祉の推進に努めます。

## 5. 計画の評価手法

本計画は、SPDCA サイクルに沿って評価を実施します。

「和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において本計画を定め(PPLAN)、計画に基づいて事業を実施していく(DO)とともに、進捗確認・事業評価を行い(CHECK)、必要に応じて見直し・改善をしていながら(ACTION)、次期計画のための調査の準備等を行っていきます(SURVEY)。

【計画における SPDCA サイクル】



# 第2章

## 地域福祉に関する現状と課題

コード

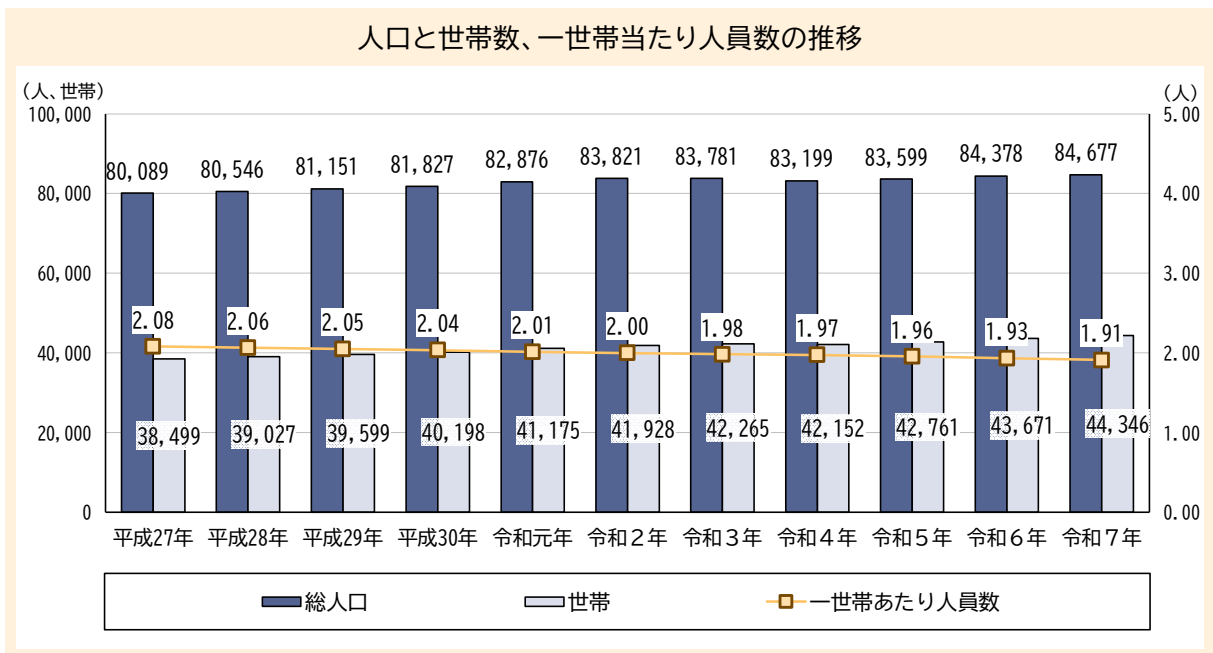
コード

# 1. 統計データから見る市の現状

## (1)人口や世帯から見る現状

### ①人口と世帯数の推移

- ・和光市の人口は、令和7(2025)年3月31日現在で 84,677 人となっています。
- ・また、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和3(2021)年以降は 2.00 人を割り込み、令和7(2025)年3月31日現在で 1.91 人となっています。

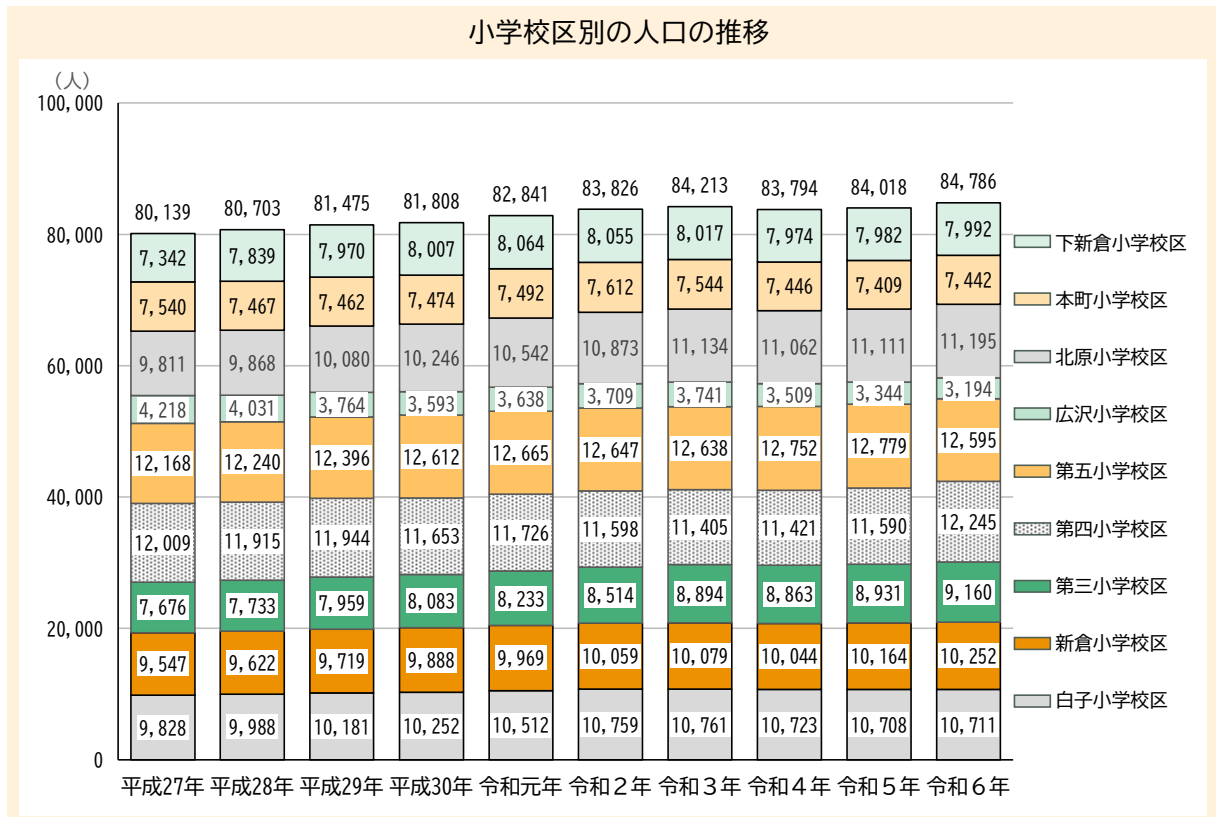


資料：統計わこう(令和7(2025)年3月31日現在)

コード

第2章 地域福祉に関する現状と課題

- ・小学校区別に人口の推移をみると、第三小学校区と北原小学校区では増加が続いています。また、第五小学校区では増減を繰り返しながらも、令和6(2024)年は12,595人と最も多い人口となっています。
- ・一方で、広沢小学校区では減少傾向が続いており、令和6(2024)年は3,194人と、平成27(2015)年の4,218人から約25%の減少となっています。

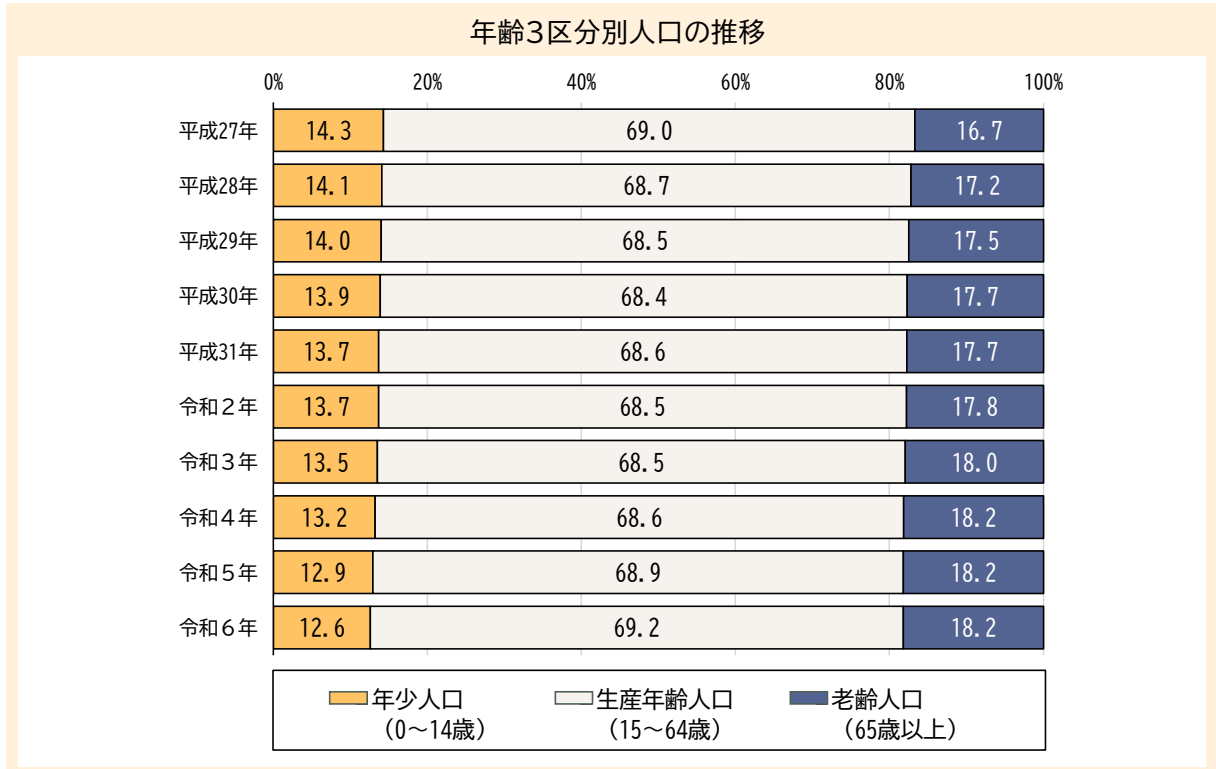


資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

コード

②年齢区分別人口割合の推移

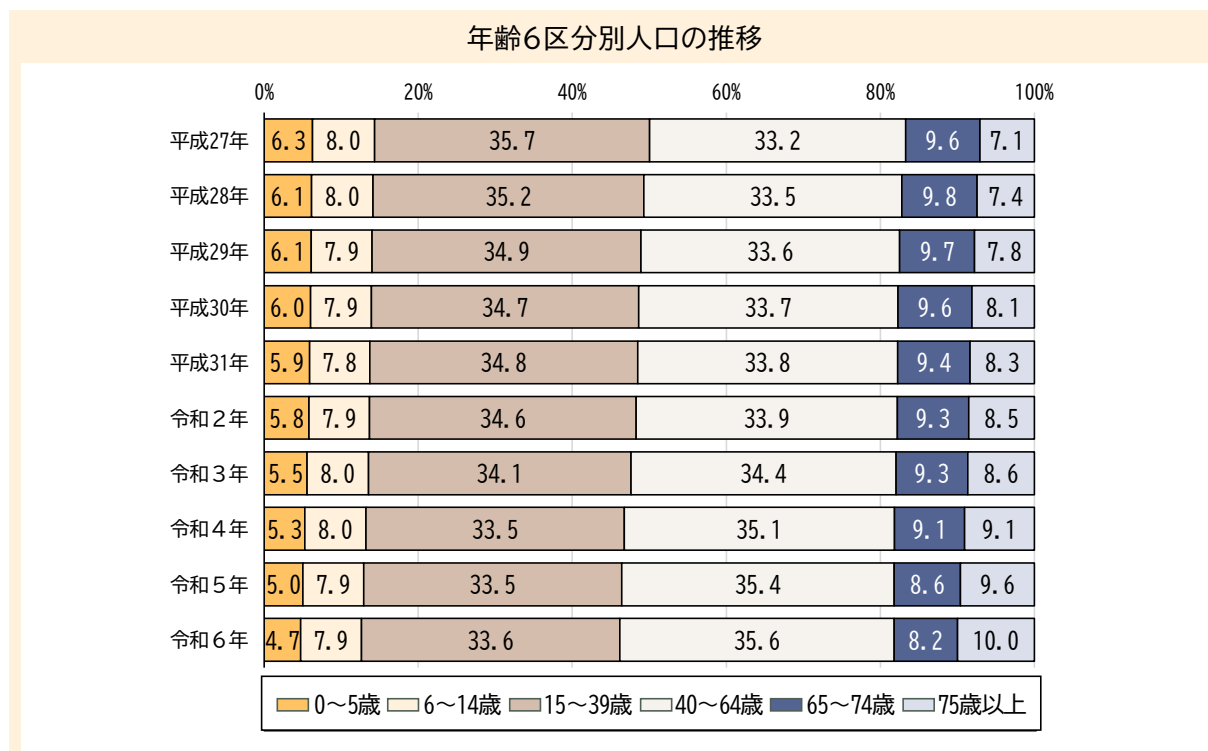
・3区分別に年齢人口割合をみると、年少人口(0～14歳)については低下傾向、高齢人口(65歳以上)については上昇傾向となっています。



資料：統計わこう(各年3月31日現在)

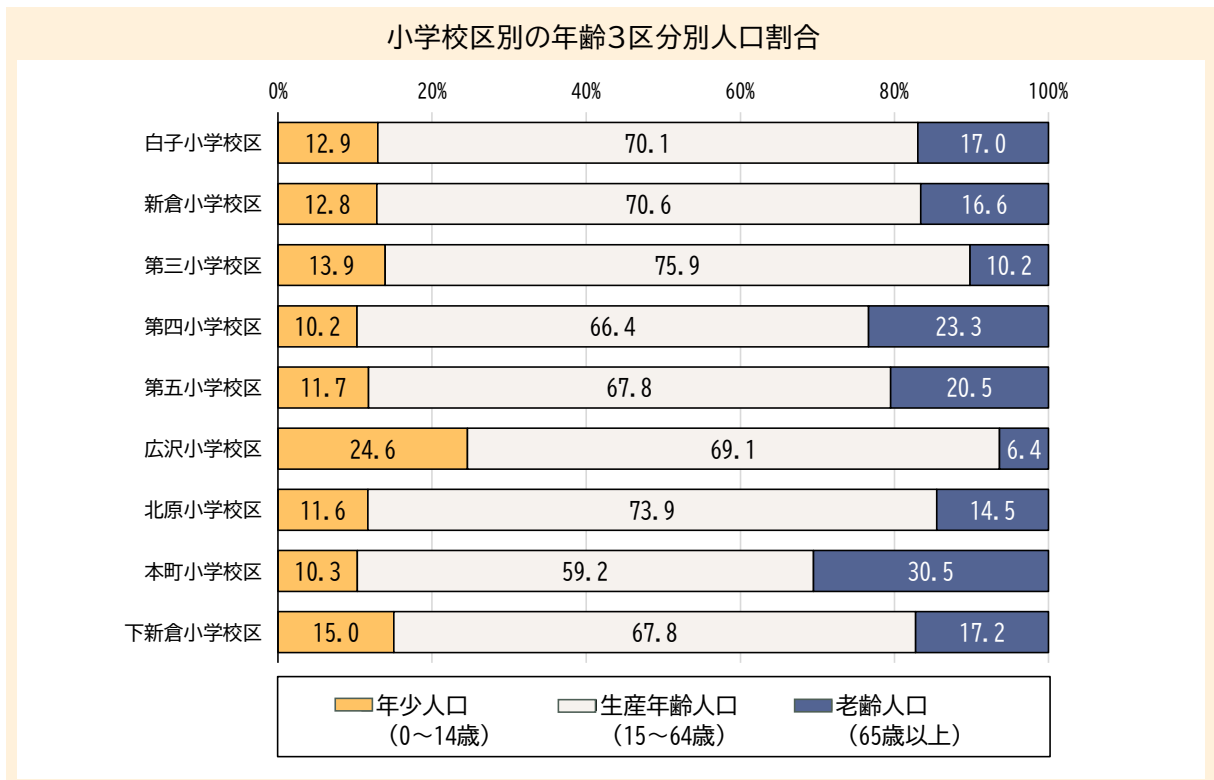
コード

- ・6区分別に年齢人口割合をみると、年少人口のうち、特に就学前児童(0～5歳)については低下傾向がみられます。
- ・生産年齢人口のうち、特に若年層(15～39歳)については低下傾向がみられます。
- ・高齢人口のうち、後期高齢者(75歳以上)については上昇傾向がみられ、令和5(2023)年以降は後期高齢者が前期高齢者(65～74歳)を上回り、その差が拡大しています。



資料：統計わこう(各年3月31日現在)

- ・小学校区別に年齢3区分別人口割合をみると、年少人口(0～14歳)は広沢小学校区で24.6%と突出して高くなっています。
- ・生産年齢人口(15～64歳)は、第三小学校区、北原小学校区、新倉小学校区、及び白子小学校区で70%を超えています。
- ・高齢人口(65歳以上)は、広沢小学校区で10%を割り込む一方で、第四小学校区、第五小学校区、本町小学校区では20%を超え、特に本町小学校区では30.5%と突出して高くなっています。

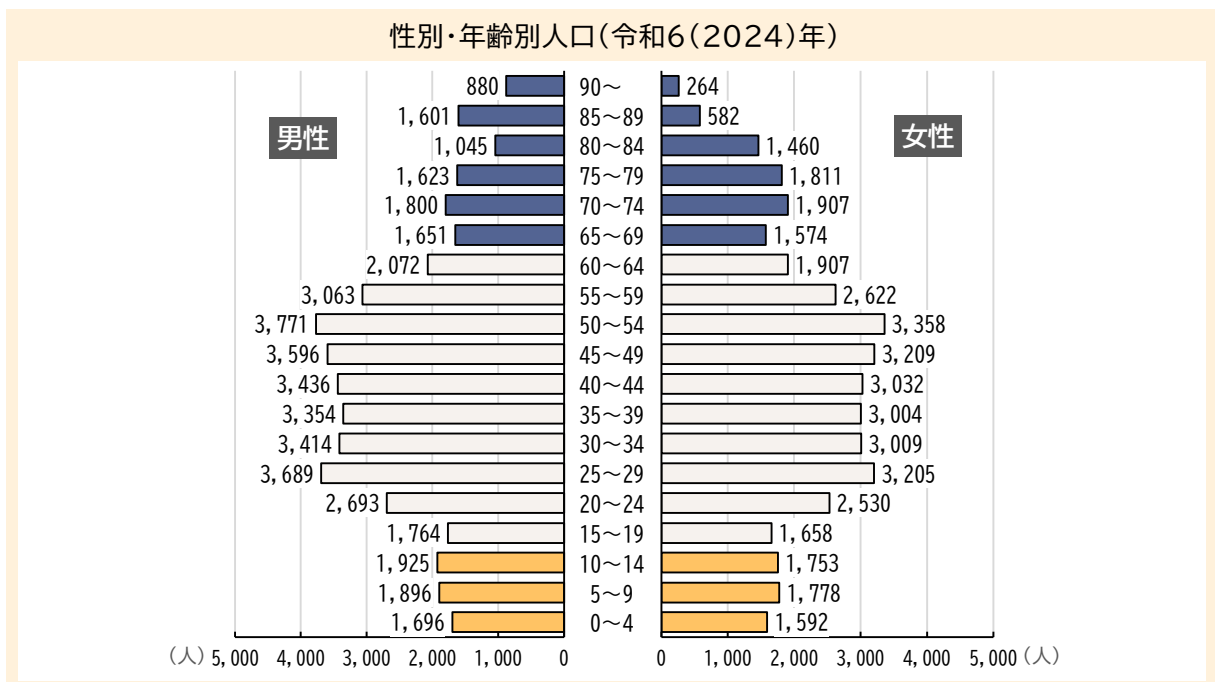
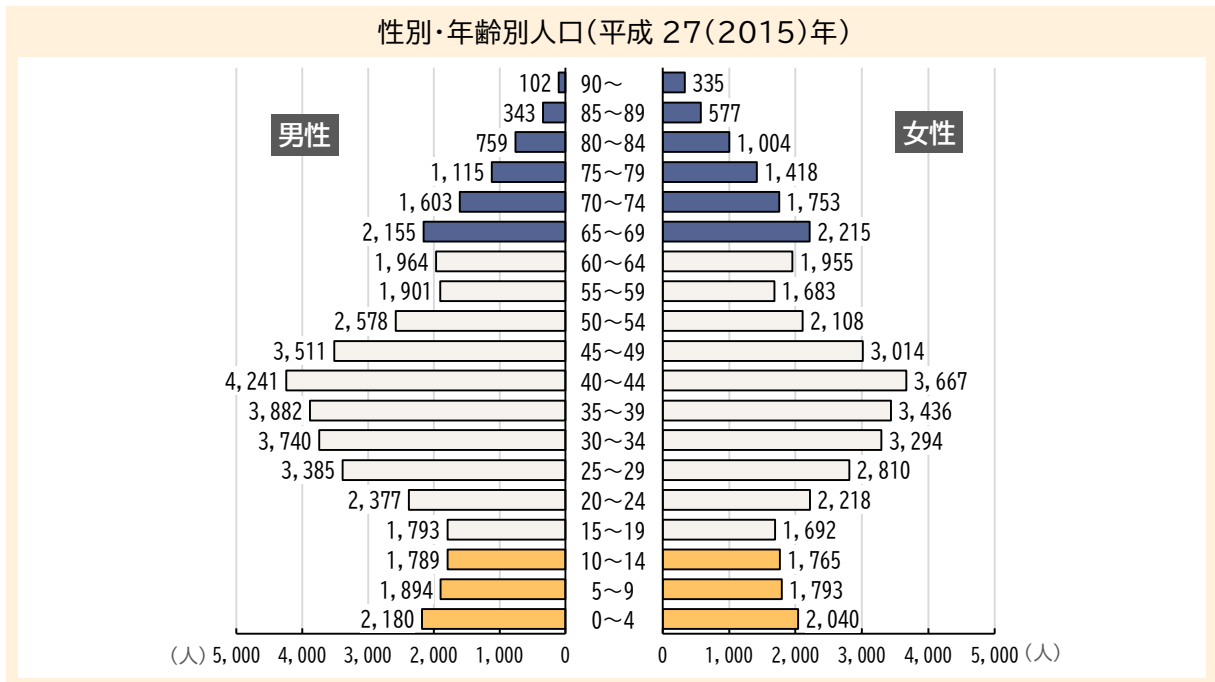


資料：住民基本台帳人口（令和6（2024）年1月1日現在）

コード

③性別・年齢別人口

- ・平成 27(2015)年と令和6(2024)年人口を比較すると、平成 27(2015)年では男性・女性ともに40～44歳、令和6(2024)年では男性・女性ともに50～54歳が最も多くなっています。
- ・平成 27(2015)年では25歳から49歳まで、令和6(2024)年では25歳から54歳までの幅広い年齢層が最大構成層となっています。
- ・令和6(2024)年には、団塊の世代(昭和22(1947)年～昭和24(1949)年生まれ)が75～79歳の年齢層となり、特に男性では75歳以上人口が増加しています。

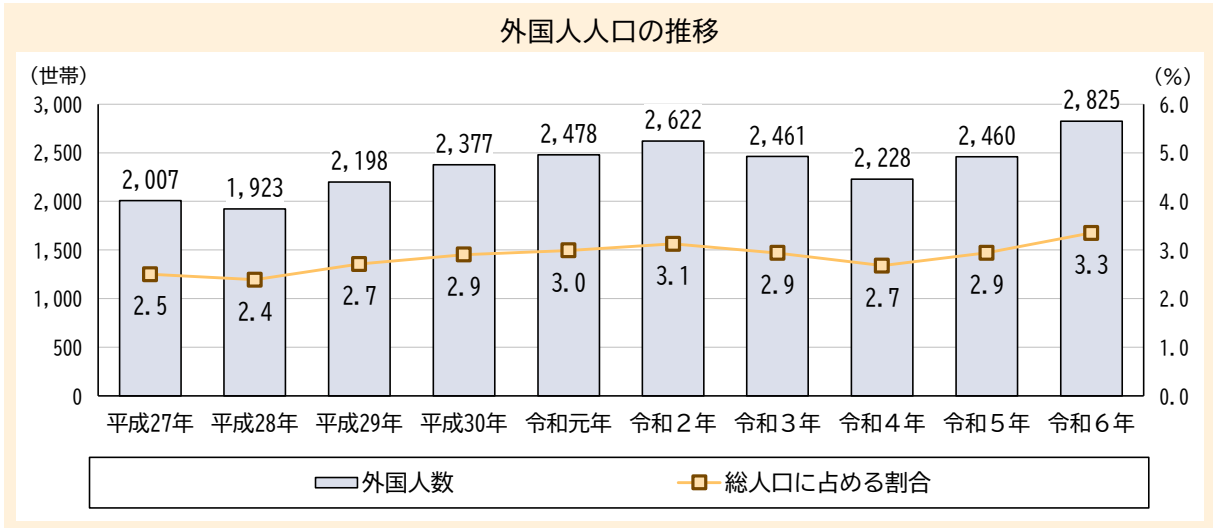


資料：統計わこう(各年3月31日現在)

コード

#### ④外国人人口の推移

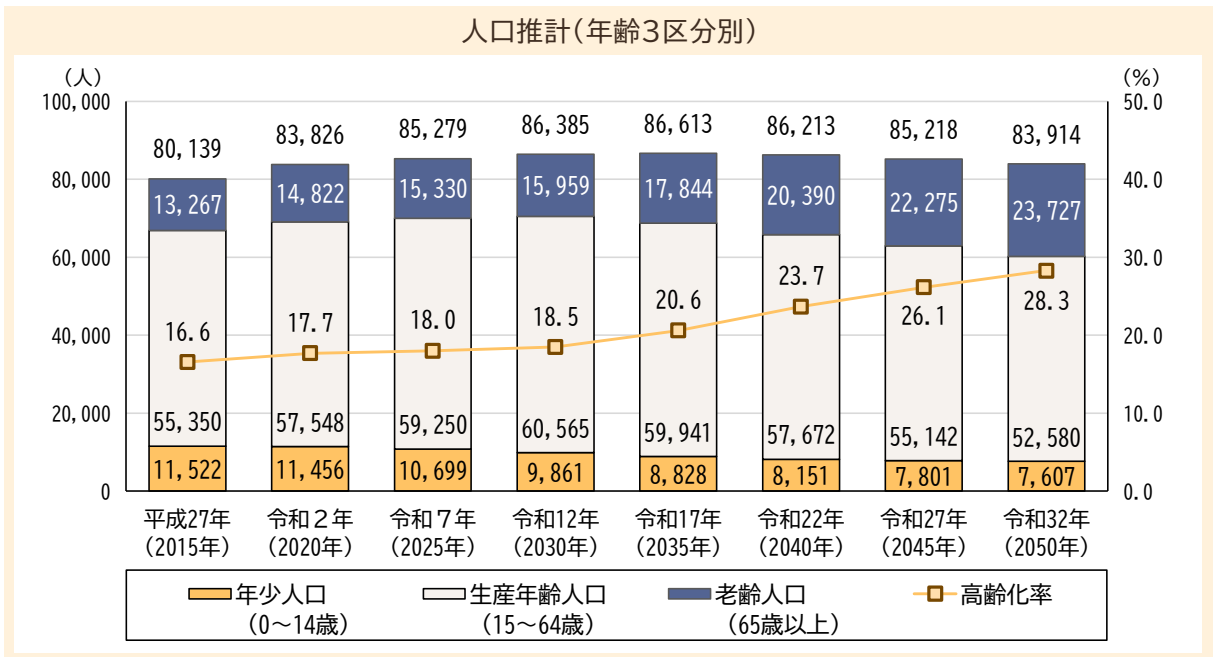
- ・外国人数は、コロナ禍の令和2(2020)年度以降に一時減少しましたが、令和4(2022)年以降は増加に転じています。



資料：統計わこう(各年3月31日現在)

#### ⑤人口推計

- ・将来人口推計によると、総人口は令和17(2035)年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。
- ・高齢人口(65歳以上)については、高齢化率(総人口に占める高齢人口の割合)が令和17(2035)年に20%を超え、上昇傾向が続くと推計されています。



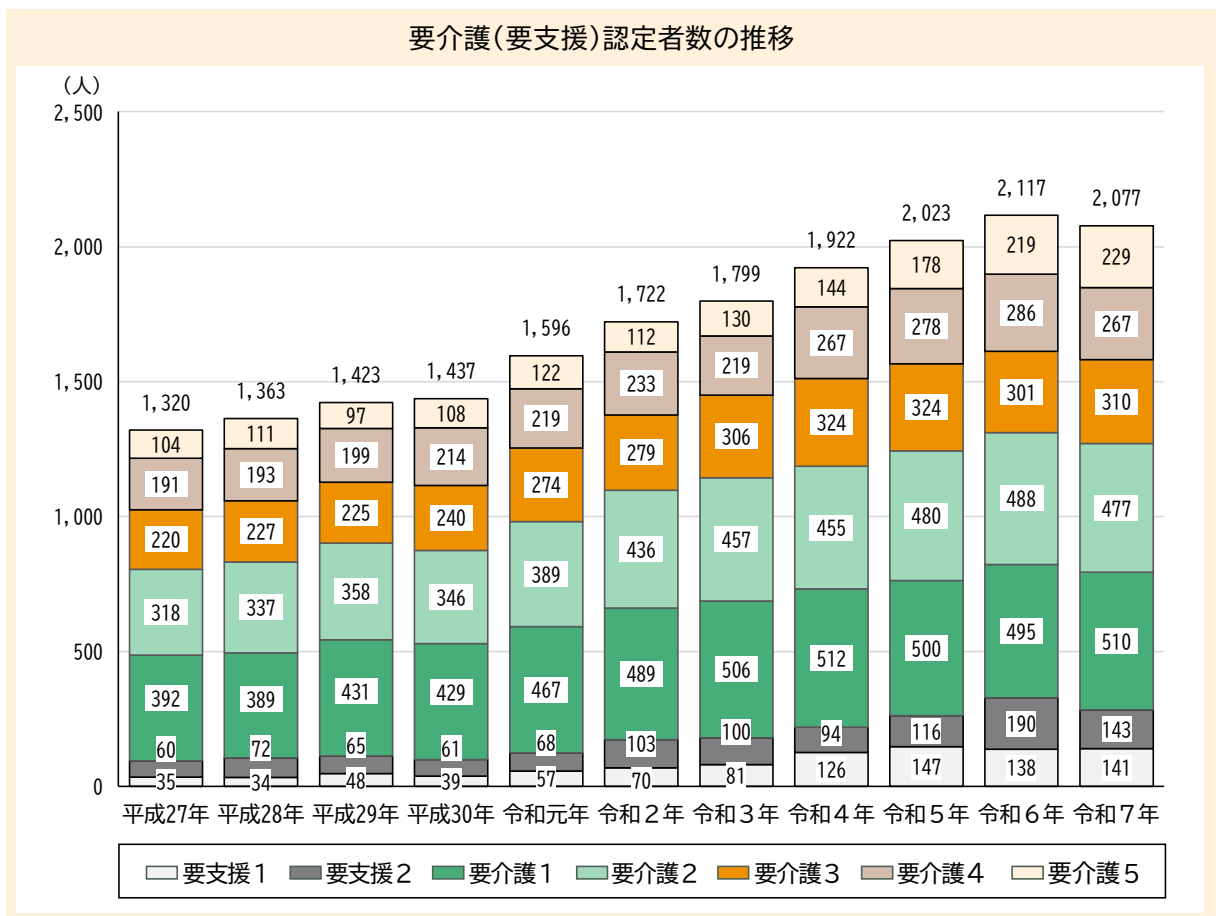
資料：第五次和光市総合振興計画中間見直し基礎資料 基準人口：令和6(2024)年1月1日現在の住民基本台帳

コード

(2) 地域福祉の領域に関する現状

① 高齢者に関する状況

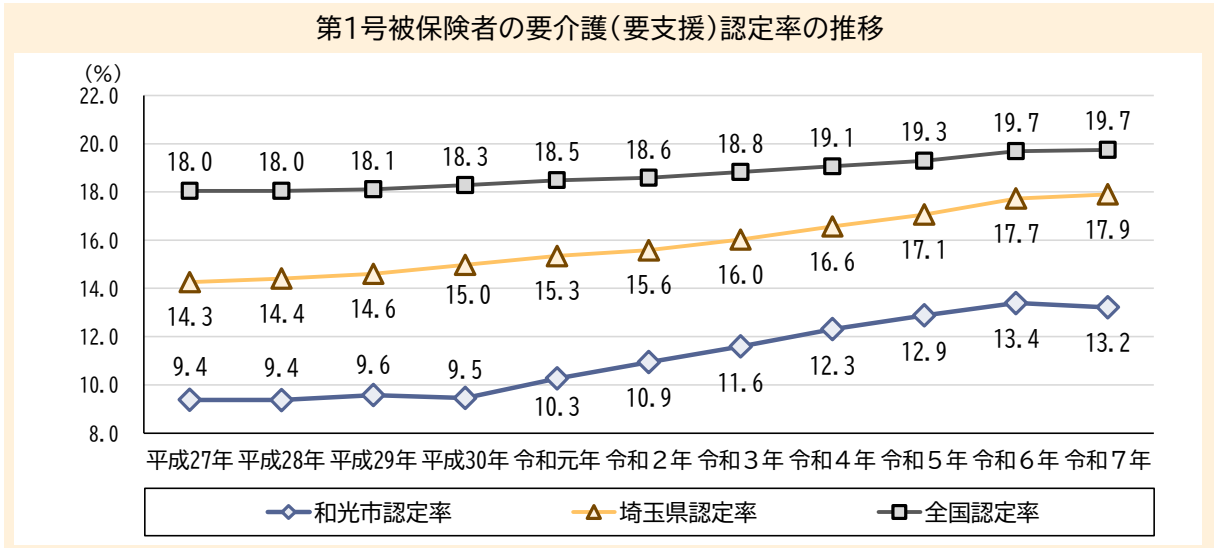
- ・要介護(要支援)認定者数の推移をみると、令和6(2024)年まで一貫して増加しています。
- ・最も介護度が高い要介護5の認定者数は、平成27(2015)年の104人から令和7(2025)年には229人と、倍以上に増加しています。
- ・比較的軽度である「要介護1」の認定者数は、平成27(2015)年の392人から令和7(2025)年には510人と増加し、全ての区分の中で最も人数が多くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業報告」(各年9月末現在)

コード

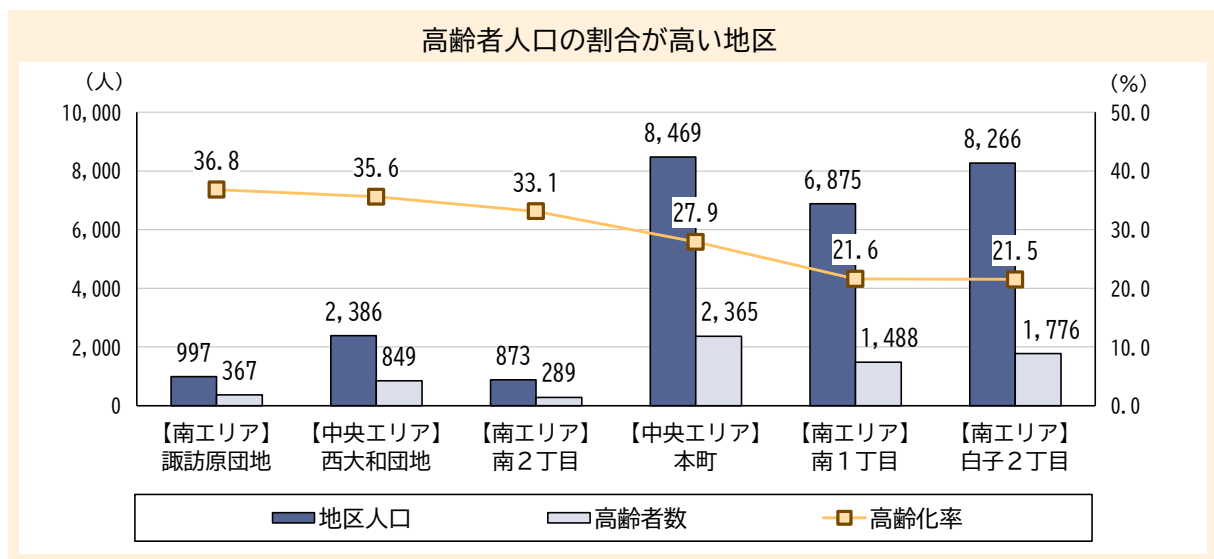
- ・第1号被保険者(65歳以上の介護保険被保険者)のうち、要介護(要支援)認定を受けた割合(認定率)をみると、全国や埼玉県の水準を下回っているものの、その伸び率は大きくなっています。
- ・特に、平成30(2018)年の9.5%から令和元(2019)年以降に認定率は大きく上昇し、令和6(2024)年には13.4%に達しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業報告」(各年9月末現在)  
令和7(2025)年は3月末現在

### 地区別高齢者人口割合

- ・市内の人口500人以上の地区のうち、65歳以上の人口割合(高齢化率)をみると、高齢化率が30%を上回っているのは3地区で、いずれも昭和40年代に建築された団地となっています。
- ・高齢化率が高い上位6地区は南エリアに多くなっています。

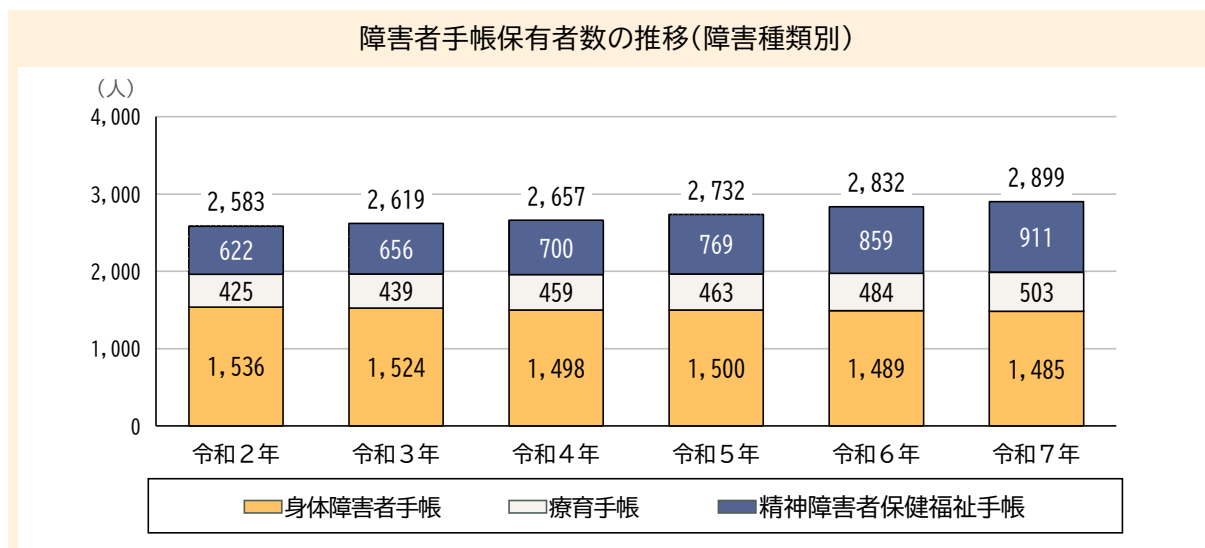


資料：指定区別年齢別男女別人口(令和7(2025)年9月末現在)

コード

## ②障害のある方に関する状況

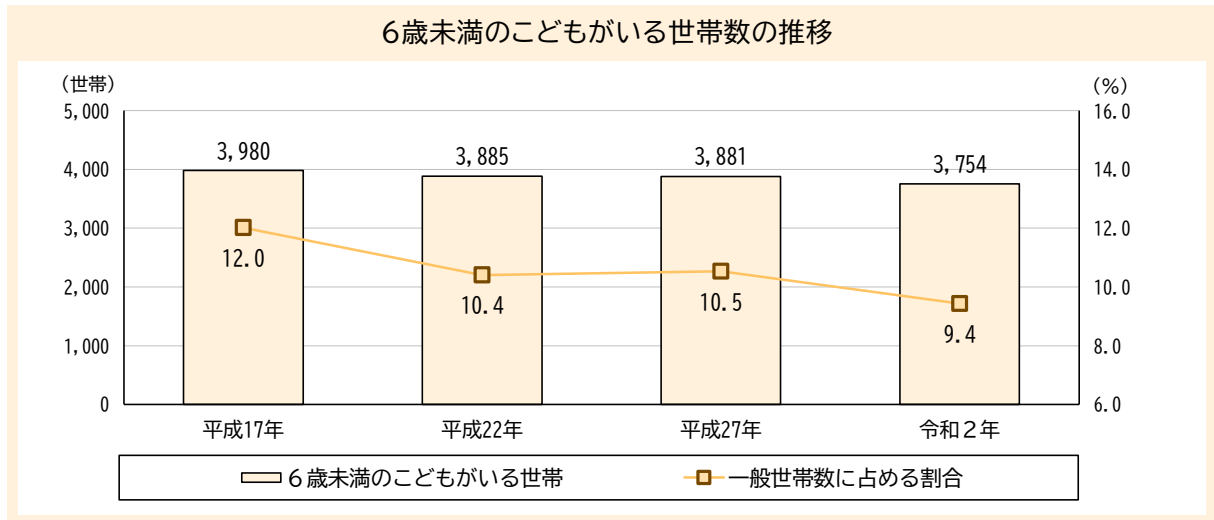
- ・障害者手帳保有者数の推移をみると、全体の所持者数は毎年増加しており、令和7（2025）年は2,899人となっています。
- ・障害種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者は令和2（2020）年の622人から令和7（2025）年の911人と、他の障害より高い増加傾向がみられます。療育手帳の所持者数もゆるやかな増加傾向にあります。一方、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向がみられます。



資料：統計わこう（各年4月1日現在）

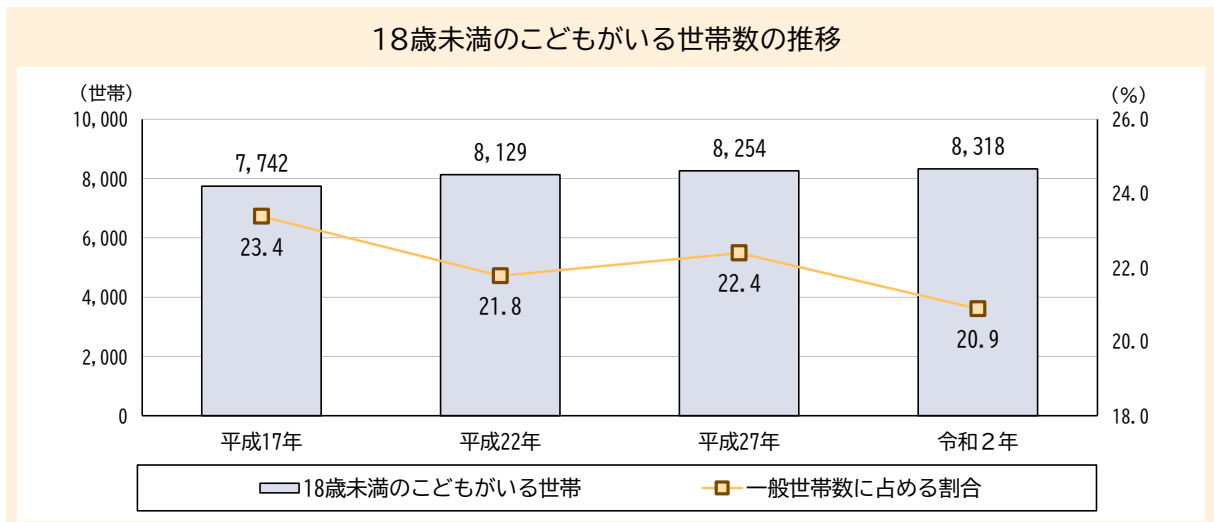
③ 児童に関する状況

- ・6歳未満の子どもがいる世帯数は、平成17(2005)年の 3,980 世帯から令和2(2020)年には 3,754 世帯へと一貫して減少しています。
- ・一般世帯数に占める割合も低下しており、平成17(2005)年の 12.0%から令和2(2020)年には 9.4%まで低下しています。



資料：国勢調査

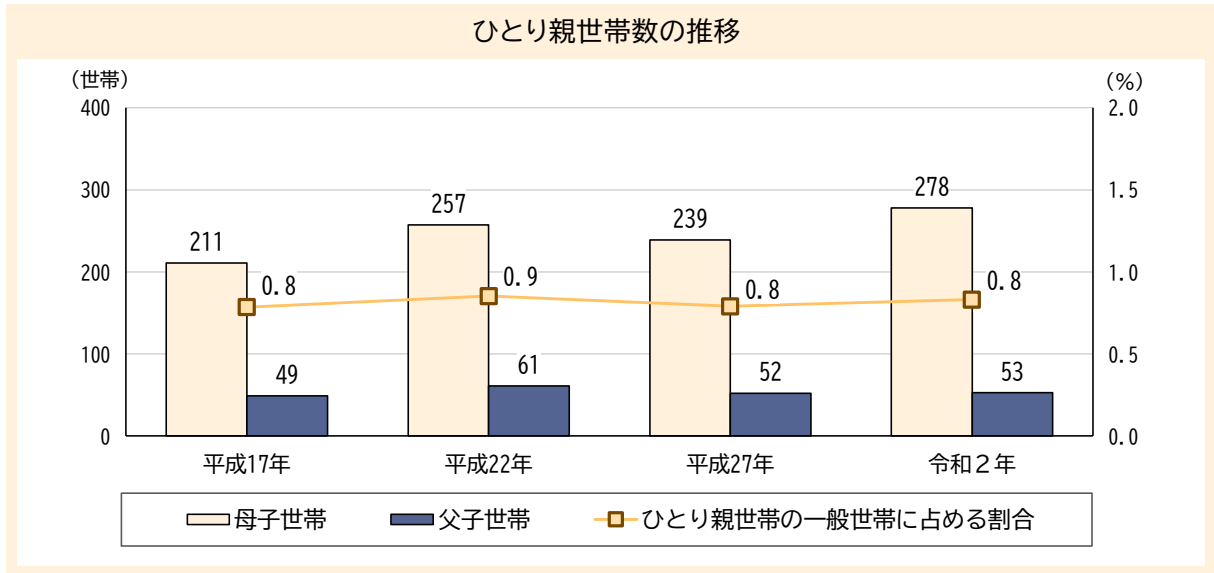
- ・18歳未満の子どもがいる世帯数は、平成17(2005)年の 7,742 世帯から令和2(2020)年には 8,318 世帯へと一貫して増加しているものの、一般世帯数に占める割合は低下しており、令和2(2020)年には 20.9%となっています。



資料：国勢調査

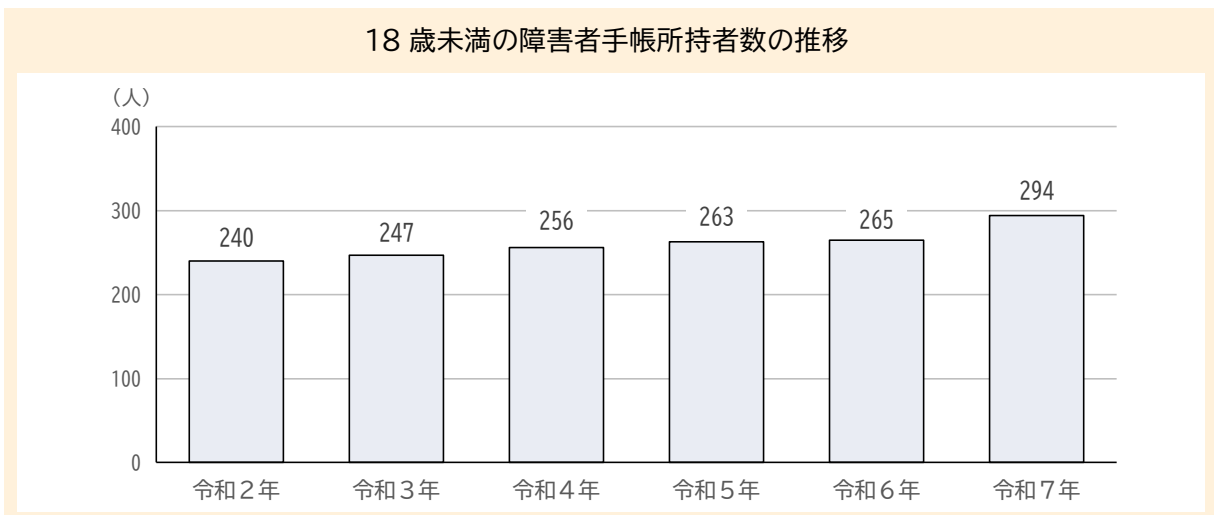
コード

- ・ひとり親世帯数をみると、母子世帯は平成17(2005)年は211世帯であったものが、令和2(2020)年には278世帯に増加しています。
- ・父子世帯は、平成22(2010)年に 61 世帯と一時増加したものの、令和2(2020)年には53世帯と、横ばいで推移しています。

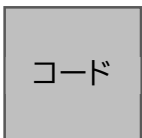


資料：国勢調査

- ・18歳未満の障害者手帳(身体・療育・精神)所持者数をみると、令和2(2020)年の240人から増加を続けており、令和7(2025)年には294人となっています。

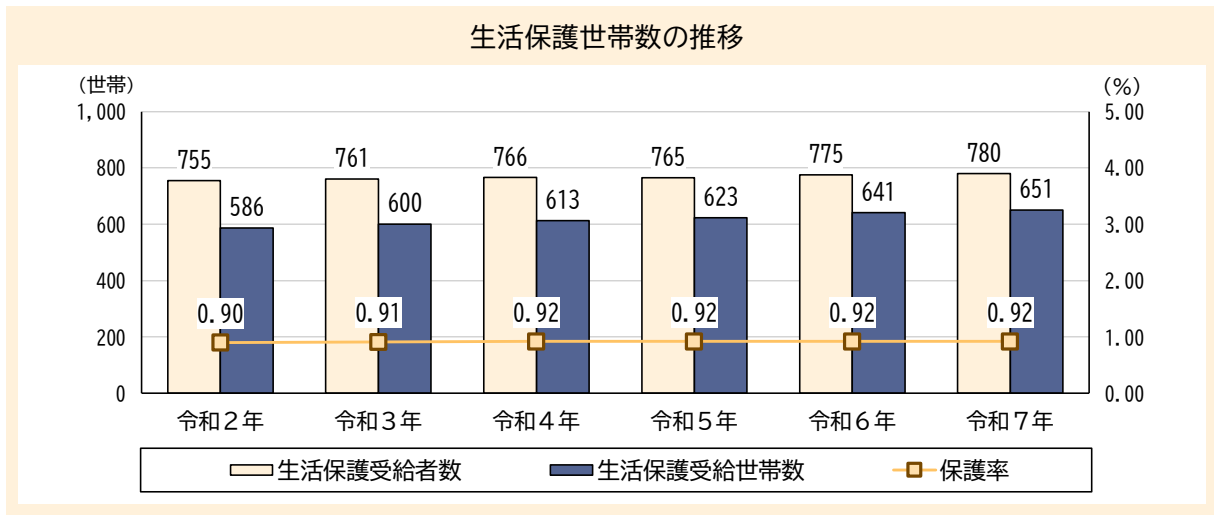


資料：障害福祉課（各年3月31日現在）



#### ④生活保護世帯に関する状況

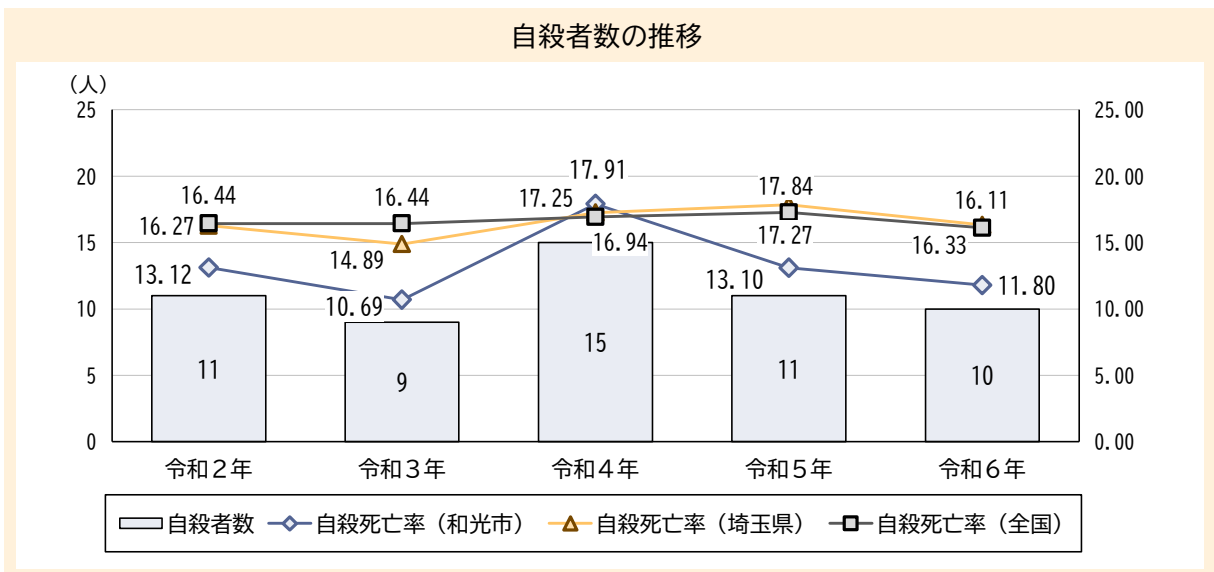
- ・生活保護受給者数及び受給世帯数は、令和2(2020)年から一貫して増加しています。
- ・総人口に占める受給者数の割合(保護率)は、令和4(2022)年以降は 0.92%と横ばいで推移しています。



資料：生活支援課調べ（各年3月31日現在）

#### ⑤自殺に関する状況

- ・自殺者数は、令和4(2022)年に15人と増加したものの、令和2(2020)年から令和6(2024)年では10人前後で推移しています。
- ・人口10万人当たりの自殺者数(自殺死亡率)は、令和4(2022)年に17.91と上昇したものの、令和2(2020)年から令和6(2024)年では全国及び県を下回る水準で推移しています。

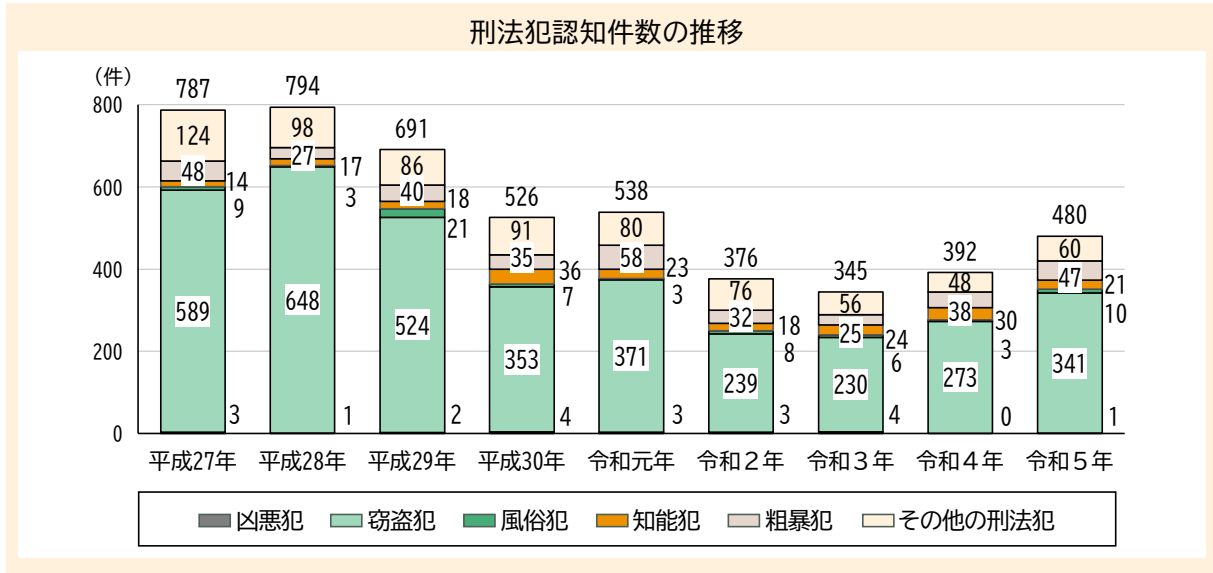


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

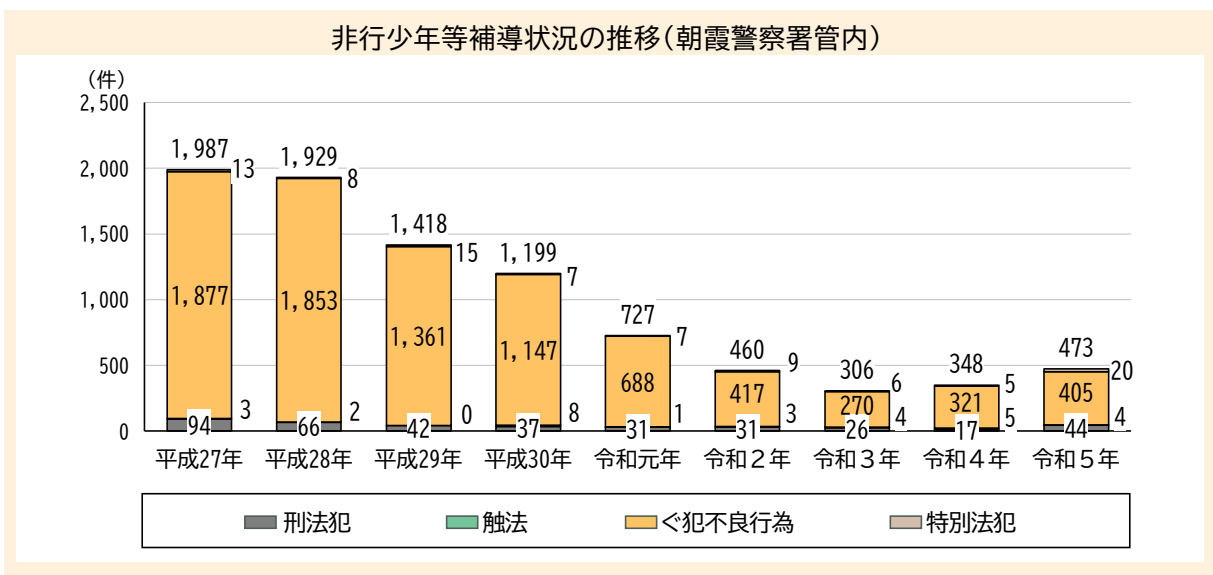
コード

⑥再犯防止に関する状況

- ・刑法犯の認知件数は、平成28(2016)年の794件をピークに、令和3(2021)年には345件まで大幅に減少したものの、その後は増加に転じ、令和5(2023)年には480件となっています。
- ・内訳をみると、いずれの年も窃盗犯が最も多くなっています。



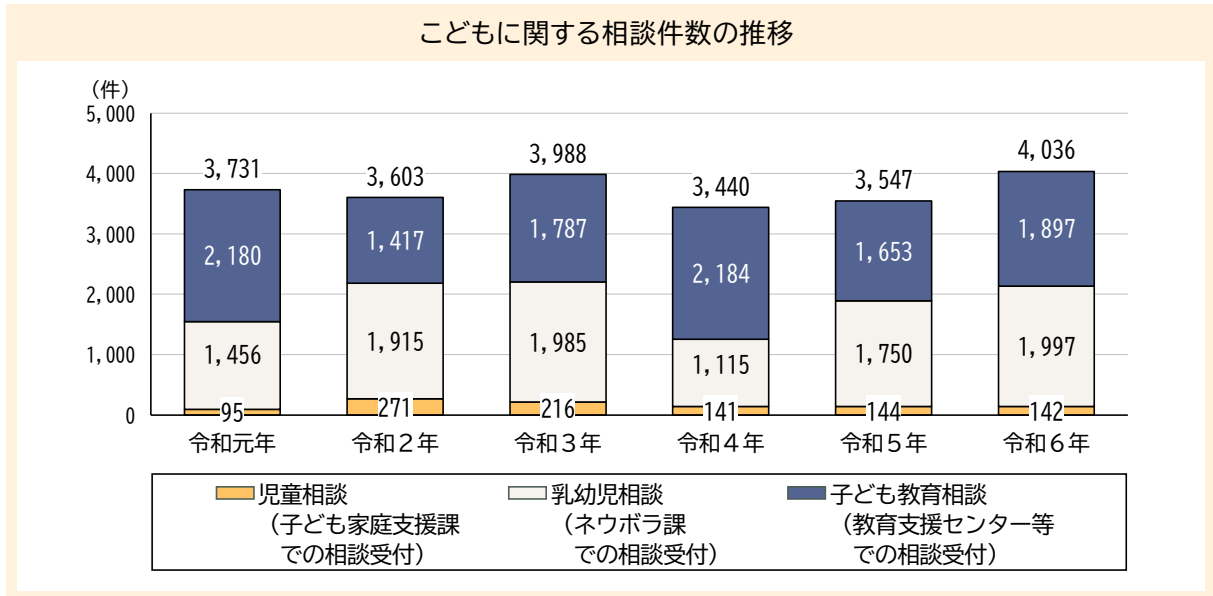
- ・非行少年等の補導件数は、平成27(2015)年の1,987件から令和3(2021)年には306件まで大幅に減少したものの、令和4(2022)年以降は増加傾向に転じ、令和5(2024)年には473件となっています。
- ・内訳をみると、いずれの年もぐ犯不良行為(具体的な犯罪・触法行為ではないものの、犯罪・触法行為につながるおそれがある行為)が大半を占めています。



コード

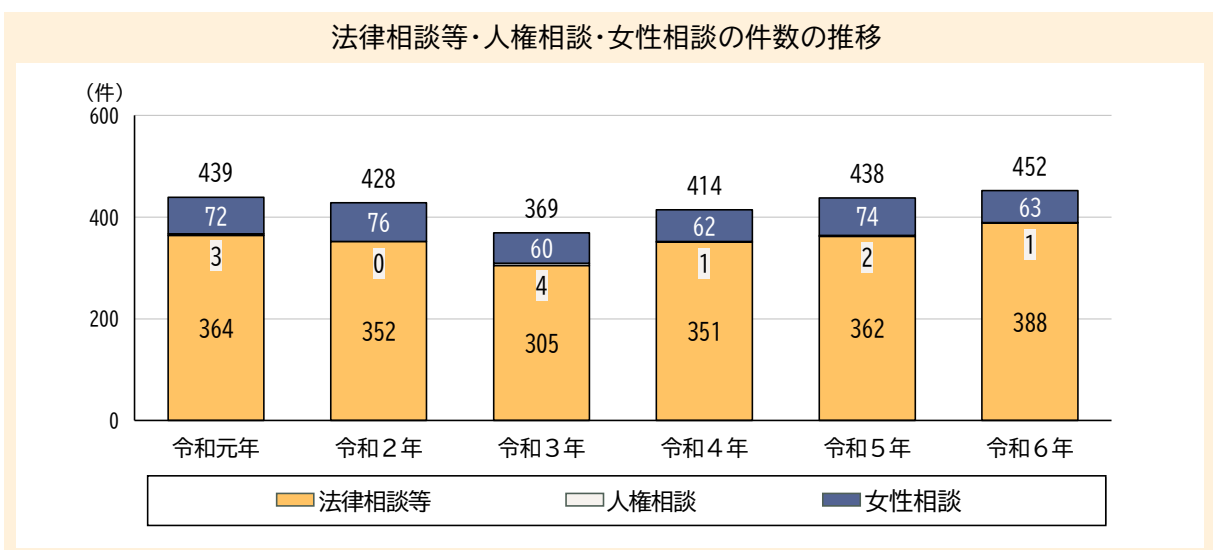
⑦相談支援等に関する状況

・こどもに関する相談のうち、こども教育相談の件数は、令和元(2019)年及び令和4(2022)年に2,000件を上回り、増減を繰り返しています。乳幼児相談の件数は、令和6(2024)年に1,997件と、過去6年で最も多くなっています。



資料：統計わこう

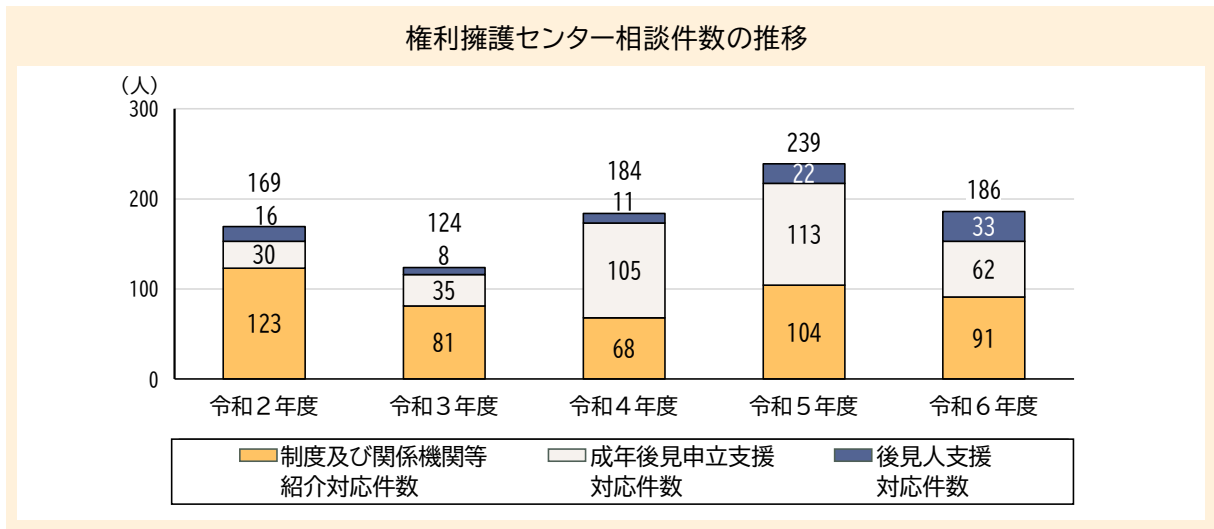
- ・法律相談等の件数は、令和元(2019)年の364件から令和3(2021)年には305件まで落ち込みましたが、その後は増加に転じ、令和6(2024)年は388件となっています。
- ・人権相談の件数は、年間0件から4件と少数で推移しています。
- ・女性相談の件数は、令和2(2020)年の76件から令和3(2021)年には60件と減少しましたが、その後は増減を繰り返し、令和6(2024)年は63件となっています。



資料：統計わこう

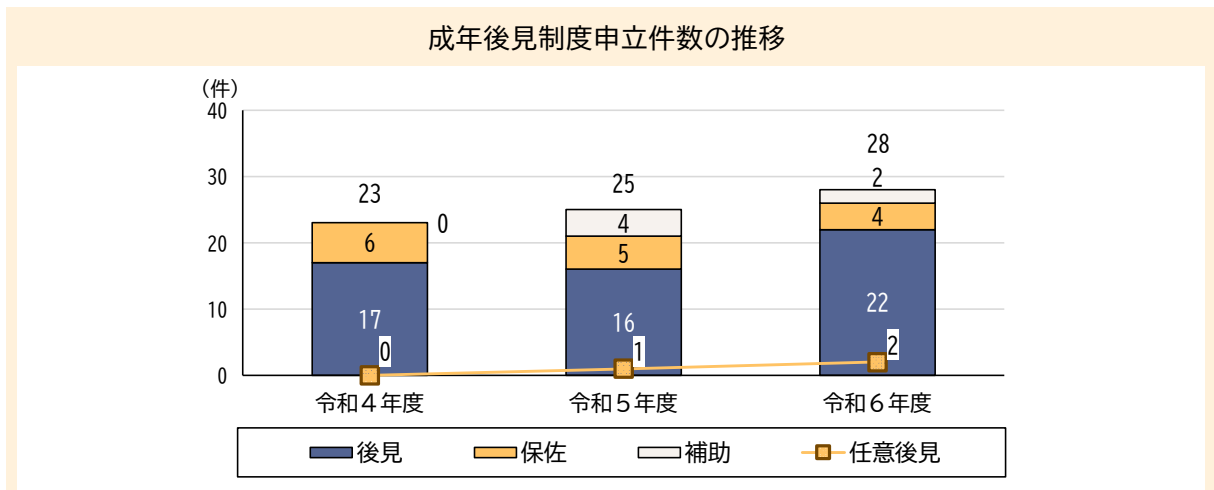
コード

・権利擁護センターで対応している相談件数は、各年度で増減はあるものの、制度及び関係機関等紹介対応件数や成年後見申立支援対応件数が多くなっています。令和6(2024)年度の相談件数は186件となっています。



資料：和光市権利擁護センター（各年度末時点）

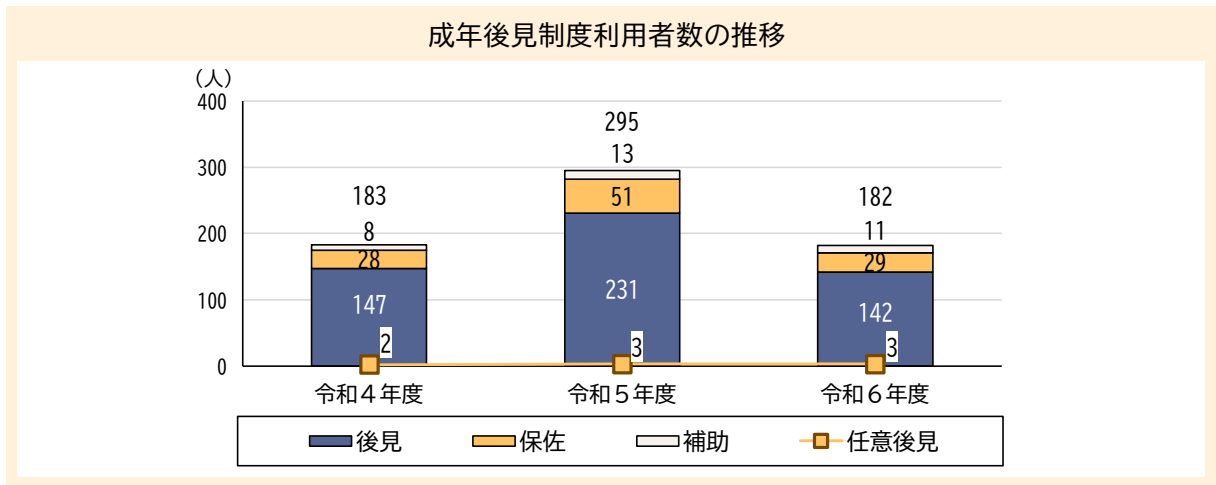
・成年後見制度の申立件数は、令和6(2024)年度は28件となっており、そのうち後見が22件で最も多くなっています。また、任意後見は2件となっています。



資料：和光市権利擁護センター（各年度末時点）

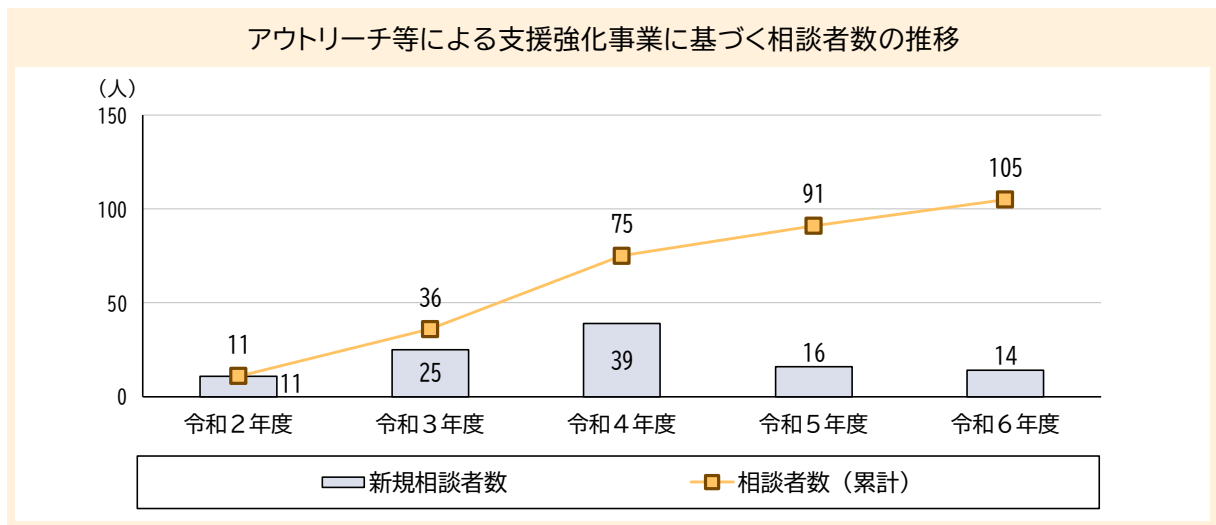
コード

・成年後見制度の利用者数は、令和6(2024)年度は182人となっており、そのうち後見が142人で最も多くなっています。また、任意後見は3人となっています。



資料：和光市権利擁護センター（各年度末時点）

・ひきこもり等に対する支援として令和2(2020)年に開始したアウトリーチ等による支援強化事業について、新規の相談者数は令和4(2022)年度までは増加が続き、令和6(2024)年度までの累計相談者数は105人となっています。

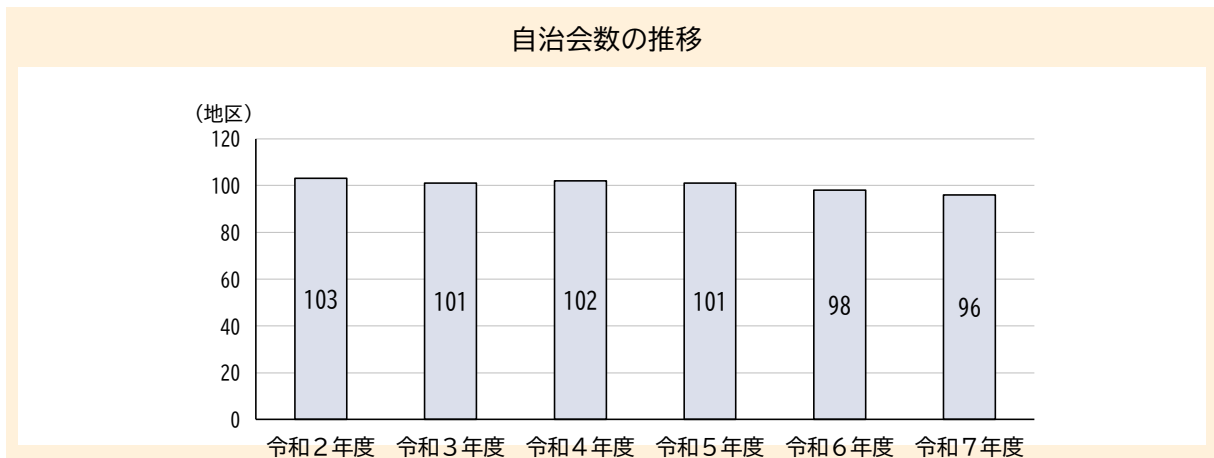


資料：和光市くらし・仕事相談センター調べ（各年度末時点）

コード

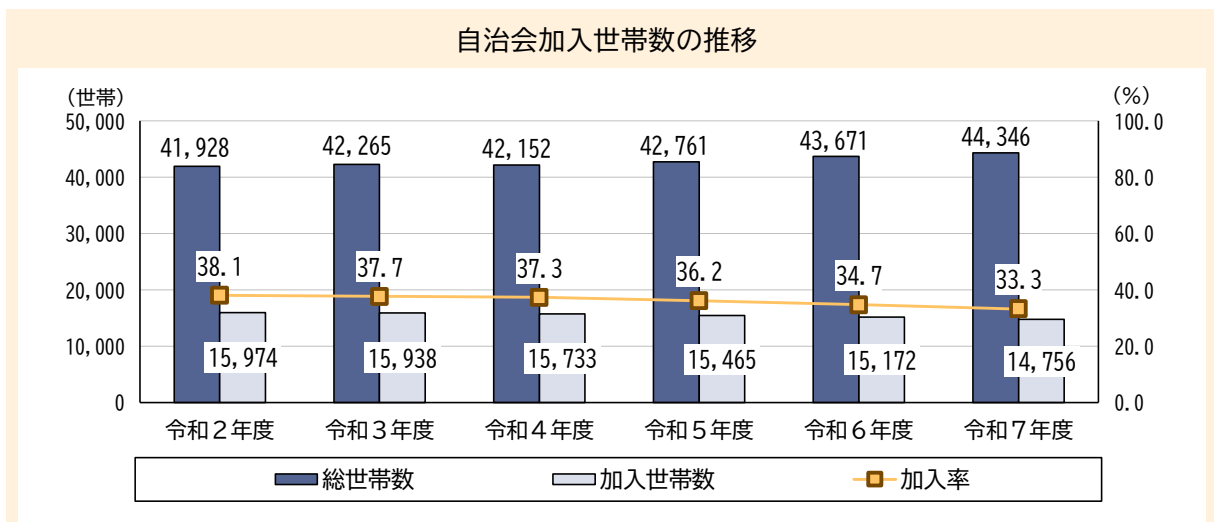
⑧地域活動の担い手に関する状況

・市内の自治会数は、令和4(2022)年度以降減少が続いています。



資料：市民活動推進課調べ（各年度4月1日現在）

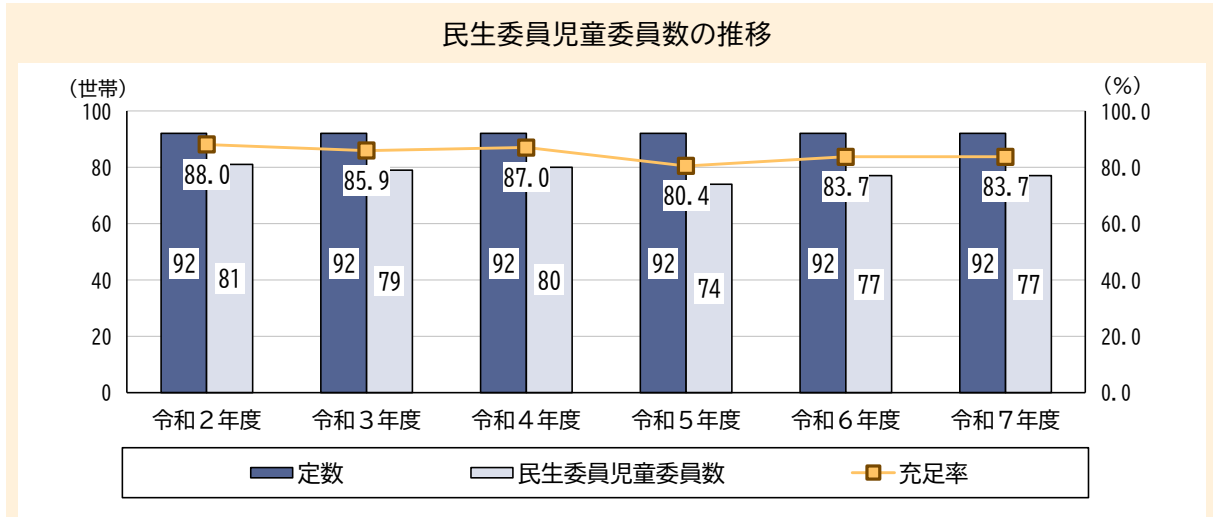
- ・自治会の加入世帯数は、令和2(2020)年度から一貫して減少しています。
- ・総世帯数に占める加入世帯数の割合(加入率)は、令和7(2025)年度は33.3%と、令和2(2020)年度から約5ポイント低下しています。



資料：市民活動推進課調べ（各年度4月1日現在）

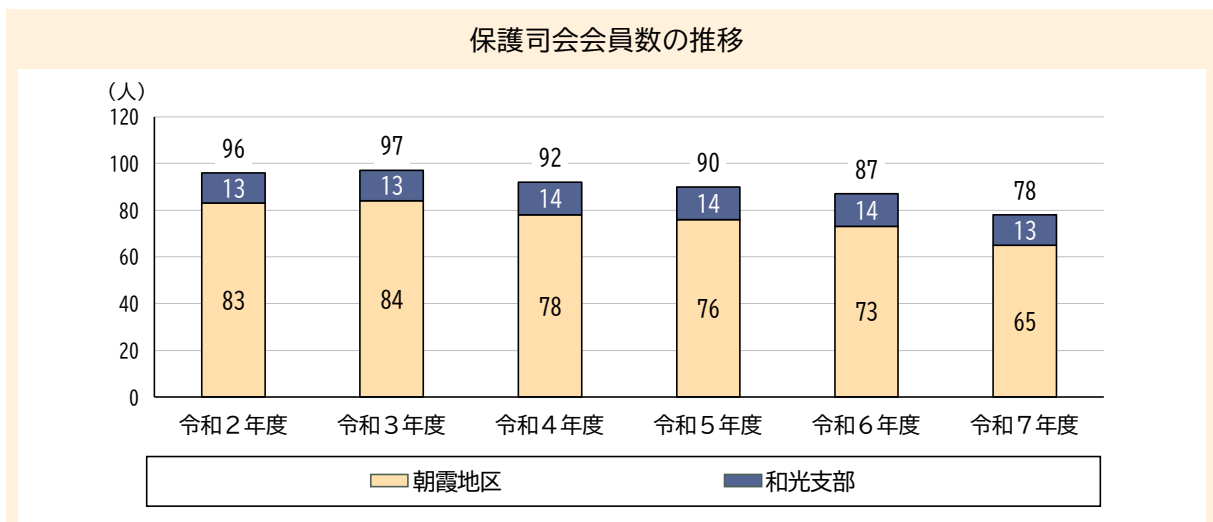
コード

- ・市内の民生委員児童委員数は、令和2(2020)年度以降、定数を下回る状況が続いています。
- ・定数に占める民生委員児童委員数の割合(充足率)は、令和7(2025)年度は 83.7% となっています。



資料：地域共生推進課調べ（各年度4月1日現在）

- ・保護司会会員数は、令和3(2021)年度の97人(朝霞地区84人、和光支部13人)をピークに減少が続いており、令和7(2025)年度は78人(朝霞地区65人、和光支部13人)となっています。



資料：地域共生推進課調べ（各年度4月1日現在）

コード

## 2. 意見交換会から見る市の現状

本計画の策定に関する住民の声を施策に反映するため、意見交換会を行いました。また、若い方の意見集約の機会として、小中高校生を対象としたワークショップを開催しました。

### (1)実施概要

対象者	(1)民生委員児童委員協議会 (2)地区社会福祉協議会 (3)地域福祉関係者・関係団体(ボランティア連絡会、保護司) (4)市内在住の小学生・中学生・高校生
実施期間	令和7(2025)年7月～9月

### (2)意見の概要

#### ① 民生委員児童委員協議会

(令和7(2025)年8月6日、7日、8日、13日、20日、9月2日、3日、9日、10日、11日実施)

#### 【民生委員児童委員と行政の連携】

- 抽象的な「協力してください」ではなく、どこまで民生委員児童委員(以下、民生委員という。)が対応し、行政や福祉事務所につなぐのかを明確にしてほしい。具体的で実行可能な指示や役割範囲の提示があると動きやすい。
- 民生委員の業務負担は課題で、「便利屋化」や特定の“スーパーボランティア”に負担が偏ることを懸念している。
- 情報共有の責任範囲が不明瞭で、民生委員や自治会に過度な管理責任を負わせるのは問題である。

#### 【地域での見守りに伴う課題】

- 民生委員には守秘義務があり、個人情報の扱いが厳格なため、現場での情報共有が制約され、高齢者の転居や所在不明があった場合等に関係者が困るケースがある。行政側で守秘義務の理解が不足している。
- 高齢者名簿や見守りデータに誤りや更新遅れがあり、施設入所で住所を移していないなどで名簿が実情と合わない。情報の正確性・運用方法への不安が大きい。

#### 【地域福祉を担う人材の確保】

- 自治会や地域組織の高齢化が進み、若い担い手が少ない。業務の簡素化や魅力の発信、行政による責任の明確化、地域活動(サロン等)を拡充し多くの参加を促すことが求められる。
- 地域のつながりを育むために、人材バンクを構築するのはどうか。

**【災害時の対応】**

- アンケートによると、住民は避難場所や避難行動の認知が低い(避難場所を知らない人が約33%、避難行動を知らない人が6割超)。地域での啓発活動を強化し、避難場所や具体的な避難行動について、住民への周知を図ることが必要。
- 停電時の対応や連絡先の混乱(どこに電話すべきかわからない、夜間の対応体制が薄い等)や、施設の利用が制約される(駐車場がない、こども連れへの対応等)ことも課題になっている。

**【こどもについての課題】**

- こどもの不登校は個人の問題ではなく、社会の問題だと思う。情報を提供しても、フィードバックがないため、どうなったかわからない。民生委員の立場として、情報の提供で終わってしまっているのが残念。情報の共有をしっかり行ってほしい。

**【市民への情報の周知】**

- 市のホームページがわかりにくい。もっとわかりやすいものにすると、ネットワークが広がるのではないか。

**② 地区社会福祉協議会**

(令和7(2025)年7月4日、11日、12日、14日、17日、18日、8月5日、21日、26日、9月2日、5日、8日、13日、16日、19日実施)

**【活動を通じてみえる地域の現状】**

- 住民同士のつながりが薄い。マンションでいえば、同じフロアでさえもわかり合っていない。災害等、何かがあった時に助け合いが難しい時代になっている。
- 自治会加入率の低下やマンション単位での閉鎖的な運営により、地域全体で住民同士のつながりが弱まっている。
- 地域で気軽に声を掛けて助けを求める人がいない。相談できる人もいない。
- 住民の高齢化により、自治会や育成会、地区社協の担い手が不足している。
- 交通の便が良くない。特に土曜日・日曜日は和光市駅方面に行くバスがなく、成増駅経由で行くしかない。徒歩で移動するのは難しい距離のため、出かけられず家にこもりがちになる人もいる。精神的にも体力的にもよくないと思う。

**【地域での見守り・孤立対策】**

- 平均年齢の低い和光市でも、住宅地のできた時代よりも局地的に高齢化が進んでいる。声掛けや見守りが必要。
- 個人情報保護の難しさはあるかと思われるが、共有できる情報は共有することで、地域での見守りが可能になるケースもある。
- 認知症サポーター等の登録者はいるが、役割や個人情報の連携が不十分で、活用されていない。学校やこどもを巻き込んだ意識付けや包括的な見守り体制づくりが必要。
- 困りごと別に「市のどの部署に連絡するか」がわかる案内(窓口一覧、連絡網、フローチャート、目安費用等)を、地区社協や地域のキーパーソンに配布してほしい。

コード

### 【地域活動の活性化】

- 地域の福祉サービスやイベントには「元気な人」が集まりやすく、外に出ない生活困窮者や孤立した高齢者を見つけられていない。
- こども食堂等、市民主体の支援活動は増えているが、資金確保や継続性に懸念がある。「市が全部負担している」と誤解されている面もあるため、目的・役割の共有や、市と市民の協働による支援体制(資金・場所の責任分担)を明確にすべきである。
- 地域で開催されるイベント等に、ボランティアやサポーターが手伝いをできる仕組みづくりが必要である。
- 活動の担い手について、中学生・高校生にボランティア活動をしてもらい、その後の進路や就職に活かしてもらおう。仕事を引退した世代や社会復帰を目指している主婦やニート層、さまざまな世代の隙間時間に活動してもらおう。謝礼や報酬制度を取り入れる。

### 【地区社会福祉協議会活動の活性化】

- 小学校区単位で地区社協が整備されたが認知度が低く、自治会加入率が低下している中で、地域拠点・支援の中核になるための充実が必要。
- 地区社協の知名度を上げるため、ホームページや広報での周知を図り、新たな担い手の確保に努めて欲しい。ただ、和光市のホームページは見にくく、目的のページがどこにあるのかわからない。
- 地区社協は、学校や保護者にとって民生委員よりハードルが低く、声を掛けやすい立場。自治会という枠組を超えており、地域に貢献したい企業もあるはずなので、地域の強みとして広げていけば、「つながり」「支え合い」のある、住みたい和光市へと高めていけるのではないか。
- 役員の後継者づくり、横のネットワークの強化、活動拠点の設置、市からの運営補助金の拡充等が必要となっている。
- 各地区社協での異なる活動をお互いに知ることで、地区社協の活動がより活発になるのではないかと思う。各地区社協で発表の場等があった方がよいのではないか。

### 【地区社協と他の機関との連携】

- 市と教育委員会が縦割りで連携しづらい。情報共有や担当先の違いで現場が二度手間になり、住民の側で渡し役が必要になる。
- 地域包括支援センターと民生委員との定期的な話し合いは開催されているが、地区社協との情報交換は行われていない。
- 民生委員との連携強化、会議体の設置や地域代表会議の開催で、ネットワークを整備してほしい。
- 他市では成功事例として、拠点で行政・社協・自治・学校が月例で連携し、住民の困りごとを即時に共有・対応しているという。

**【災害時の対応】**

- 防災訓練や避難所の運営に、人手やその仕組みが十分ではない。自治体が主導して各団体の動員や役割の明確化、在宅避難の推進と避難所機能の両立が課題である。
- 若い世代の住民に防災訓練に参加していただき、災害時には力になって欲しいと思っている。防災訓練の実施を周知した方がよい。

**【市民への情報の周知】**

- 市が実施している各種サービスや施策の情報は、全住民に行き届いているのか。自治会や集合住宅の管理組合が協力しているところを除き、戸別配布を実施してはどうか。
- 必要な情報をインターネット上で容易に得られる人と、インターネットの活用ができない人との差が大きい。

**③ 地域福祉関係者・関係団体**

(令和7(2025)年7月7日、8月18日、9月1日、2日実施)

**【活動の活性化】**

- ボランティア団体の紹介を必要な人に対して行いたいと市に相談したが、対象者には市から伝えるとの回答で、情報を教えてもらえなかった。必要としている人に、必要な情報が届くことを望む。
- 市内循環バスは、乗り継ぎや時間帯等の問題があり、十分に機能していない。移動の足がなく、活動に参加できない人がいる。
- ボランティアのなり手不足は感じている。若い人材をスタッフとして迎えたいが、仕事が休めないなどの事情がある人が多い。ボランティア休暇等の制度普及や、休暇の取得を認める社会の寛容度が欲しい。
- 地域活動に、若い世代の意見や考えを入れて進められるような環境を整える必要。未来のために、こどもたちへの教育も大切だと考える。限られた人たちの範囲だけでなく、人材の確保や育成のため、新しい風(考え方)を入れていくことも必要。SNSを利用し、若い世代の興味関心を集める方法もよいのではないかと思う。
- ボランティア団体に対する支援が足りていない。助成金をもらっているが、お金を出さずから事業を行うようにするだけでなく、行政が中心となってボランティアを育成して欲しい。市が中心となってボランティア育成を行っているところもある。
- 困っている団体同士をつなぐ場をワンストップで設置できたら、団体が活性化すると思う。市と社協は、活動する器だけではなく、バックアップ体制を強化してほしい。

【災害時の対応】

- 聴覚障害者は、聴こえない・聴こえにくいので、災害時に音声の代わりに情報を得られる手段が必要。防災訓練に参加すると、受付等に目で見えてわかる案内表示等の準備があった。障害種別によって情報提供のニーズは多様であることを踏まえて、災害対策や福祉計画に反映してもらいたい。
- 安否確認に関わる個人情報の取り扱いについて、防災訓練に参加した際、個人情報を記入した用紙の取り扱いについて配慮が足りないと感じた。個人情報の取り扱いについて、改めて確認し徹底することが重要。

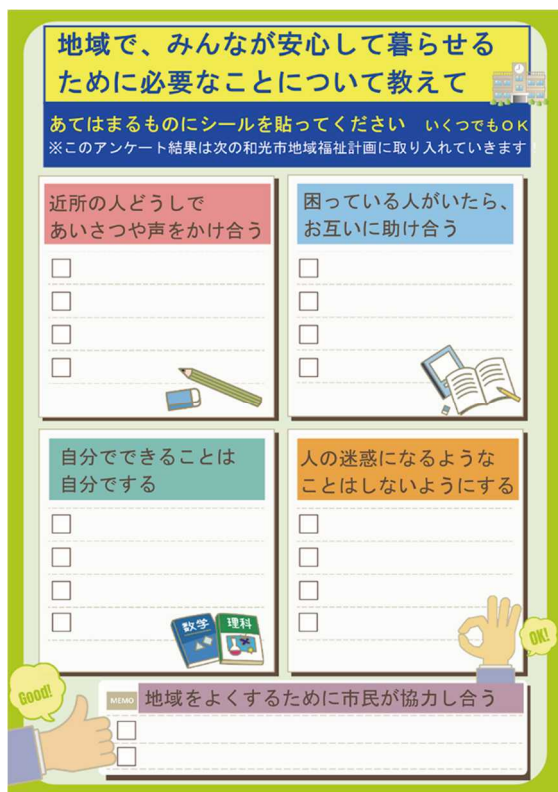
④ 市内在住の小学生・中学生・高校生

(令和7(2025)年8月18日、19日、20日、21日、22日実施)

「こどもの権利」をテーマとした小学生・中学生・高校生対象のワークショップを市内5か所で開催し、69名のこどもに参加してもらいました。

参加者は「地域で安心して暮らすために必要なこと」をシールで選択してもらいました。

「近所のあいさつ・声掛け」「困っている人への助け合い」「自分でできることは自分でする」「他人の迷惑になることをしない」の4項目への投票が多く、高い共感を得た一方で、「市民が協力し合う(地域をよくする)」は19票にとどまり、地域福祉に関する意識は自助が中心で、互助・共助への関わりが弱いという現状が示されました。



コード

### 3. 地域福祉に関するアンケート調査から見る市の現状

本計画を策定する基礎資料とすることを目的に、地域福祉に関する意識や考え方について調査を実施しました。

#### (1) 実施概要

対象者	(1)市民調査： 本市在住の16歳以上の方 1,200人					
	(2)避難行動要支援者調査： 本市在住の16歳以上の避難行動要支援者該当者の方 300人					
	(3)地域福祉関係者調査： 市内で活動する地域福祉関係者の方 102人					
	(4)地域福祉関係団体調査： 市内で活動する地域福祉関係団体 206団体					
実施期間	令和6(2024)年11月28日(木)～令和6(2024)年12月23日(月)					
調査方法	紙調査票及びWeb調査フォーム					
回収状況	調査種類	配布数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
	(1)市民調査	1,200件	493件	41.1%	488件	40.7%
	(2)避難行動要支援者調査	300件	131件	43.7%	131件	43.7%
	(3)地域福祉関係者調査	102件	87件	85.3%	86件	84.3%
	(4)地域福祉関係団体調査	206件	137件	66.5%	136件	66.0%

#### (2) 市民調査及び避難行動要支援者調査結果の概要

##### ① 回答者及び家族の状況

調査名	調査からみられる傾向
市民調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半数以上が女性、「60～69歳」が20.9%で高齢層の回答が多い。</li> <li>・居住年数は「20年以上」が半数以上、地域への定着度が高い。</li> </ul>
避難行動要支援者調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性がやや女性を上回り、「80歳以上」が44.3%と圧倒的に多い。</li> <li>・居住年数は「20年以上」が63.4%と市民調査より高く、無職が53.4%を占めている。</li> <li>・市民調査に比べて、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高い。</li> </ul>

コード

② 近所付き合いや地域の暮らしについて

調査項目	調査からみられる傾向
近所付き合いの程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「挨拶をする程度」が40%前後で最も多い。</li> <li>・女性や20年以上居住者では、「立ち話をする程度」が「挨拶をする程度」を上回り、最も多い。</li> <li>・ひとり暮らし世帯では、「ご近所付き合いをしていない」が20.4%と全体を上回る。</li> </ul>
地域で課題を抱えていると思われる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「老々介護」「孤立世帯」が多い。</li> </ul>
子どもたちが過ごしやすい居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者調査では71.7%と市民調査(79.5%)を下回る。</li> </ul>
在住外国人の暮らしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「気軽に相談できる窓口の充実、地域とのかかわりを増やすための受け入れ体制の整備」「お互いの文化を知る機会を増やす」ことが重視されている。</li> </ul>

③ 市民同士の支え合いや地域活動について

調査項目	調査からみられる傾向
手助けをしてほしいこと／手助けできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手助けをしてほしいことは、避難行動要支援者調査では「災害時の避難の手助け」が38.9%、「安否確認の声掛け」が33.6%と市民調査を上回る。</li> <li>・手助けできることは、市民調査で「安否確認の声掛け」「災害時の避難の手助け」「具合が良くない時に病院等に連絡する」がいずれも約40%。避難行動要支援者調査でも、「安否確認の声掛け」(24.4%)や「話し相手や相談相手」(19.1%)が多い。</li> </ul>
地域活動やボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に取り組んでいるのは、いずれの調査も「趣味・習い事等の活動」が多い。</li> <li>・取り組んでいる活動のうち、「子育て世帯や青少年支援(子ども会やPTA活動)」「お祭りや運動会などのレクリエーション活動」は、40～49歳、10年以上20年未満居住者、非正規の就労者、夫婦と親、またはこどもの世帯等、子育てをしている当事者が多い。</li> <li>・自治会・地区社協の活動に取り組んでいるのは、20年以上居住者、持ち家(一戸建て)居住者等、長期居住の市民が全体より多く、民間賃貸(集合住宅)居住者は少ない。</li> <li>・活動に参加しやすい条件は、いずれの調査も「時間や期間にあまり縛られない」ことや「身近なところに活動できる場がある」ことが多い。特に、「時間や期間にあまり縛られない」は、10年以上20年未満居住者、正規及び非正規の就労者、民間賃貸(集合住宅)居住者に多く、「参加することで生きがい等につながる」は、ひとり暮らし世帯、専業主婦・主夫で全体を上回る。</li> </ul>
市社協・地区社協の認知度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者調査では、市社協を知っているのは25.2%、地区社協を知っているのは22.9%と、市民調査を上回る。支援を必要とする方が、これらの組織に関わる機会が多いことや、これらの組織に対する意識が高いことがうかがえる。</li> <li>・市社協を知らないのは、男性、正規の就労者、民間賃貸(集合住宅)居住者に多く、地区社協を知らないのは、男性、民間賃貸(集合住宅)居住者に多い。</li> </ul>

コード

## ④ 暮らしの困りごとや福祉サービスについて

調査項目	調査からみられる傾向
困りごとの相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活での困りごとの相談先は、市民調査では「同居の家族」や「友人・知人」が多い一方、避難行動要支援者調査では「同居の家族」に加え、「かかりつけ医・薬剤師や保健師等の医療関係者」や「ケアマネジャー等の事業者」が多い。避難行動要支援者が抱える健康上の課題が、より専門的な相談を必要としていることがうかがえる。</li> <li>・「身近に相談できる人や機関はない」は、男性、非正規の就労者、ひとり暮らし世帯で全体を上回る。</li> <li>・どこに相談すればいいかわからない生活上の困りごとは、避難行動要支援者調査では「自分の健康・病気」が69.6%と市民調査を大きく上回り、健康への不安が大きいことがうかがえる。</li> <li>・生活上の困りごとを抱える世帯への取り組みは、いずれの調査でも「どこに相談すればいいかわからない不安や悩みを受け付ける相談窓口の充実」が非常に多くなっている。</li> </ul>
孤独・孤立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独・孤立を感じた時にあれば良いことは、市民調査では「趣味やスポーツなど、没頭できるもの」「相談窓口」「話し相手」がほぼ同じ割合で挙げられているのに対して、避難行動要支援者調査では「話し相手」が最も高く、次いで「相談窓口」が挙げられている。</li> </ul>
市の福祉サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスを充実する取り組みは、いずれの調査も「相談体制や情報提供の充実」が最も多い。</li> <li>・市の福祉サービスに関する情報の入手先は、いずれの調査も「市の広報紙・チラシ」が最も多い。「市ホームページ」は、避難行動要支援者調査では22.9%と、市民調査を下回っている。</li> </ul>

## ⑤ 災害対策について

調査項目	調査からみられる傾向
災害発生時に備えた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査でも「避難所の場所と避難場所への経路の確認」や「備蓄」が多いものの、避難行動要支援者調査では市民調査を大幅に下回っている。</li> <li>・「日頃から地域の防災訓練に参加している」は、市民調査のうち中央部地域で19.1%、北部地域で6.7%と、地域によって差がみられる。</li> <li>・取り組みが「特でない」は、男性、10年未満居住者、非正規の就労者、民間賃貸(集合住宅)居住者で全体を上回る。</li> <li>・避難行動要支援者調査では、地域の避難場所を知らないのは33.6%となっている。</li> </ul>
避難行動要支援者名簿・個別避難計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の認知度は、いずれの調査でも非常に低く、市民調査では6割以上、避難行動要支援者調査では5割以上が「言葉も内容も知らなかった」と回答している。</li> <li>・避難行動要支援者調査では、名簿に登録していないのは52.7%で、登録しない理由は「制度を知らない」「自力で避難できるため必要ない」「同居家族がいるため必要ない」が多い。</li> </ul>
避難行動要支援者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「安否の確認体制」「避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達手段」が多い。</li> <li>・避難行動要支援者調査では、避難行動要支援者対策の周知方法として「市広報への特集記事の掲載」や「案内チラシの全戸配布」が多くなっている。</li> </ul>

コード

⑥ 権利擁護支援について

調査項目	調査からみられる傾向
将来の不安に対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の備えとして不安を感じることは、市民調査では「判断能力が低下した時の生活のこと」(46.5%)、避難行動要支援者調査では「急な入院や施設への入所のこと」(55.0%)が最も多い。</li> <li>・家族以外の相談先は、市民調査では「専門職」(40.2%)、避難行動要支援者調査では「身近な支援機関(社会福祉法人、NPO法人等)」(31.3%)が最も多い。特に「専門職」は、避難行動要支援者調査では22.9%と、市民調査を大きく下回る。</li> </ul>
成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「言葉も内容も知っていた」が5割前後だが、利用意向は市民調査で約3割、避難行動要支援者調査で約2割にとどまり、「わからない」という回答が多い。</li> <li>・市民調査では、「言葉も内容も知らなかった」は、男性、非正規の就労者、夫婦と親、またはこどもの世帯、北部地域居住者が多い。</li> <li>・利用したくない理由は、いずれの調査も「家族等が支援してくれるから」が最も多い。避難行動要支援者調査では「申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担だから」(30.0%)が、市民調査を大きく上回る。</li> </ul>
あんしんサポートねっと・和光市権利擁護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「言葉も内容も知らなかった」が6割を超えている。市民調査では、男性、10年未満及び10年以上20年未満の居住者、正規の就労者、民間賃貸(集合住宅)居住者が多い。</li> </ul>

⑦ 更生を支援するまちづくり(再犯防止)について

調査項目	調査からみられる傾向
社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も「両方とも聞いたことがない」が約6割となっている。市民調査では、10年未満の居住者、正規の就労者、民間賃貸(集合住宅)居住者が多い。</li> </ul>
犯罪や非行からの立ち直り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要だと思うことは、いずれの調査も「就労支援」が5割を超え、最も多い。</li> <li>・立ち直りへの協力意向は、市民調査では「協力したいと思わない」(37.9%)が「協力したい」(24.4%)を上回っているが、避難行動要支援者調査では「協力したい」(26.7%)が「協力したいと思わない」(22.9%)を上回っている。</li> </ul>

⑧ 困難な問題を抱える女性への支援制度について

調査項目	調査からみられる傾向
女性への支援に関する法律・市役所内の相談先・支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律、市役所内の相談先、支援機関について、いずれの調査も「知らない」が8割を超え、認知度は非常に低い。</li> <li>・支援機関について、「女性自立支援施設(旧名:婦人保護施設)」「女性相談支援員(旧名:婦人相談員)」は非正規の就労者で、「女性シェルター」の認知度は女性で、全体を上回る。男性では、いずれも「知らない」(64.9%)が全体を上回る。</li> </ul>
女性支援のための行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの調査も、「気軽に法律相談ができる窓口の拡充」「就労支援」が4割前後で多くなっている。市民調査では、女性、非正規の就労者で「気軽に法律相談ができる窓口の拡充」「就労支援」が5割超で、全体を上回る。</li> <li>・避難行動要支援者調査では、「居住支援」が「就労支援」と並んで最も多くなっている。</li> </ul>

コード

## 4. 第四次計画の目標と取組状況

第四次計画及び第四次計画中間見直しでは、4つの方針をもとに、13の施策を進めてきました。

### 方針1 誰も取り残さない、支え合える地域を作る

#### 施策1 民生委員・児童委員との連携強化

評価指標	目標値
欠員地区の解消	欠員地区を令和7(2025)年度までに解消する

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標	欠員地区の解消	→			
実績	欠員 12 名	欠員 13 名	欠員 20 名	欠員 16 名	欠員 15 名

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 民生委員活動の周知 2 民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化 3 関係機関との連携 4 課題を抱える世帯への支援における連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌や転入手続の際に民生委員の活動を紹介し、市民の理解を深める取り組みを行っています。また、欠員地区の解消を目指して、自治会等の地域組織やボランティアに推薦を依頼し、若い世代へも働きかけを行っています。</li> <li>● 令和6(2024)年度は、広報誌5月号で民生委員児童委員協議会の会長挨拶を特集し、欠員解消に向けた呼びかけを実施しました。</li> </ul>
社協	1 事務局機能を通じた各地区の連携支援 2 民生委員への情報提供と関係機関や市、地域団体等との連絡調整 3 民生委員活動の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員の活動が円滑に進むよう、協議会の事務局として市と連携し、行政施策の情報提供に努めています。</li> <li>● 令和6(2024)年度には、各地区の定例会や研修会に参加して支援を行い、和光市民まつりやゆめあい和光まつりでも活動の周知を図りました。</li> </ul>

## 施策2 地区社協活動の推進

評価指標	目標値
未設立地区社協設置数	計画期間内に広沢小学校区、白子小学校区、新倉小学校区地区社協を設立する

### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標				→	
		広沢小学校区に設立	白子小学校区に設立	新倉小学校区に設立	
実績	地区社協設立に向けた調整	未設立、次年度予定 (広沢小学校区)	設立 (広沢小学校区、 白子小学校区)	設立 (新倉小学校区)	

### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 地区社協の事業支援 2 地域各団体や行政との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区社協が活動を継続できるよう、事業について社協と連携し、財政面での支援を行っています。地区社協の活動に必要な情報提供や、要望に応じて市の施策に関する研修も実施します。</li> <li>●令和6(2024)年度は、毎月の報告に加え、社協と情報共有を図るための会議を2か月に1度開催するとともに、2つの地区社協へ初期運営費及び初期事業費の支援を行いました。また、関係部署の情報提供を各地区に行い、希望する4つの地区社協へ避難行動要支援者名簿を配布しました。</li> </ul>
社協	1 地区社協の活動支援 2 地区社協間の連携推進支援 3 地区社協未設立地区への地区社協立ち上げ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設立された地区社協に対し、地区計画の作成や活動、助成金情報の提供等を継続的に支援しています。</li> <li>●令和6(2024)年度には、9つの地区社協に、地区社協活動助成金を交付しました。また、令和6(2024)年7月に地区社協代表者会議を行い、設立したばかりの新倉小学校区地区社協の紹介や活動メンバーについて、情報共有を行いました。</li> </ul>

コード

施策3 地域防災における避難行動要支援者への支援

評価指標	目標値
①避難行動要支援者の対象者のうち、同意の上申請のあった方の割合	・令和7(2025)年度までに毎年5%以上の申請率の増加を目指す
②避難行動要支援者の申請者のうち、支援者が1人以上いる方の割合	・令和7(2025)年度までに毎年2%以上の支援者確保率の増加を目指す

◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
申請率	目標	43%	48%	53%	58%	63%
	実績	28%	33%	30%	27%	28%
支援者確保率	目標	57%	59%	61%	63%	65%
	実績	56%	53%	50%	48%	41%
未登録者への通知	目標	未登録者への通知			未登録者への通知	
	実績	通知済			通知済	
個別計画書配付	目標	個別計画書の配付			個別計画書の配付	
	実績	配布済			配布済	
事業者説明会	目標	事業者説明会			事業者説明会	
	実績	コロナ禍により中止			実施	

◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 制度の積極的な周知・申請の案内</li> <li>2 情報の定期的な更新</li> <li>3 名簿の有効活用</li> <li>4 個人情報への配慮</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者登録制度について、市ホームページや広報誌での掲載、公共施設への申請書類設置等、積極的な広報活動を行っています。未登録者へは通知を送り、特に支援が必要な方には、戸別訪問による案内も実施しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、新規登録者の個別計画を作成し、要支援者及び支援者に対する内容確認を実施しました。</li> </ul>
社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施</li> <li>2 災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施</li> <li>3 住民同士による日常での声かけや見守り活動の促進</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民や要支援者が参加する防災訓練を実施し、災害時に備えた取り組みを行っています。</li> <li>●令和6(2024)年度には、総合福祉会館で地域住民や自治会、福祉施設等と連携した防災訓練や、社協運営施設で地区社協と協力した防災訓練を実施しました。また、福祉避難所について社協職員の理解を深めるため、危機管理室による講演や、総合福祉会館内の運営施設における福祉避難所が開設された際のシミュレーションを行いました。</li> </ul>

コード

方針2 住民一人ひとりが助け合い、支え合える人材を育て、活躍の場を作る

施策4 地域福祉の担い手の人材確保と活躍できる場の拡充

評価指標	目標値
地域活動体験会の開催	令和7(2025)年度までに6回開催する

◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標	地域活動体験会を毎年実施	→			
実績	地域活動体験会(ちよいボラ・宅ボラ)を実施	→			

◎主な取組状況


	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 地域福祉の担い手の人材確保 (1)高齢者活躍の支援 (2)地域活動の参加のきっかけづくり (3)地域とのつながり支援 2 人材活躍の場の確保 (1)ボランティアセンター活動支援 (2)ボランティア活動の普及・啓発 (3)まつりや大会な参加の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が活躍できる場として、シルバー人材センターの運営支援を行っています。また、高齢者向けの就労的活動支援事業や高齢者版ファミリーサポート事業について周知を行い、ボランティア活動等の社会参加を促しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、シルバー人材センターへの支援として、運営費補助金に係る負担金の負担や、長寿あんしん課内へのシルバー人材センターの窓口設置を行いました。</li> </ul>
社協	1 ボランティアセンターの機能強化 2 和光ゆめあいサービスの発展的活用 3 気軽に参加できる場・活動の実施 4 学校・地域・社協・地区社協が一緒になって行う福祉共育の推進 5 企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアを受け入れる団体・施設のリスト化や情報発信を活発に行い、ボランティアセンターの機能充実を図っています。また、福祉施設での職業体験や学生のボランティア活動への関わりを促進しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、市の広報へのボランティアセンターの二次元コードの掲載や、毎月1回のちよいボラの継続実施、教職員や地域のボランティアや当事者の方が今後の福祉共育に生かせるよう、朝霞地区四市福祉研修会等を行いました。</li> </ul>

コード

施策5 保健福祉サポーターの活動の充実

評価指標	目標値
保健福祉サポーター数 養成講座の実施	令和5(2023)年度以降の状況により設定する

◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標	統合サポーター 名簿の作成・管理	名簿の効果的な活用			
実績	未作成	名簿の作成に 関する調整を実施	統合名簿作成	統合名簿作成	統合名簿作成

◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>保健福祉サポーターの役割の整理とスキルの向上</li> <li>統合名簿の作成</li> <li>地域における活躍の仕組みづくり</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者を支援するあいサポーターや介護予防サポーター、ヘルスサポーター等の各サポーターの役割を整理し、新たな活躍の場を提供するとともに、スキル向上を図るための研修や情報提供を行っています。また、各サポーターを一元的に把握するための統合名簿を作成し、登録状況や活動状況等を管理しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、毎年市役所職員に対して実施しているあいサポーター養成研修、ヘルスサポーターへの養成講座の再受講勧奨を実施しました。</li> <li>●市内各所で行う一般介護予防事業や体力測定会、イベント時や健康増進センター事業の際に、ヘルスサポーターへのボランティアを依頼しました。</li> </ul>
社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>保健福祉サポーターの一覧表作成・活用</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6(2024)年度までに一覧表や活動の仕組みづくりには至らなかったものの、市の担当課と連携して情報共有を図っていく予定です。</li> </ul>



### 方針3 すべての住民が安心して暮らせる地域を作る

#### 施策6 権利擁護の取組の推進

評価指標	目標値
(具体的な施策や目標は、和光市障害者計画・障害福祉計画、和光市長寿あんしんプランに別途定める)	

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	
目標				「成年後見制度利用促進計画」の最終年度に対応予定	→	
実績	現状の取り組みを継続して実施	→			「成年後見制度利用促進計画」の最終年度に対応予定	→

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 成年後見制度の利用促進のための取組 (1)成年後見制度利用促進計画における基本的事項 (2)市民後見人の養成と活動支援 (3)権利擁護センターの広報・啓発 (4)成年後見制度の利用に関する助成制度の継続 2 障害者差別解消法の対応	●和光市社会福祉協議会へ業務委託している「和光市権利擁護センター」において、成年後見制度の周知・啓発や申立支援等の相談業務を実施しています。また、市民後見人養成講座や成年後見支援会議も実施し、成年後見制度の利用促進に努めています。 ●令和6(2024)年度は、市民後見人養成講座(フォローアップ講座)や、月1回の成年後見支援会議を実施しました。
社協	1 権利擁護の相談窓口の拡充 2 権利擁護センターの拡充 3 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の拡充 4 法人後見事業 5 障害者等への差別解消に向けた啓発の推進	●権利擁護センターの相談窓口を拡充するため、なんでも相談会や専門職相談会等を開催しています。また、出前講座を通じて、権利擁護センターの周知も行っています。 ●令和6(2024)年度は、ホームページやパンフレット等による福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の周知や、市民後見人養成講座フォローアップ研修、権利擁護講演会、市民への制度啓発や支援者向け研修を行いました。なお、法人後見事業では4件(類型:後見)受任しています(延べ6件)。

コード

## 施策7 虐待の予防と対策の強化

評価指標	目標値
(和光市子ども計画等の関係計画に別途定める)	

### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 虐待に対する適切かつ迅速な対応</li> <li>2 虐待の予防啓発</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に対して、通報された情報に基づきアセスメントを行い、関係機関と連携して迅速に対応しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、児童虐待について100件超、高齢者虐待について20件程度の通報があり、関係機関と連携して必要な対応を行いました。また、市ホームページに児童虐待防止月間や障害者虐待についての掲載をするとともに、施設や事業者職員向けの虐待防止研修や虐待防止の取組等の周知、啓発を行いました。</li> </ul>
社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 虐待の予防と早期発見につながる啓発活動の推進</li> <li>2 関係機関等との連携強化</li> <li>3 適切な相談支援の実施</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待防止委員会を開催し、養護者とのコミュニケーションを通じて悩みを汲み取るなど、虐待の予防と早期発見につながる啓発活動を推進しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、社協職員による虐待防止委員会を開催しました。また、虐待防止セルフチェックシートを作成し、社協全施設で適切な支援へ向けた確認を行うほか、職場内での勉強会等を実施しました。</li> </ul>

コード

### 施策8 包括的支援体制の整備

評価指標	目標値
(包括的な支援体制の整備を進めることを、令和5(2023)年度以降の計画進捗管理において、評価指標及び目標値の設定を行う)	

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標	統合型地域包括支援センターのあり方の整理	北・南エリアにおける統合型地域包括支援センターの設置(整備手法・事業者選定の検討も含む)	→	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	→
実績	統合型地域包括支援センターのあり方について、整理を進める	和光市統合型地域包括支援センターのモニタリング及び評価結果の公表	各相談機関へ複合課題事例調査を行い、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制状況を確認		

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	本市では、高齢者施策の地域包括支援センター、障害者施策の地域生活支援センター、子ども・子育て支援施策の子育て世代包括支援センター、生活困窮者支援施策のくらし・仕事相談センターがそれぞれ機能しています。これらのセンターが有する機能を統合し、組織や制度の縦割りを解消して、相談・支援・調整の効率化とケアマネジメントの一元化を図るために、平成30(2018)年5月に、中央エリアにおいて「統合型地域包括支援センター」を開設し、モデル的に事業を実施しています。	●和光市統合型包括支援センターのあり方について、事業者と協議を行い、チームアプローチでの支援体制を令和7(2025)年度以降強化していく確認を行いました。

コード

**施策9 地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネーターの機能の充実**

評価指標	目標値
地域福祉推進協議会を整備する	令和7(2025)年度までに、全日常生活圏域に地域福祉推進協議会を整備する

◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標		南エリアに設立		中央エリアに設立	
実績	地区社協情報交換会の実施	地域福祉推進協議会の設立に向け、南エリアの住民を対象としたライン勉強会の開催	地区社協情報交換会の実施	地区社協情報交換会の実施 地域福祉推進協議会を南エリアに設立	地区社協情報交換会の実施 地域福祉推進協議会の設立に向け、中央エリアの住民を対象とした懇談会の実施

◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>日常生活圏域での地域福祉推進協議会の設立</li> <li>住民と関係機関とのハブとしての地域福祉コーディネーター</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活圏域ごとに地域福祉推進協議会を設立するための支援を行っています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、定期的に南エリア地域福祉推進協議会を開催するとともに、中央エリアで設立のための情報交換会を開催しました。エリア別コミュニティケア会議に担当地区コーディネーターが毎月参加し、ケースに応じて権利擁護センターや包括支援センターと連携し、支援につなげています。また、認知症地域支援推進会議に委員として参加しています。</li> </ul>

コード

## 方針4 地域特性を活かしたつながりづくりを推進する

### 施策10 多世代交流の仕組みづくり

評価指標	目標値
多世代交流事業実施団体数	令和7(2025)年度までに5団体とする

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標	実施団体数 2団体	実施団体数 3団体	実施団体数 3団体	実施団体数 4団体	実施団体数 4団体
実績	一部の計画していた活動はできなかった	→			

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域における多世代交流の場づくりの推進</li> <li>新しい参加者の取り込み</li> <li>幅広い世代が参加する交流イベントへの支援</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性に合った多世代交流事業が継続的に実施できるよう、場所や体制の調整を行っています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、地域活動やイベントについて、広報わこうや市ホームページの他、市公式X(旧 Twitter)、インスタグラム、LINE等のさまざまな方法を用いて、幅広い世代に向けた周知活動を行い、新たな参加者の取り込みを図りました。また、ゆめあい和光まつりや和光市民まつり、わこらぼまつりをはじめとした各種イベントを開催し、事務局や当日の会場運営等の支援を行いました。</li> </ul>
社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>世代を超えた交流の仕組みづくりを支援</li> <li>地域の社会資源を拠点とした事業の実施</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協が運営する事業所や地域活動を通じて、児童から高齢者まで多様な人々が集える多世代交流の仕組みづくりを支援しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、社協運営施設の事業や小学校での授業やあいさつ運動に地区社協の方やボランティアの方が参加したり、社協が運営する学童クラブでは、ハロウィン行事やクリスマス行事等を地区社協とコラボすることで、交流を図りました。</li> </ul>

### 施策 11 多文化共生の推進

評価指標	目標値
(和光市国際化推進計画において、今後調査により把握された地域に暮らす外国籍市民の生活課題を踏まえ、評価指標及び目標値の設定を検討する)	

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
多文化 共生のた めの施策	目標	施策検討・方向性のとりまとめ	→	施策の実施	→	→
	実績	福祉関係課への対応状況調査の実施	他部局が策定する計画と合わせた取り組みの推進	→		
評価指標 の検討	目標	評価指標の検討(次回中間見直しまで)				
	実績	和光市国際化推進計画において調査方法の検討事項があることを確認	和光市国際化推進計画の調査方法の検討事項の支援・協力の推進	→		

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 多文化共生のための施策の検討 2 評価指標の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●和光市国際化推進計画に基づき、ホームページや窓口で多言語・やさしい日本語での情報提供を行っています。日本語教室への支援や、多文化子育て支援事業も実施しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、市内の外国人支援団体が開催する日本語教室(72回開催)への支援を行うとともに、子育て世代への支援として、NPO 法人わこう子育てネットワークと協働で多文化子育て支援事業～通訳サポート～を16件実施しました。</li> </ul>
社協	1 多文化共生を意識した施設運営 2 多文化共生の観点を含めた福祉共育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多文化共生を意識した施設運営として、おたよりや案内物に記号やイラストを盛り込むなど、ユニバーサルデザインを意識して作成を行っています。運営施設によっては、外国の幼児用書籍や翻訳アプリを活用して対応しています。</li> <li>●令和6(2024)年度には、誰でも参加できるスーパー公民館ディスコを開催し、外国人も参加していました。</li> </ul>

コード

### 施策 12 ひきこもり対策

評価指標	目標値
ひきこもり関係事業の実施回数	中間見直しまでに検討を行い、令和5(2023)年度の計画進捗管理において、目標値を設定する

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
ひきこもりセンター(仮称)の設置及びひきこもりに関する普及啓発活動	目標	ひきこもりセンター(仮称)の設置及びひきこもりに関する普及啓発活動の実施	→			
	実績	アウトリーチの開始	→	ひきこもりセンターの設置	→	
当事者家族のための情報共有の場	目標			当事者家族のための情報共有の場の設置	→	
	実績		当事者家族のための情報共有の場の設置(1年前倒し)	→		

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 ひきこもりセンター(仮称)の設置と早期発見・早期介入 2 世帯に対する包括的支援の実施 3 当事者家族のための情報共有の場の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4(2022)年10月に和光市総合福祉会館内にひきこもり相談センターを設置し、アウトリーチ(自宅訪問等)型の支援を実施しています。当事者や家族向けのフリースペース、相談会、勉強会も開催しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、アウトリーチ(自宅訪問等)による訪問を重ねることで信頼関係が築かれ、支援につながる事例があったため、有効性が確認できました。</li> </ul>
社協	1 認められる機会づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校や会社とは別のコミュニティで、認められ、受け入れられる機会づくりを支援しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、相談支援は延べ507件、実人数で42名の方を支援しています。</li> <li>●市民への周知啓発のための講演会を、初めて土曜日に実施しました。また、当事者のためのフリースペースを月1回、家族交流会を年3回、家族向け勉強会を実施しました。その他、朝霞保健所主導のもと、朝霞地区4市合同でひきこもり家族教室を初めて開催しました。</li> </ul>

コード

### 施策13 自分らしくいられる居場所づくり

評価指標	目標値
小地域福祉活動(見守り活動やふれあいサロン活動)団体等の活動拠点や社会資源のマップ化	令和4(2022)年度までに作成 →令和5(2023)年度以降の計画進捗管理において、目標値の設定

#### ◎令和6(2024)年度までの目標及び実績

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
目標	小地域福祉活動団体等のマップ作成・管理・活用	→			
実績	マップ案を作成し、地域ケア会議にて試験的に使用開始	助成金の交付や、既存の公共施設における活動の場の活用について検討	→	高齢者向けウェブプラットフォーム「GBER」の運用を開始し、地域団体の活動拠点や社会資源のマップ化を実現	高齢者向けウェブプラットフォーム「GBER」上により多くの地域団体の活動拠点や社会資源が掲載できるよう、地域団体への声掛けを実施

#### ◎主な取組状況

	第四次計画の取り組み	主な取組状況
市	1 居場所づくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居場所として各地区社会福祉協議会が地域の実情に合ったサロン等の活動が行えるよう、生活支援コーディネーターが支援を行っています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、介護予防活動補助金による活動支援を行いました。また、高齢者向けウェブプラットフォーム「GBER」上により多くの地域団体の活動拠点や社会資源が掲載できるよう、生活支援コーディネーターの協力のもと、さまざまな地域団体に声掛けを行いました。</li> </ul>
社協	1 居場所の整備と確保の支援 2 他法人等との連携による居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サロン活動やこども食堂等の居場所の整備と確保を支援しています。地域福祉活動助成金の交付や、他の助成金情報の提供・申請補助を行い、住民が主体となる居場所が増えるよう支援しています。</li> <li>●令和6(2024)年度は、地域福祉活動助成金の交付、他団体の助成金情報の提供、申請補助を行いました。また、ボランティアの協力により運営される寄り合いどころ「たまりば」で、地区社協、ボランティアによる運営を行いました。9月に、市内6法人による和光市社会福祉法人連絡会を設立しました。</li> </ul>

コード

## 5. 和光市の地域福祉における課題

市の統計データや意見交換会・ワークショップで挙げられた意見、アンケート調査からみる市の現状、計画の実施状況とその評価から、本計画の策定にあたり市の課題を以下のように整理しました。

### 課題1：多様化・複合化する支援ニーズへの対応

市の課題は、高齢者、障害者、生活困窮者、社会的孤立者といった支援ニーズが多様化・複合化している点にあります。

高齢者については、65歳以上の高齢人口は一貫して上昇しており、特に75歳以上の後期高齢者人口は令和5(2023)年以降、前期高齢者を上回る状況となっています。これに伴い介護ニーズも増大し、要介護(要支援)認定者数は増加傾向にあります。

障害者については、障害者手帳の保有者数も毎年増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者が高い増加傾向を示しています。

また、生活保護の受給者数及び受給世帯数、ひきこもり等に対するアウトリーチ支援の累計相談者数も増加を続けており、生活困窮者の増加や社会的孤立の問題も顕在化しています。

### 課題2：地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手の不足

地域福祉の基盤となる住民同士のつながりや活動を支える人材の確保が、大きな課題となっています。自治会の加入世帯数は一貫して減少傾向にあり、総世帯数に占める加入率も令和7(2025)年度には33.3%まで低下しています。

また、地域福祉を支える「担い手」の不足も課題となっています。地域の見守り等で重要な役割を担う民生委員児童委員数は、定数を下回る状況が続いています。意見交換会においても、住民同士の「つながりが薄い」という現状や、自治会やボランティア活動における「担い手が不足している」という声が複数の団体から挙げられています。地域福祉に関するアンケート調査でも、近所付き合いは「挨拶をする程度」が最も多く、近隣住民同士の関係性が希薄化していることが示されています。

### 課題3：福祉制度や防災制度等に関する情報の格差

市民の生活を支える上で重要な福祉制度や防災対策について、市民への認知が十分に浸透していない課題が浮き彫りになっています。

特に、災害時支援に関して、地域福祉に関するアンケート調査では「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」について、市民の6割以上、避難行動要支援者調査でも5割以上が「言葉も内容も知らなかった」と回答しています。

また、判断能力が低下した際等に生活を支援する「成年後見制度」や「あんしんサポートねっと」についても、6割以上が「言葉も内容も知らなかった」と回答しています。さらに、「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法律や相談先については、8割以上が「知らない」と回答しており、支援を必要とする層に必要な情報が届いていない可能性が懸念されます。

意見交換会では、市のホームページがわかりにくいという指摘もあり、情報発信の方法と内容の工夫が求められています。

### 課題4：関係機関や支援団体の連携

地域福祉を推進する上で、関係機関や支援を行う団体同士のネットワークが十分ではないことにより、支援が必要な場合に直面してもその連携がうまくいっていないことが課題となっています。

意見交換会では、個人情報保護の難しさや民生委員の守秘義務が壁となり、必要な情報共有が制約されているとの意見がありました。また、認知症サポーター等の登録者はいるものの、役割や情報連携が不十分で十分に活用されていない状況も指摘されています。

関係団体からは、地区社協間の横のネットワークを強化する提案や、他市の事例を参考に行政・社協・自治会・学校等が定期的に連携を図る体制づくりが紹介され、困りごとを抱えた住民を支援するために、関係機関が連携を強めることが求められています。

コード

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

コード

コード

## 1. 包括的な支援体制の整備

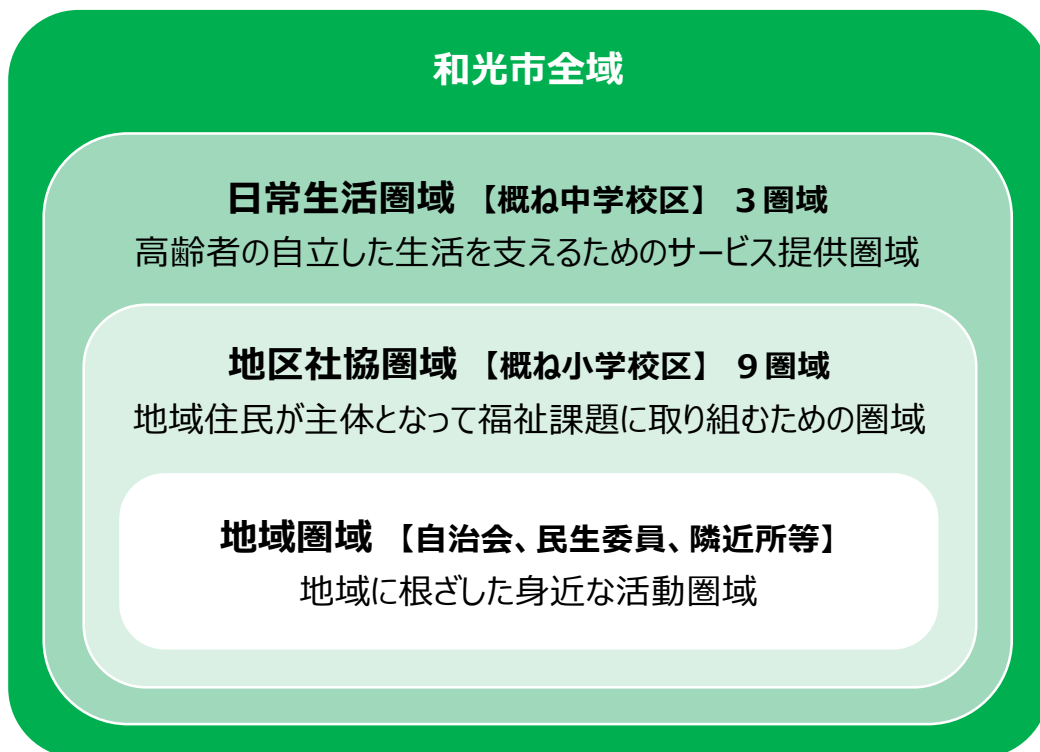
地域福祉を推進するにあたり、住民が日常生活を送る上で身近な範囲を「圏域」として定め、住民の生活実態に即した支援体制を構築することが求められます。

圏域の範囲内で、住民同士の顔の見える関係づくりや「見守りネットワーク」が構築しやすくなるほか、行政機関だけでなく、民生委員、自治会、地区社協、NPO等の多様な主体が、住民の生活に身近で寄り添うことにより、地域における複雑化・複合的な課題を早期に発見し、問題が深刻化する前に適切な支援につなげることが可能になります。

### (1) 市内圏域の考え方

本計画における圏域は、他の計画や制度との整合や福祉以外の分野における団体等との連携を図る観点から、市全体の概ね中学校区にあたる範囲を「日常生活圏域」とし、概ね小学校区を範囲とする「地区社協圏域」、さらに身近な活動範囲を「地域圏域」としています。

【市内圏域のイメージ】



コード

## (2) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、必要なサービスや支援が受けられる地理的な範囲を指します。介護保険法においては、市町村が地域支援事業を実施する単位として設定されることが多く、当市では概ね中学校区を単位として、およそ30分以内に移動できる範囲を設定しています。

日常生活圏域の考え方は、介護保険分野のみに留まりません。介護や医療のほかにも、閉じこもりや孤立といった社会的な問題は、高齢者に限らず全世代に関わる重要な課題です。

日常生活圏域は、高齢者の自立した生活を支えるためのサービス提供の場であるとともに、住民が地域課題に主体的に関わることで、地域全体の福祉力を高めるための重要な基盤になります。

【市内の日常生活圏域】



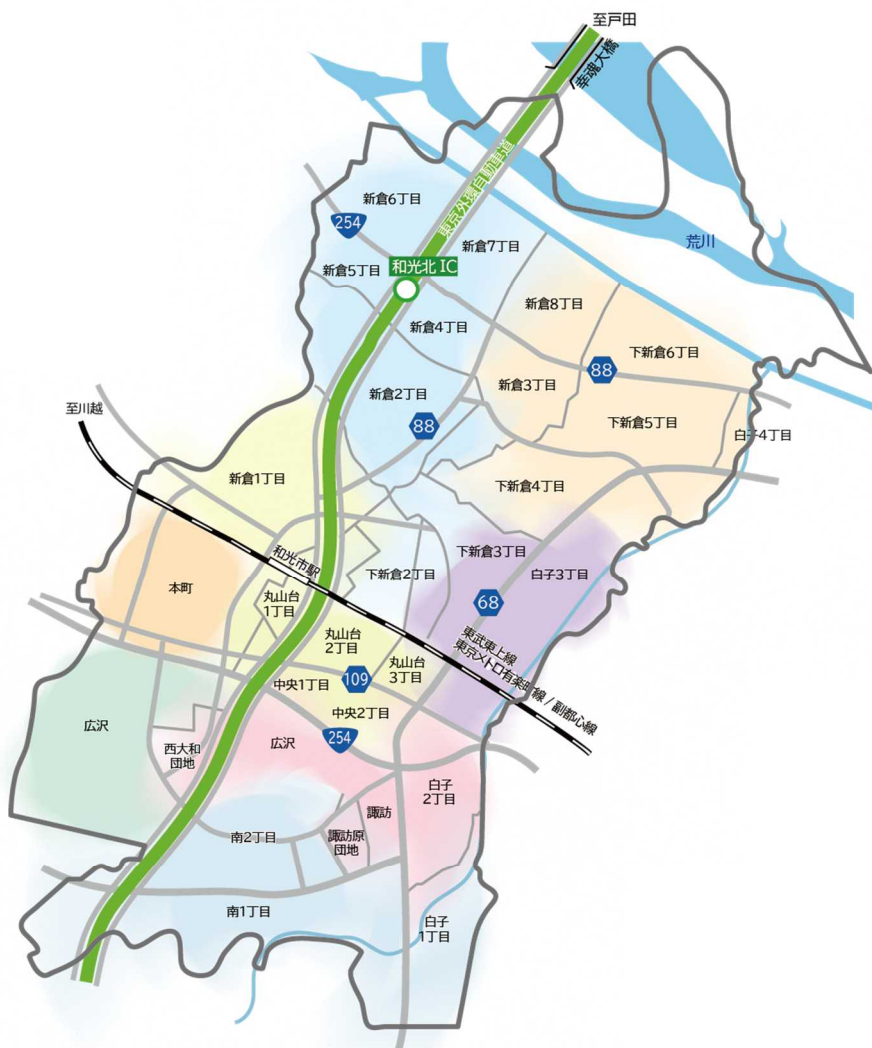
コード

### (3) 地区社協圏域

地区社協圏域は、地域住民が主体となって福祉課題に取り組むための、概ね小学校区を単位として設定しています。

地区社協圏域の範囲は、住民同士の「顔の見える関係」を築きやすく、例えば小学校の児童の登下校時の見守り活動や、学校行事を通じた保護者同士のつながり等による日常的な接点が多くなり、きめ細やかな支え合い活動やボランティア活動が展開しやすいのが特徴です。高齢者の安否確認や配食サービス、地域のふれあいサロン等は、地区社協圏域だからこそ実現しやすい活動と言えます。

【市内の地区社協圏域】



コード

#### (4)地域圏域

地域圏域は地域に根ざした最も身近であり、自治会や民生委員、隣近所等が活動範囲として考えられます。地域住民一人ひとりが主体となり、日常的な顔の見える関係を築き、相互に見守り、支え合う活動の基盤となります。

日々の挨拶や声掛けといった、社会的な孤立を防ぐための活動が展開されやすい範囲であり、複雑化・複合化する課題の早期発見につながります。

##### 【自治会】

地域住民によって地縁に基づき自主的に組織された任意の住民団体として、行政と連携し、防犯や防災・住民福祉・環境保全等に大きく貢献してきた歴史があります。住民の生活環境の向上を図るとともに、地域内の助け合いや連携の基盤を担っており、住民同士の顔も見える関係づくりに欠かせない役割を持っています。

##### 【民生委員児童委員】

民生委員は、民生委員法に基づいた地域住民の最も身近な相談相手として、生活上の困りごとや福祉に関する問題の解決をサポートする地方公務員(無報酬)です。常に住民の立場で地域を巡回し、孤独や生活困窮等、地域に潜むさまざまな課題を早期に発見し、行政や専門機関への「つなぎ役」として重要な役割を担っています。

##### 【隣近所】

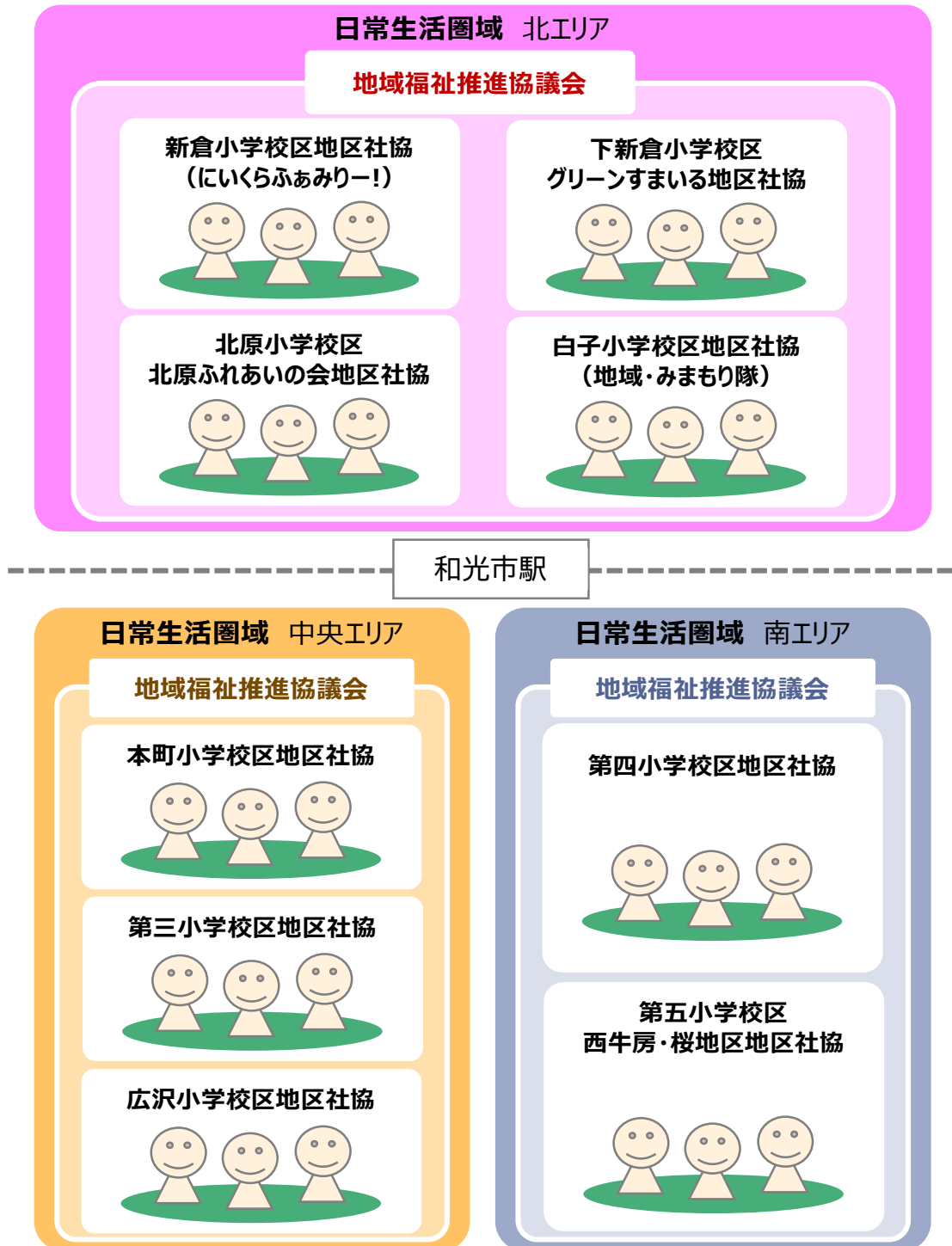
地域圏域の中でも、最も日常的かつ直接的な「つながり」の最小単位です。

日々の挨拶や、困っている時のちょっとした声掛け等、特別な組織を介さずとも自然に発生する相互扶助の起点となります。地域コミュニティの希薄化が課題となる中で、孤立の防止や異変の早期発見といった地域福祉の土台として、その重要性が改めて見直されています。

(5) 日常生活圏域と地区社協圏域との関係

同じ日常生活圏域となる地区社協においては、地域の実情に応じて連携し、住民の多様なニーズに対応できる体制を整備しています。このことにより、住民による身近な生活圏内での見守りや支え合いと、公的な支援を組み合わせた地域福祉を推進していきます。

【市内の日常生活圏域と地区社協圏域との関係】

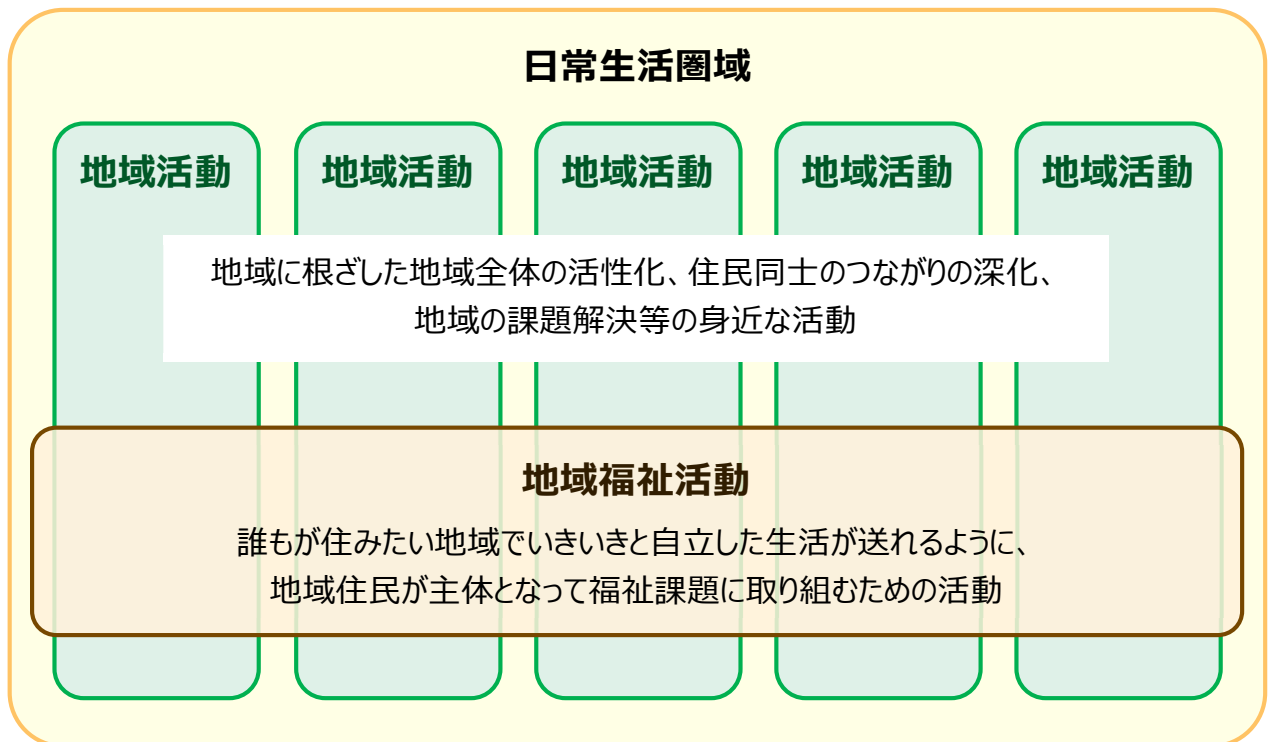


コード

## (6) 自治会と地区社協との連携(パートナーシップ)

自治会は地域生活のより身近な課題に気付き、その全てに関わりを持つ組織であり、地区社協とは、地域福祉活動において同じ性格を持ちます。良好なパートナーシップにより、地域福祉活動において目指す方向を同じにしながら、互いの良さを認め合い、地域住民の誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。

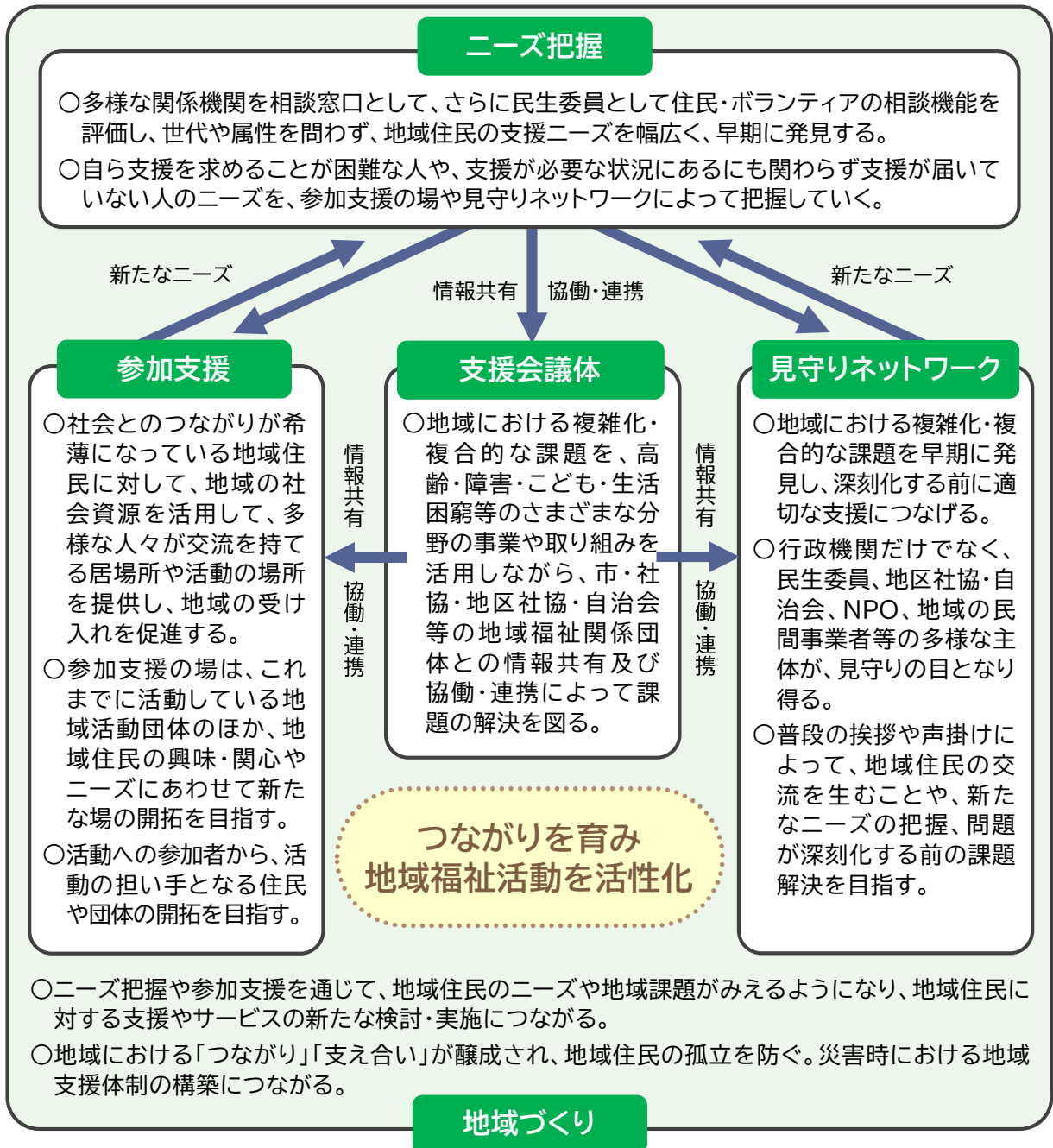
【活動のイメージ】



## 2. 地域福祉の推進にあたっての取り組み

本計画では、地域福祉の推進にあたって「つながりを育み、地域福祉活動を活性化すること」を目的とした、地域における包括的な支援体制に取り組んでいきます。

【身近な地域における包括的な支援体制】



コード

### 3. 計画の目指す姿

近年は、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、社会的孤立や地域コミュニティの機能低下といった課題が多くみられるようになってきました。このような社会の変化は本市も例外ではなく、虐待、ひきこもり、生活困窮等、複合的で多様な生きづらさを抱える住民に対して、分野を横断した包括的な支援が求められています。

国が目指す「地域共生社会」とは、こどもから高齢者まで全ての住民が、住み慣れた地域でそれぞれの立場や状況を超えてつながり、支え合う社会です。地域共生社会を推進していくためには、住民やボランティア、NPO、行政等が「我が事」として参画し、自助を基本としながら、互助・共助・公助をバランスよく組み合わせることが大切となります。

本計画では、『つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり』を、計画の基本理念として、市民、市、社協がそれぞれの役割を認識し、共に取り組んでいくことを目指します。

#### 基本理念

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり



## 4. 施策の体系

基本理念

基本方針

基本施策

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり

1 ニーズ把握体制の充実  
(ニーズ把握)

(1) 相談支援体制・情報提供の充実

(2) 民生委員児童委員との連携強化

(3) 孤独・孤立に対する支援

(4) ひきこもりに対する支援

(5) ケアラー・ヤングケアラーに対する支援

2 だれもが参加できる  
市民活動の機会づくり  
(参加支援)

(1) 地域福祉センター及び  
ボランティアセンターの充実

(2) 多世代交流・多文化共生の推進

3 ふれあい支え合える  
地域づくり  
(地域づくり)

(1) 地域の福祉活動の充実

(2) 地区社協活動の充実

(3) 地域福祉コーディネーター機能の  
充実

4 地域ぐるみでの  
見守りネットワークづくり  
(見守りネットワーク)

(1) 地域の見守りネットワークの構築

(2) 避難行動要支援者登録制度の整備

(3) 避難行動要支援者・要配慮者への  
支援体制の充実

5 支援会議体の設置  
(支援会議体)

(1) 多様な支援を共に考える会議の場  
づくり

コード

コード

# 第4章

## 施策の展開

コード

コード

## 基本方針 1 ニーズ把握体制の充実（ニーズ把握）

### 基本施策 1 相談支援体制・情報提供の充実

市民が抱える課題は、制度やサービスだけでは全てに対応できないことや、本人も自身の課題が何かを理解できないことも少なくありません。これらをまず受け止めて、ニーズを明らかにしていくことが、相談支援には求められます。

生活課題・福祉課題を抱えた人が地域の身近なところで相談できるよう、各相談機関や団体等が相互に協力しながら、さまざまな分野の相談に総合的に応じられる相談支援体制の充実を図ります。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、わかりやすい情報発信の方法を検討し、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報提供の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①属性を問わない相談支援	どのような相談に対しても受け止め、しかるべき機関につなぐことや、他機関との協働によって解決を目指す相談支援を実施します。	市・社協・事業者
②相談事業所間の連携	高齢、障害、こども、困窮等、複数の分野にまたがる複雑な相談に、分野横断的な視点で対応します。包括的な支援として、さまざまな専門機関が連携して、一人ひとりの状況に合わせたチームアプローチを行います。	市
③住民による相談支援	地区社協、自治会、NPO、ボランティア団体はその活動を通じて、相談を受け、また、支援を行っています。必要な場合には住民を介して、市、社協、また、相談機関に伝える仕組みを確立し、住民が地域全体を支える風土づくりを進めます。	市民 (支援: 市・社協)
④地域共生社会を目指した住民による情報提供の充実	地域の中で困っている人を見かけたら声を掛けるとともに、日常の挨拶やちょっとしたおしゃべりを大切にします。このような普段からのコミュニケーションが、悩みや心配を打ち明けるきっかけとなり、孤立の防止や問題の早期発見につながります。 また、出前講座や講演会等で得た知識や活動を通じて得たものを、参加した市民が他の人へ伝える口コミは、重要な情報発信となります。また、市民自身の活動体験も大切な情報です。身近な人からの情報伝達の輪を広げ、支援が必要な人が孤立しない地域づくりにつなげます。	市民 (支援: 市・社協)

コード

取組項目	取組内容	取組の主体
⑤市内活動団体の情報収集・情報発信	市内で活動するNPOやボランティア団体、地域活動団体等の活動内容や連絡先等の情報を集約します。地域にどのような社会資源があるかを正確に把握し、発信していくことで、相談支援の際に適切な団体へつなぐことや、団体間の連携促進に役立てます。	市・社協・事業者
⑥相談機関の市民周知	相談機関の周知のため、広報誌やホームページ、SNSでの情報発信だけでなく、各種団体や地域へ出向いて行う出前講座等を開催することにより、支援を必要としているものの情報が届きにくい市民への周知を図り、孤立することなく適切な支援につながる体制を構築します。	市・社協・事業者
⑦アウトリーチ活動	支援が必要にも関わらず、自ら声を上げることが難しい方に対し、支援者側から地域へ出向くアウトリーチ活動を実施します。制度の狭間にある課題や、支援につなげていく必要のある生活課題を発見し、問題解決につなげます。	社協

コード

## 基本施策2 民生委員児童委員との連携強化

民生委員児童委員(民生委員)は、困りごとを抱える市民にとって近い存在であり、幅広い方からさまざまな相談を受け、必要に応じて行政・福祉機関につないでおり、多様な社会福祉活動を行っています。民生委員がさらに効果的に活動できるよう、活動の周知や人材確保に向けた働きかけの強化を図ります。

また、民生委員の活動に対して、市や社協、関係機関との連携をより充実することで、地域福祉の向上を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①民生委員活動の周知	広報やチラシ、SNS等を用いて、民生委員活動の周知を行います。	市・社協
②民生委員と関係機関との連携・協働	民生委員と関係機関で、地域の状況等に関する情報共有を行います。課題を抱える世帯への支援を行う際には、必要に応じて、民生委員もコミュニティケア会議や個別支援会議等に参加し、情報共有を図るとともに、関係機関と連携した効果的な支援を行います。	市・社協
③民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化と各地区の連携支援	自治会等の地域組織への推薦依頼や、各種サポーターやボランティア等、地域で活動している人への呼びかけ等により、民生委員の欠員地区の解消を図ります。	市・社協
④民生委員活動への協力	民生委員活動によって、地域で見守りがあることを理解し、民生委員活動に協力することで、住民同士で助け合う互助の力を強めることが必要です。	市民
⑤民生委員の人材育成	地域課題が複雑化・多様化されている中で、行政制度も頻繁に改定され、最新情報の習得や安全確保、地域連携個人情報、権利擁護への対応といった研修の実施を体系的に図ります。	市・社協
⑥民生委員への相談	地域課題や困りごと等がある場合、必要に応じて民生委員に相談します。民生委員が地域における課題解決に向けた体制づくりにつなげることにより、地域での支援の輪を広げます。	市民

### 基本施策3 孤独・孤立に対する支援

地域住民の中には、支援が必要な状況にあるものの、支援を求める声を自ら上げられない場合や支援を拒否する場合、支援につながるまで時間がかかる場合等があります。地域での孤立を解消するような、人と人、人と場をつなげる仕組みを創出します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①声を上げやすい・相談しやすい環境整備の検討	誰にも頼れず社会から孤立してしまう人をなくすため、孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、新たな取り組みを検討していきます。当事者が自ら声を上げやすい雰囲気づくりや、必要な支援に確実につながる相談体制等、実効性のある環境整備を目指します。	市・社協・市民
②悩みや困りごとの相談先等の周知	相談窓口での相談に加え、相談窓口の周知や窓口等に来られない、声を上げられない当事者を考慮し、SNS等を活用している外部の相談先の周知を進めます。	市・社協
③住民同士による居場所づくり、日常での声掛けや見守り活動の促進	住民が主体となった、地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声掛け活動を促進するための支援を行います。	市民 (支援:社協)
④ボランティア活動の紹介	社会参加や地域貢献へのきっかけとして、本人の関心や希望に応じたボランティア活動を紹介します。活動を通じて人との接点や没頭できるものを見つけることで、役割や生きがいを持ち、社会的な孤立感の軽減につなげます。	社協
⑤市民による地域活動の活性化	市民が主体となり、身近な地域でサロン等をはじめとした自分らしくいられる多様な「居場所」づくりに取り組みます。	市民
⑥地域活動等への参加	地域社会の一員として、人と人、人と場をつなげるを作るために、市民が地域のイベントや活動に積極的に参加します。	市民

## 基本施策4 ひきこもりに対する支援

ひきこもりに関する早期介入や自立促進プログラム等の支援を展開し、ひきこもり当事者が地域において孤立することなく、自己肯定感を持って生活できるよう、アウトリーチ型の積極的な支援を行える体制づくりを進めます。

また、ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多く、多分野との連携が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域での見守りの実施	民生委員や地域住民の連携により、気になる世帯や家庭への見守りを継続的に行い、さりげない声掛け等を通じて社会からの孤立を防ぎ、異変の早期発見に努めます。	市民 (支援:社協)
②ひきこもりセンターによる早期発見・早期介入	ひきこもりセンターにより、民生委員や地域の実情を知る住民と情報を共有することで、ひきこもりの発見とアウトリーチ型の支援につなげていきます。支援にあたっては、適切なアセスメントを実施し、それぞれの状況に合わせたプランを立てた上で伴走型の支援を行っていきます。	市
③ひきこもりを抱える世帯に対する相談支援体制の充実	ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多いため、的確に問題を把握し、家族に対する適切な助言・指導を行うなど、本人に対する支援だけではなく、世帯に対する包括的な支援を実施します。	社協
④ひきこもり当事者に対するニーズ把握や就労支援の実施	社協が運営する事業所における事業を活用し、ひきこもり当事者が認められ、受け入れられる場を提供します。また、和光市くらし・仕事相談センターすたんど・あつぷにおいて実施している就労支援事業として相談の支援を行うほか、サロン活動、ボランティア作業を通じて、就労準備や中間的就労につなげます。	社協
⑤ひきこもりについての講演会や勉強会、交流会の開催	ひきこもりに関する市民への理解や啓発を進めるため講演会や勉強会、同じ悩みを持つ人たちの交流会等を開催します。同じ悩みを抱える人との交流や専門的な支援を通じて、孤立感を和らげ、社会とのつながりを回復する一歩とします。	社協
⑥ひきこもりについての相談、勉強会、地域の居場所への参加	ひきこもり当事者やその家族が、専門機関への相談や、正しい知識を学ぶための勉強会、安心して過ごせる地域の居場所へ積極的に参加します。	市民

コード

## 基本施策5 ケアラー・ヤングケアラーに対する支援

高齢、障害、病気等の状態にある家族や身近な人に対して、無償で介護や日常生活上の世話をしている方を「ケアラー」といいます。その中でも、子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を「ヤングケアラー」としています。

高齢者分野では、家族介護者に対する支援として介護サービス等による施策が行われているものの、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、家族によるケアが当たり前となる傾向があり、本人にその自覚がないことや自ら相談しにくいことなど、問題が潜在化しやすい状況にあります。

ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・把握をするとともに、負担軽減や課題解決を図るため、状況に応じて複数の関係機関や多職種による連携を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域の見守りによるケアラー・ヤングケアラーへの早期支援	住民同士による日常的な挨拶や交流から、ケアラー・ヤングケアラーの存在やその困りごとに気づき、支援を必要としている場合は相談機関へつなげます。	市民 (支援: 市・社協)
②ケアラー・ヤングケアラーに対する相談・支援の実施	医療、介護、福祉、教育等の関係機関が連携し、支援が必要なケアラー・ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげます。支援にあたっては、本人への個別支援だけでなく、ケアの背景にある家族の状況等も踏まえた一体的な支援を行います。	市・社協
③児童センター(館)等の児童施設の活用促進	児童センター(館)では、学校との連携を中心に進めつつ、地域の身近な相談の入り口としての役割を整え、こどもが安心して過ごせる居場所づくりと利用促進に取り組めます。	市・社協
④ヤングケアラーが過ごせる場の整備	栄養バランスの取れた食事や、多世代との交流の機会となるこども食堂・地域食堂等、地域社会でケアラーを支える環境を整備します。	市民 (支援: 市・社協)
⑤ケアラーが相談できる場の周知	ケアラーが1人で悩みを抱え込まないよう、市の相談事業所の案内に加え、専門的な支援を行うNPO等の外部相談先も積極的に紹介します。	市・社協

## 基本方針 2 だれもが参加できる市民活動の機会づくり (参加支援)

### 基本施策 1 地域福祉センター及びボランティアセンターの活用・機能の充実

地域福祉センターやボランティアセンターの活用・機能を充実させ、気軽に誰もが参加できる活動、つどいの場所を提供し、地域の受け入れを促進します。

弱まってきている地域社会の支えを強化、あるいは改めて創造する活動が求められます。地域活動の参加者から担い手となる住民や団体の開拓を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉センターの有効活用と利用者の拡大	地域福祉センターは、地域住民の自治活動または福祉活動等の場を提供することにより、施設の有効利用を図るとともに、高齢者・障害者への理解を深め、コミュニティの形成及び福祉の増進を図る地域拠点であり、引き続き多くの市民が利用できるような環境づくりに努めます。特に、これまで利用の少ない夜間帯やこども・若者への貸し出しを積極的に進め、利用者の拡大を図ります。	市
②地域活動への参加支援	(1)高齢者活躍の支援 高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」の運営支援等、高齢者が生きがいを持って活躍できる場の提供につなげます。また、高齢者が生涯現役で活躍できる仕組みづくりを行い、高齢者の雇用・就業支援だけでなく、ボランティア等の社会参加推進に取り組みます。 (2)地域活動の参加のきっかけづくり 市内にある各種サポーターの講座の情報を学校や自治会、地区社協等に提供し、参加するきっかけを作ります。 (3)地域とのつながり支援 地区社協等の地域関係機関と連携し、地域の事業にボランティア・各種サポーターに参加を呼びかけ、地域のつながりを醸成します。	市・社協
③地域活動への参加	地域の事業や各種サポーターの講座等、地域のつながりづくりに関わる地域活動に、できる範囲で参加します。	市民 (支援: 市・社協)

コード

取組項目	取組内容	取組の主体
④ ボランティアセンターによる活動団体への支援	<p>ボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報提供や相談、ボランティア活動団体に対する財政支援、専従職員によるニーズ把握やマッチング、ボランティア活動団体の交流事業の実施等、ボランティア活動に関するサポート業務を行います。</p> <p>ボランティアを受け入れる団体や施設のリスト化や、ボランティア情報の発信、マッチング機能や交流事業の強化を活発に行い、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。</p>	社協
⑤ ボランティア活動への参加促進	<p>ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティアセンターによる地域のボランティア活動のPRを、広報やホームページ等さまざまな媒体を利用して積極的に行います。</p> <p>ボランティア体験後に継続して活動に関わってもらうために、ボランティアを「したい人」「受けたい人」への情報提供を進めます。</p> <p>また、日中働いている人等、多様な参加のしかたが可能になるような活動を検討し、学生からシニアまで潜在しているニーズを発掘して、活動につなげます。</p>	社協
⑥ ボランティア活動への参加	<p>地域での助け合いやつながりを大切にしながら、できる範囲でボランティア活動に参加します。</p>	市民
⑦ 学校・地域・地区社協が一緒になって行う福祉共育や活動参加の推進	<p>若い世代から思いやりや助け合いの心を育み、福祉に対する理解を深められるよう、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出し等を通じて、小中学校や高等学校への福祉共育を地域や地区社協とともに推進します。</p>	社協
⑧ 福祉共育や活動への参加・協力	<p>地域の福祉課題に関心を持ち、自分ごととして考え、他の人々と協力しながら行動できるよう、福祉共育に積極的に参加・協力します。</p>	市民
⑨ 企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発	<p>地域における企業や団体に対し、地域共生社会の一員としての認識を促すため、社会貢献活動等の啓発等を行います。</p>	社協

コード

## 基本施策2 多世代交流・多文化共生の推進

年齢や経歴の異なるさまざまな住民が、自分らしさを大切にしながら同じ地域で暮らしていくためには、お互いに関心を持ち、認め合うことが大切です。そのためには、学校や職場といった特定のコミュニティの人間関係だけでなく、日常生活におけるご近所の方との挨拶や交流、地域のイベントへの参加等を通じて、自分たちが暮らす地域の一員として、幅広いつながりを作ることが必要になります。

また、市内に外国人の居住者が増えている中で、これまでになかった新しい要望も生まれています。そうした声に応えるとともに、外国人の方と共に快適に暮らせる地域を目指した取り組みを進めます。これまで地域との関わりを持っていなかった住民を取り込みながら、地域のつながりを育みます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①だれもが参加できるまつりやイベント等への参加支援	和光市民まつりやゆめあい和光まつり、市内の団体で行っている交流イベント等の開催にあたって、地域福祉活動やボランティア活動の参加の場を提供するなど必要な支援を行います。また、参加者に対して、他の地域福祉活動やイベント等の情報提供を行い、活動の場の拡大につなげます。市民は、市内で行われているまつりやイベントに関心を持ち、積極的に参加します。	市民 (支援: 市・社協)
②多世代交流の場への参加	多世代交流の場を拓げます。また、こども食堂等、市民によるイベントを開催するなど多世代交流の機会を作ります。	市民 (支援: 市・社協)
③地域における多世代交流の場の活性化	市内各地で行われている多世代交流事業について、市民や社協と一緒に検討し、継続的に実施することができるよう、場所や体制の調整を行います。また、特定の拠点で実施している多世代交流事業を、市内全域に拡大して展開することや、対象者の決まった既存事業を活かし、参加者の世代を拓げて新たな交流の場として応用することなどを検討します。	市
④社協運営施設を活用した多世代交流の場の活性化	社協運営施設では、児童から高齢者まで多様な世代が利用する事業所を運営しており、事業所の強みを生かして、地域住民同士や多世代による交流の機会を作ります。	社協

取組項目	取組内容	取組の主体
<p>⑤多文化共生を意識した 取り組みの実施</p>	<p>国や文化の違いを考慮し、発行物には送り仮名やイラストを盛り込んだり多言語表記を行うなど、ユニバーサルデザインを意識した掲載等の工夫を行います。</p> <p>また、ごみの出し方等の生活ルールについて多言語で表記し理解を促すなど、外国の方の地域生活での利便が高まり、地域住民も安心して暮らせるようになる取り組みを支援するとともに、多文化との共生に取り組む団体等との連携を推進します。</p>	<p>市・社協</p>
<p>⑥多様な文化を理解する福祉共育の推進</p>	<p>福祉共育の観点から、こどものうちから、多文化共生についての意識が醸成されるようにしていきます。</p>	<p>社協</p>

コード

## 基本方針 3 ふれあい支え合える地域づくり（地域づくり）

### 基本施策 1 地域の福祉活動の充実

地域福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠です。社協が行う地域支援活動や地区社協の活動を充実させ、また社会福祉法人や NPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域の居場所の整備と確保の支援	地区社協で地域実情に即したサロン等の活動が行えるよう、地域福祉コーディネーター等の支援や、補助金・助成金の情報提供等を通じて、地域の居場所の整備と運営の支援を行います。	市・社協
②属性を問わない相談支援	どのような相談に対しても受け止め、しかるべき機関につなぐことや、他機関との協働によって解決を目指す相談支援を実施します。	市・社協・事業者
③地域の居場所を運営する関係団体の連携推進	地域における公益的な取り組みとして、法人連絡会を設立しており、施設の開放や地域福祉に資する事業を、他の社会福祉法人等と連携して推進します。	社協・事業者
④施設を活用した居場所づくり	社協が運営している施設を活用し、身近で気軽に行ける居場所づくりを進めます。	社協

## 基本施策2 地区社協活動の充実

現在、市内9小学校区の全てに地区社協が設立されています。それぞれの地区社協が、サロンや地域食堂、夏休みのラジオ体操等、地域特性に合わせた活動を行っており、地域のイベントにも積極的に参画しています。それぞれの地区社協活動で、充実した活動が行えるよう、支援を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地区社協活動の周知、啓発活動への参加	地区社協活動に関心を持ち、周知するためのチラシを作成するなどの啓発活動を行います。より多くの住民に活動に参画してもらえよう、地区社協活動の発信及び周知を、広報誌等を活用して行います。	市民 (支援: 市・社協)
②地区社協活動への理解と参加	地域の課題に関心を持ち、地区社協活動が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための機会となることを理解し、活動に積極的に参加します。	市民
③地区社協の活動支援	地区社協が継続して活動できるよう、地区計画作成や活動の支援、助成金情報の提供等を引き続き行います。加えて、地区社協活動に必要な研修や講演会の開催や情報提供を通じて、自主的な活動がなされるよう支援します。また、地区社協間において相互に発展した会となるよう、情報提供や意見交換の機会等の開催支援を行います。	市・社協
④地域団体や行政との連絡調整	地域の互助力を高めるため、自治会や民生委員やボランティア等の地域の各団体との関係構築及び行政各部署との連携を図ることができるよう、連絡調整を行います。	市・社協
⑤地区社協の活動場所の提供	地区社協の活動場所として、市内公共施設の有効活用を支援することで、地域コミュニティの活性化を図ります。例えば、市立公園で地域活動団体を除き実施を制限している活動(例:花火、公園の植栽活動)等を、地区社協の単独事業や市との共催事業として実施できるよう一緒に検討し、応用的な活用ができる機会を作ります。	市

### 基本施策3 地域福祉コーディネーター機能の充実

日常生活圏域に配置される地域福祉コーディネーターは生活支援コーディネーターを兼ねており、地区社協等と地域の状況や課題等について情報を共有し、専門職等関係機関との会議において介護予防と生活支援、社会参加の場となる住民活動につなげるなどの幅広い役割を担うため、その機能の充実は必要不可欠です。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉コーディネーターとの連携を図った地域活動の推進	地域活動や地域の課題を地域福祉コーディネーターと共有し、地域活動を推進します。	市民
②地域福祉推進協議会の活動の活性化	全ての日常生活圏域に設立を目指し地域福祉推進協議会における活動を推進します。	社協
③地域福祉コーディネーターの機能の充実	日常生活圏域に配置されている地域福祉コーディネーターは、支援が必要と思われる住民に対して、早期に地域包括支援センター等の相談機関につなぐ役割を担います。 また、自治会や民生委員の集まりや支援会議に出席することで地域のニーズを発見し、生活支援や介護予防、社会参加機能を持つ地区社協等の住民活動へ積極的につなぐ役割を担います。あわせて、地区社協の活動支援と市との橋渡しを行う役割を担います。	社協
④地域活動との連携	同じ日常生活圏域内にある他の小学校区の現状と目指すべき将来像、それに対する地区社協の取り組みを共有します。市民による地域福祉活動を地域福祉コーディネーターと共有し、住民の主體的な地域活動を支援します。	社協

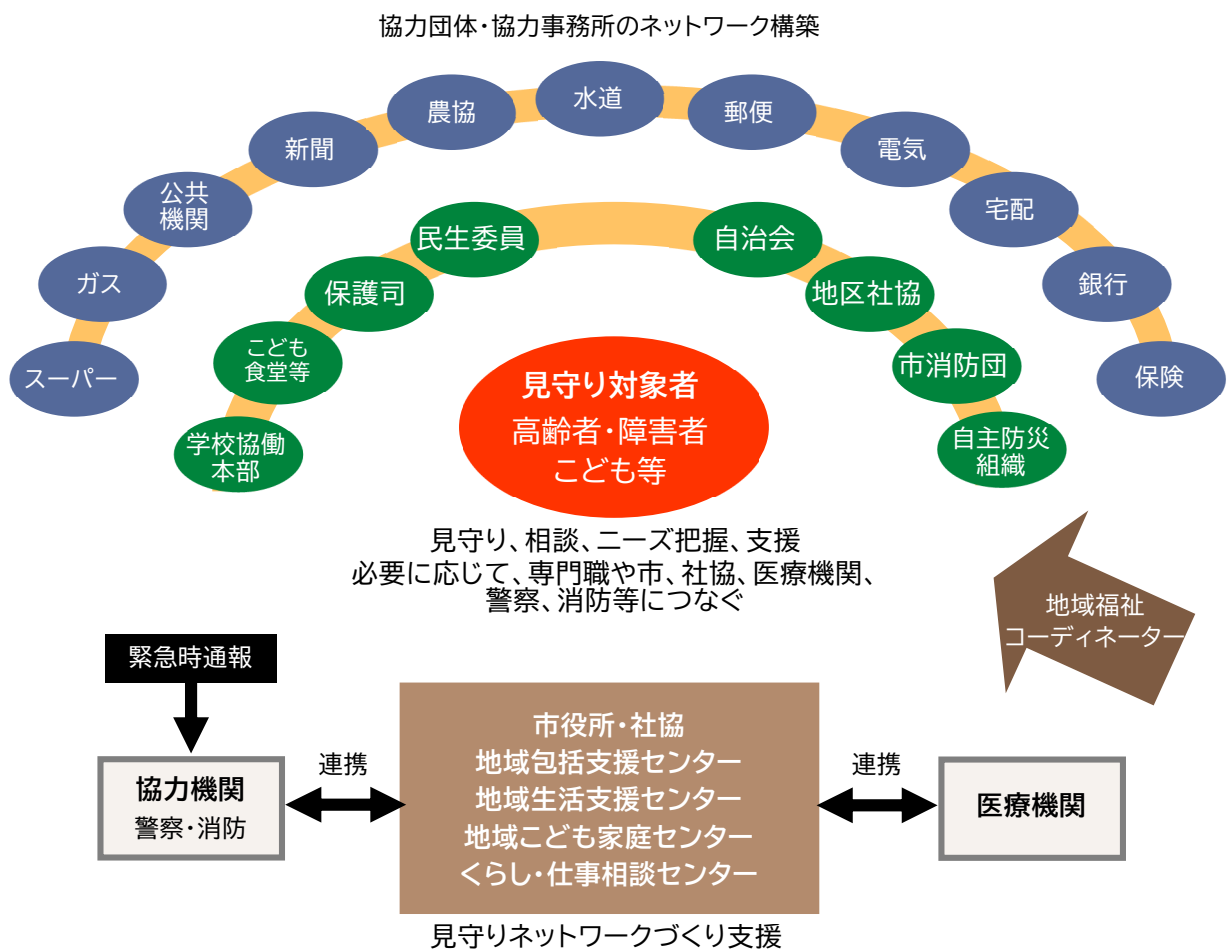
# 基本方針 4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり (見守りネットワーク)

## 基本施策 1 地域の見守りネットワークの構築

市内関係機関、地域住民、民間企業等との連携により、要支援者が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を市並びに関係機関、関係者が早期に発見し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう見守りネットワークを構築します。

サロン活動、こども食堂、高齢者会食会等、さまざまな住民の活動が見守り機能、相談支援機能を持っています。民生委員も、見守りの中心的な役割を果たしています。

見守りシステムには、ICTを積極的に活用していくほか、市・福祉機関が民間企業との間で見守り協定を締結し、民間企業は認知症が疑われる顧客を発見した場合等、市や地域包括支援センター等と連携することで、早期発見・早期対応につなげることを目指します。



コード

取組項目	取組内容	取組の主体
①見守り活動を担うメンバーを拡げる構成員の検討	地域の見守りネットワークの構築には、身近な地域にある多様な機関・団体の協力が不可欠です。自治会や民生委員、地区社協といった地域福祉に関する人や機関に加え、日常生活において住民との接点が多い民間事業者(新聞・郵便・宅配等の配達事業者、金融機関やスーパー等)にも、要支援者のゆるやかな見守りや異変の早期発見を担う構成員として協力を求めます。	市・社協
②見守りネットワーク機能化のための仕組みづくり	見守りネットワークの構成員が要支援者の異変を発見した場合等、見守り活動を通じて他との協働が必要な場合に、市役所や社協、地域包括支援センター等の専門機関へ円滑に連絡・相談できる体制を整備します。	市・社協
③ネットワーク構成員による会議の開催 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(定例会)</div>	ネットワークを構成する関係機関や地域福祉関係者、民間事業者等が集まる定例会を設置します。定例会では、各々の活動状況や地域の課題について情報共有や意見交換を行うとともに、具体的な支援事例の検討を通じて、構成員が互いに顔の見える関係を構築し、横のつながりの強化を図ります。	市・社協・ 関係機関・ 市民
④(仮称)井戸端検討会議 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(個別検討会)</div>	ひとつの機関や関係者では対応が困難な事例や複合的な課題を抱える要支援者について、個別検討会議を開催します。会議には、対象者の状況に応じて必要となる専門職や関係機関の実務者が参加し、課題の共有、具体的な支援方針の決定、役割分担の明確化を行います。	市・社協
④困りごと相談等の活用	市民一人ひとりが、自分や家族の困りごとや悩みについて、各事業所の相談窓口を積極的に活用します。	市民
⑤地域社会の受け入れとつながり	地域での見守りは、ネットワークの構成員だけで行えるものではなく、住民が支援を必要とするさまざまな事情を抱える人への理解を深めることが大切です。また、サロン活動やこども食堂等には、さまざまな活動を通じた見守り機能、相談支援機能があります。住民はこれらの活動に自然に関わり合える機会を増やすなど、顔の見える関係がある地域づくりを目指します。	市民 (支援: 市・社協)

コード

## 基本施策2 避難行動要支援者登録制度の整備

自力で迅速な避難行動をとることが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害時の支援を取りこぼすことが無いよう、既存の制度の課題を見直して条例化による制度の整備を進めます。

本市では、同意した人の情報のみを平常時に事前提供する「手上げ方式」を採用しています。令和7(2025)年7月末時点で、市が把握している要支援者2,953人のうち、自主防災組織等へ事前提供されているのは853人(29.1%)にとどまることから、手上げ方式では支援が必要な人を取りこぼしてしまうことを地域で心配されている事例もあります。

こうした事例を踏まえ、対象者全員に案内文を郵送し、名簿への記載を望まないとの返信がなければ同意したとみなす「逆手上げ方式」を取り入れた制度の条例化を検討します。市は、要支援者の名前、住所、連絡先、支援が必要な理由を記した名簿を作成し、作成した名簿を、警察署や消防署、消防団、民生委員、自治会、地区社協、自主防災組織等へ提供する仕組みづくりを進めていきます。あわせて、名簿への記載者となる要支援者には、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画書)を順次作成します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①避難行動要支援者登録制度条例化に合わせた取組内容の見直し	条例化により、これまで以上に多くの要支援者情報を平常時から地域の支援関係者(自主防災組織・警察・消防等)と共有することになるため、災害時の迅速な安否確認や個々の状況に応じた支援体制の構築を目指します。	市
②制度の積極的な周知・申請の案内	市ホームページ・広報誌への掲載、市内公共施設への申請書類の設置等による積極的な広報活動を行います。 未登録の対象者に対し、制度案内の通知を発送するほか、障害者手帳等の申請窓口での案内や、特に支援を要する方への戸別訪問等による案内を行います。 あわせて、市内の障害福祉サービス事業所や介護事業所に対する定期的な事業者説明会を開催し、事業者を通じた利用者への制度の周知を図ります。	市
③登録名簿の適切な管理	避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画書)を3年毎に要支援者本人及びその支援者へ配付し、定期的な計画内容の確認と情報の更新を行います。また、自治会、地区社協等へ名簿を提供する際は、個人情報漏洩することがないように、管理・取り扱いを規定した協定を締結します。	市・市民

コード

取組項目	取組内容	取組の主体
④支援者の登録名簿の有効な活用	災害時には、すみやかに避難所等へ名簿を提供し、安否確認や避難支援へ活用します。要支援者名簿の活用については、社協や住民と共に検討します。	市・社協・市民
⑤支援者の確保	支援者がいない登録者に対しては、本人の意向を確認した上で、地域団体等が支援者候補を探す取り組みを行います。	市・社協・市民

### 基本施策3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

災害支援だけでなく、日常生活においても要支援者の異変にいち早く気づくために要支援者に関する日頃からの情報共有や見守り活動等、それぞれの地域に合わせた支援体制の充実を図ります。また、地域防災組織の強化とともに福祉避難所の運営や民間施設の緊急受け入れ等、要支援者の支援体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施	防災訓練を実施している地区社協や自治会、福祉施設等と連携し、避難行動要支援者の避難訓練を実施します。	市民 (支援:社協)
②災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施	災害ボランティアセンターについて周知を行います。また、地域住民と共に災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施します。	社協
③普段からできる災害等に対する備え	災害発生時に必要な物を確認し、水・食料等の備蓄や避難時に持参するものを準備しておきます。特に、要支援者は、自分自身の情報(個別計画書・携帯電話の活用等)の整理をしておき、薬・医療器具等を準備しておきます。	市民 (支援:社協)
④市民同士による声掛けや見守り活動の促進	日常的な声掛けや見守りの大切さについて市民の協力が得られるよう、周知・啓発を行います。	社協
⑤市民同士による日常的な声掛けや見守り活動の実施	地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声掛け活動に参加します。また、日頃から住民同士の声掛けを行います。	市民 (支援:社協)
⑥市民による災害発生時の避難支援	災害時等の避難が必要な際は、自身の安全を確保した上で、支援を必要とする方への避難誘導の声掛けや可能な範囲での避難支援を行います。	市民

コード

## 基本方針 5 支援会議体の設置（支援会議体）

### 基本施策 1 多様な支援を共に考える会議の場づくり

社会福祉法準拠、生活困窮者自立支援法、生活保護法、孤立孤独対策推進法や既存の会議体（中央ケア会議等）を包含する形での会議体の設置を進め、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を協議し、迅速に包括的な支援につなげます。

取組項目	取組内容	取組の主体
① 構成員の検討	支援会議体では、複雑化・複合化している地域課題を、分野を横断する形で課題の協議と協働した支援を推進できるよう、構成員の検討を行います。	市
② 会議体の持つ役割や位置付けの明確化	支援会議体では、支援の際に必要な情報を共有することによって、状況に即した支援の方向性を具体的に協議できることから、守秘義務も含めた会議体の役割や市における位置付けを明らかにします。	市
③ 定期的(随時)会議の開催	支援会議体による会議を定期的に(または随時)開催し、地域で問題となっている複合的な課題の解決に向けた協議を進めます。	市

# 第5章

## 地域福祉を推進するための計画

コード

コード

## 1. 成年後見制度利用促進計画

### (1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等のさまざまな理由により、自身の判断能力が十分でない方々を社会的に支えるための重要な仕組みです。具体的には、不動産や預貯金といった財産の管理、介護や福祉サービスの利用契約等、私たちの日常生活に不可欠な法律行為や手続において、不利益を受けないよう、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の意思を尊重しながら判断能力を補い、その権利を法的に保護し、支援することを目的としています。

この制度は、平成12(2000)年の介護保険制度と同時にスタートしましたが、手続の複雑さや制度自体の認知度の低さ等が要因となり、全国的に利用が伸び悩んでいるという課題があります。

こうした状況を背景に、国は制度利用の促進に向けた取り組みを本格化させ、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行されました。この法律は、従来の財産管理の側面に偏りがちであった制度運用を見直し、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上の保護の重視」の3点を、制度の基本理念として重視することを明確にしました。

この成年後見制度利用促進法に基づき、国は平成29(2017)年に「成年後見制度利用促進基本計画」、さらに社会情勢の変化を踏まえ令和4(2022)年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。これらの国の基本計画においては、市町村が地域の実情に応じて利用促進に関する計画を主体的に策定し、医療・介護・福祉等の関係機関が連携する「地域連携ネットワーク」を構築することの重要性が示されています。

認知症や障害のある状態になることは誰にもあり得ることで、成年後見制度は、そのような市民の権利を守り、地域での安心した暮らしを支えるものです。これは、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる社会を目指す、地域福祉の理念と深く結びついています。全ての市民が個人の尊厳を保ちながら、その人らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向け、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の推進を図ります。

## (2)計画の位置付け

---

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定されており、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

国の法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、所要の対応が行われる予定であり、国の動向を踏まえ、市の制度の見直しも検討していくものとします。

あわせて、国の地域共生社会の在り方検討会議では、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援等を提供する新たな第二種社会福祉事業を法に位置付ける必要があるとされていますが、新事業の検討に当たっては、日常生活自立支援事業の実施体制等についても、国の動向を踏まえ、市の制度の見直しも検討していくものとします。

### (3) 施策の展開

#### 施策1 権利擁護センター（中核機関）を中心とした支援ネットワークの構築

本市では、平成28(2016)年5月施行の「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき国で策定された「成年後見制度利用促進計画」に則り、その計画の施策目標として掲げられた「地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の要となる権利擁護センター（成年後見支援センター）を平成28(2016)年6月に、社協への業務委託という形で設置しました。

##### ◎ 和光市権利擁護センター（成年後見支援センター）

和光市権利擁護センターは、専門職による専門的助言等の支援の確保等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として位置付けられています。

##### ◎ 成年後見支援会議

成年後見支援会議は、権利擁護についての協議会として位置付けられ、地域で権利擁護に関するケースの検討を行います。具体的には、適切な後見人等の推薦に係る事項、後見開始後の柔軟な後見人等の交代、市民後見人候補者からの市民後見人の推薦、複数後見のあり方等を検討しています。また、専門職団体と地域の関係者が連携し、権利擁護における地域課題の検討・調整を行い、解決に向けて協議を行います。

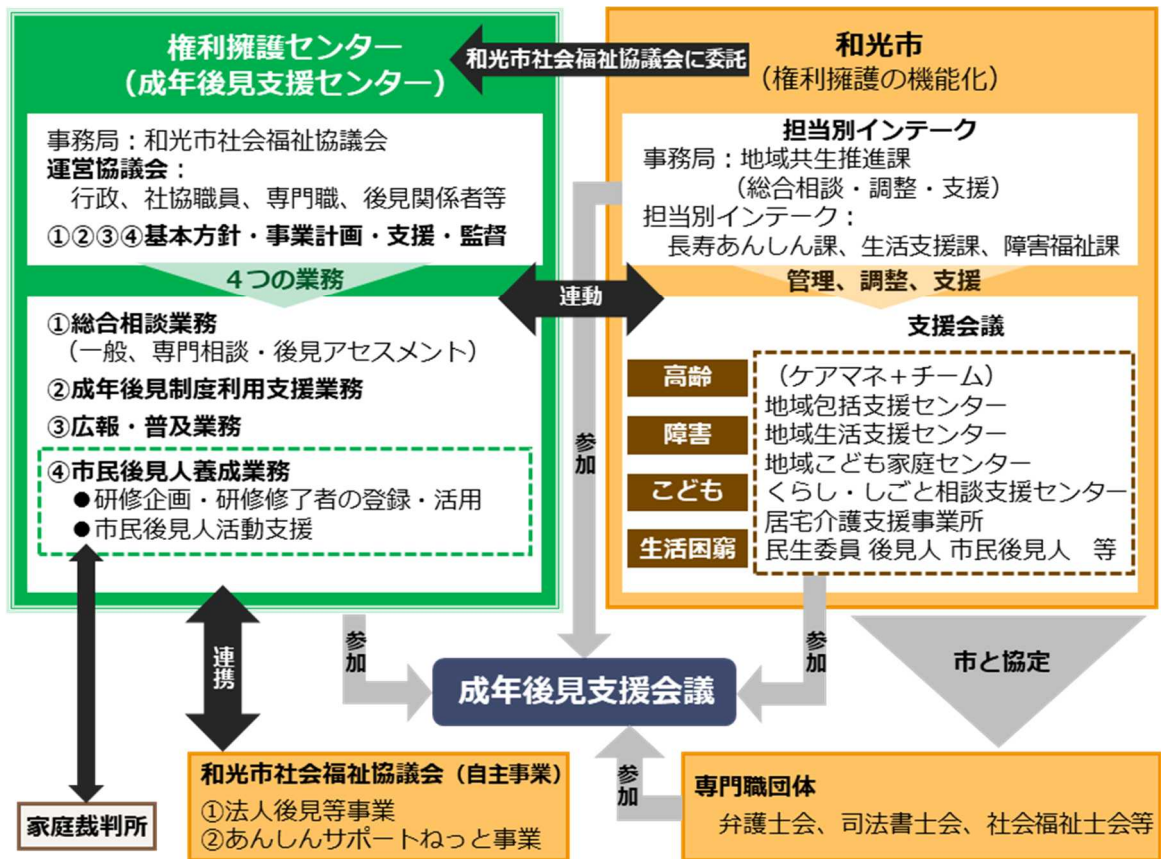
##### ◎ 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

本市では、この事業を「あんしんサポートねっと」として、社協が窓口となり、物忘れのある高齢者や、知的障害者、精神障害者が、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続援助、日常的な金銭管理、書類預かりサービスを行っています。その利用は、年々増加傾向にあります。

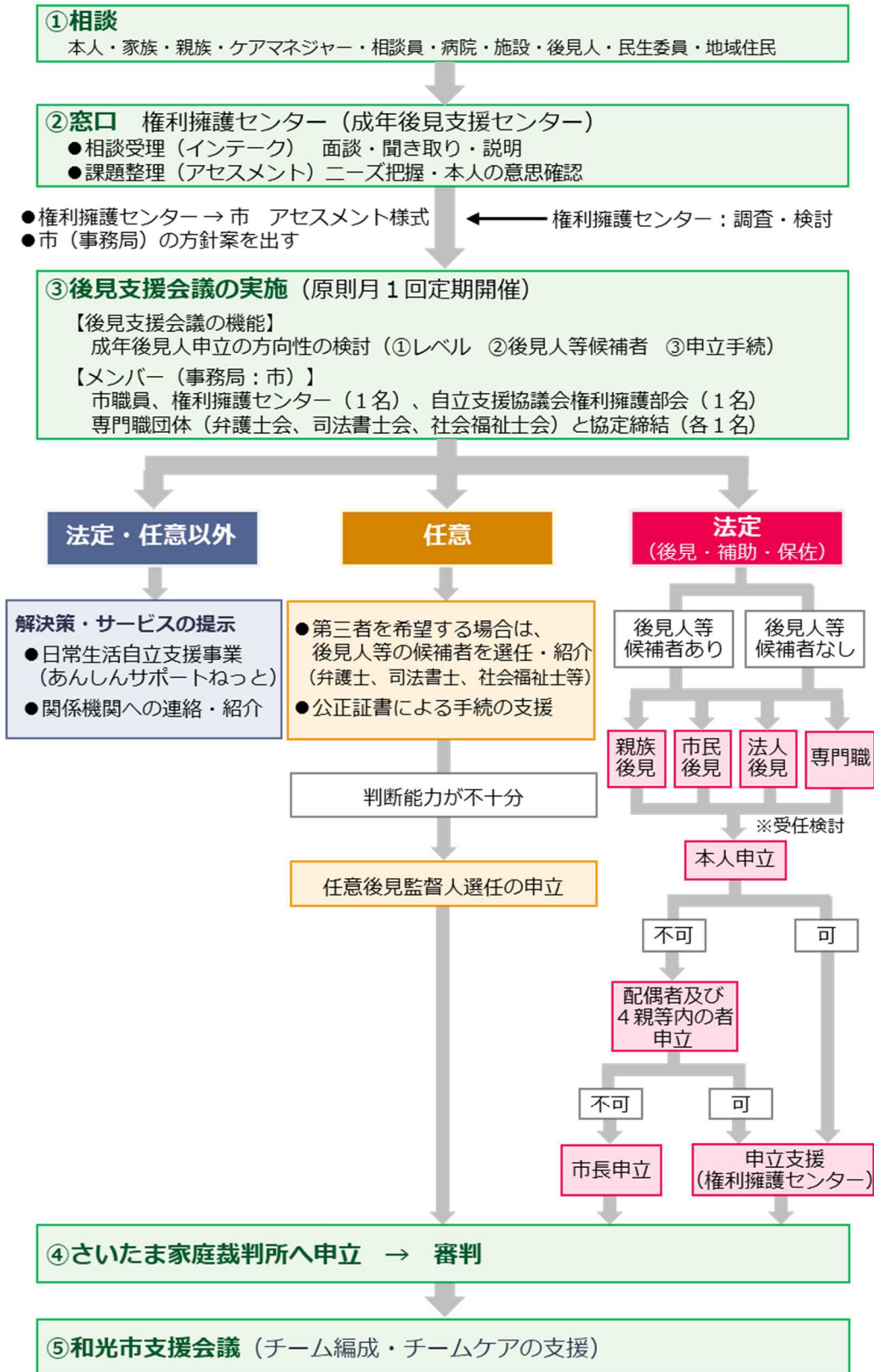
引き続き、権利擁護に係る関係機関の組織のイメージ及び相談受理フローに基づいて、地域連携ネットワークとして機能させます。

【権利擁護に係る組織と機能のイメージ】



コード

【和光市における権利擁護の相談受理フロー】



なお、後見終了は、本人の死亡もしくは心身の状況が回復した時となります。  
被後見人が亡くなった後の死後事務（火葬埋葬や残置物の処分等）については相続人が行うこととなりますが、家庭裁判所の許可により後見人が行うことができます。

コード

## 施策2 市民後見人の養成と活動支援

身近な地域住民の立場で、判断能力が不十分な方の権利を守り、その人らしい生活を支援する後見人の役割は重要となります。市民による「市民後見人」の養成や研修、市の権利擁護支援事業に積極的に関わられるような人材の活用を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①市民後見人の養成講座の開催	成年後見制度の利用促進のほか、市民の社会貢献の場づくり、互助活動の推進のため、市民後見人の養成講座を実施します。	社協
②市民後見人に対する支援	市民後見人養成講座修了者が市民後見人に選任されるまでの適切な支援と効果的な活用の方法や、市民後見人活動に対する支援の方法等を検討します。	社協
③法人後見事業の実施	法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人が成年後見人になることで、法人の職員が法人を代理して後見事務を行うことから、継続性や専門性を必要とする事案に対して有効とされています。社協では法人後見事業を行っており、市民後見人養成事業と連携して、地域に根差した法人後見事業の普及と長期的・安定的な運営を図ります。	社協

## 施策3 権利を守る制度の利用促進

市は社協と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、権利擁護に関する周知を図ります。

また、成年後見制度の利用に関する費用の助成や、「日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)」による福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①成年後見制度等の権利擁護に関する広報・啓発	支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、権利擁護センターによる成年後見制度をはじめとする権利擁護について、広報活動を充実します。市・社協のホームページの情報を充実させるよう、見直しや有効な広報手法の検討を行います。	市・社協
②成年後見制度の利用に関する助成	「和光市権利擁護事業実施要綱」に基づき、本人の財産状況から申立費用、後見人等報酬、及び福祉サービス利用費用を負担することが困難な場合に費用を助成します。	市
③日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)	あんしんサポートねっとは、判断能力の不十分な方が安心して生活が送れるように福祉サービスの利用援助や郵便物の確認、金銭管理のお手伝いを行うものです。日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)の周知と利用を推進します。	社協

#### 施策4 権利擁護に関する相談体制の拡充

本人やその家族等からの生活上の悩みや困りごとから、その人の権利が守られていない状況が見える場合があり、解決に向けての支援を行います。また、地域包括支援センターをはじめ、市内の各種相談機関と連携し、権利擁護支援が必要と思われる市民の相談や関係者からの相談に対応していきます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①権利擁護に関する相談支援	認知症高齢者や障害者等、権利を侵害されている状況にある本人やその家族等からの相談に対して、センター職員が解決に向けての支援を行います。また、福祉サービスの苦情についての相談を受け付け、解決に向けて助言等を行っていきます。	社協
②市内相談機関との連携	権利擁護支援を必要とする方が、適切な相談先に速やかにつながれるよう、関係機関による情報共有や連携により、切れ目のない相談支援体制の構築を目指します。	市・社協

## 2. 生活困窮者自立支援計画

### (1) 計画策定の背景と目的

かつて日本の社会を支えてきた終身雇用や年功序列といった日本型の雇用慣行は、経済のグローバル化や産業構造の変化の中で大きく変容しました。正規雇用の減少と非正規雇用労働者の増加は、雇用の不安定化を招き、多くの人々が常に経済的な不安を抱える状況を生み出しています。

安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、万一の時には最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として、経済的基盤を支える社会保障制度があります。しかし、不安定な就労形態のために、社会保険制度や労働保険制度等の恩恵を受けにくい人々や、生活保護の要件には該当しないものの、実際には複合的な課題を抱え、経済的に困窮している世帯が少なくありません。

経済環境の変化と並行して、人口減少と少子高齢化、そして核家族化や未婚化・晩婚化の進展は、世帯構造に大きな影響を与え、特に単身世帯や高齢者のみの世帯が著しく増加しています。

これらの社会変化は、貧困や孤立が一部の特別な人々の問題ではなく、誰もが生活困窮に陥り、社会的に孤立するリスクがあることにつながっています。

こうした背景から、生活に困窮する人々に対する包括的な支援を強化するため、平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この法律は、従来のセーフティネットを補完し、生活保護に至る前の段階で切れ目のない支援を提供する「第2のセーフティネット」として位置付けられています。その後、平成30(2018)年の法改正では、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進やこどもの学習支援事業の強化等、支援内容の充実が図られました。

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者」を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と幅広く定義しています。制度の対象を限定的に捉えるのではなく、複合的な課題を抱える人々が孤立することなく、すなわち経済的困窮を伴うことが多いものの、それ以外の要因(特に社会的な孤立)が生活の困難を生じさせていることに着目し、また、現時点では顕在化していなくても、将来的に困窮に陥る懸念がある人々に対して、早期かつ予防的な支援を届けることを目的としています。

本市では、これまでに市と社協等が連携し、生活困窮者に対する各種支援事業に取り組んできました。しかし、生活困窮世帯が抱える課題は、心身の健康や家族関係、社会からの孤立等、複数の要因が関係している場合が多く、既存の施策や個別の支援だけでは解決が困難なケースも増えています。

このような状況を踏まえ、本市における生活困窮者への一層の支援の強化を図ります。

## (2)計画の位置付け

本計画は、平成26(2014)年3月27日 社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者の自立支援の方策について、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項として通知されていることに基づき、策定するものです。

## (3)施策の展開

### 施策1 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方の状況を改善し、自立した生活を実現するための支援を行います。あわせて、現状では困窮している状態でないものの、将来的にその懸念がある市民への予防的な支援を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①自立相談支援	生活困窮者が抱える複合的な課題を把握し、状況や本人の意思を十分に確認し、適切なサービスの提供を行う体制を整えます。	市
②居住確保支援	住まいに困る住民からの相談を受け、物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介します。	市
③家計改善支援	家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画や個別のプランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出すような支援をします。	市
④就労準備支援	支援対象者の状況と課題を明確にした上で、就労準備支援プログラムを策定するなど、段階に応じた就労に向けた活動を提供します。	市
⑤支援につながる仕組みづくり	近隣住民による見守りや声掛け、関係機関によるニーズに応じた支援、相談窓口における困りごとや課題の発見等を、生活困窮者への効果的な支援につなげられるよう、多様な人や機関による連携と情報共有を図る支援体制を構築します。	市・社協・市民

## 施策2 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく支援

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されない社会を目指し、貧困が次の世代に受け継がれることを防ぐための支援を行います。支援にあたっては、和光市こども計画との整合を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①教育の支援	教育支援センターによる相談支援や学校教育相談に関わる学校や関係機関との綿密な連携体制を構築し、効果的な支援体制の確保を図ります。また、生活困窮世帯の小学4年生から小学6年生の児童、中学1年生から中学3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	市
②生活の安定に資するための支援	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	市
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援等総合的な自立支援を進めます。	市
④経済的負担の軽減のための支援	児童手当や児童扶養手当等の各種手当の支給に加え、医療費の助成等により、家計の負担を軽減し、こどもを安心して育てられるための経済的な基盤を支えます。	市

### 施策3 多様な主体による支援

生活困窮者が抱える課題は複雑化・多様化しており、市、社協、NPO法人、民間企業、地域住民といった多様な主体が、それぞれの専門性や強みを活かして連携・協働することが不可欠です。社会全体で支え合う包括的な支援ネットワークを構築し、誰もが孤立しない地域共生社会の実現を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①生活困窮者の早期把握	生活困窮者が抱える課題は複雑化・多様化していることに加え、長期の支援が必要となる場合があります。また、住民からの情報も重要となります。生活困窮者の早期発見と状況の把握により、ニーズに応じた自立生活支援につなげられるようにします。	市・社協
②支援につながる仕組みづくり【再掲】	近隣住民による見守りや声掛け、関係機関によるニーズに応じた支援、相談窓口における困りごとや課題の発見等を、生活困窮者への効果的な支援につなげられるよう、多様な人や機関による連携と情報共有を図る支援体制を構築します。	市・社協・市民

### 3. 再犯防止計画

#### (1) 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14(2002)年の約285万件をピークに減少を続け、令和3(2021)年には戦後最少を記録しました。令和5(2023)年は約60万件と、若干の増加がみられたものの低い水準で推移しており、社会全体の安全度の向上がみられます。

一方、検挙された者に占める再犯者の割合(再犯者率)は高い水準で推移しており、現在は犯罪者の約半数が再犯者となっています。この背景には、一度罪を犯した人が社会復帰の過程で困難に直面し、再び犯罪に至るといった負の連鎖が断ち切れていない可能性がうかがえます。令和5年版犯罪白書でも、再犯の問題は重要な課題として取り上げられ、特に高齢者の再犯者率の高さや、窃盗・薬物事犯における再犯が顕著であることが指摘されています。

国は再犯防止を重要な政策課題として位置付け、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)を制定し、これを受けた「再犯防止推進計画」等に基づき、これまでさまざまな再犯防止施策を実施してきました。今後も、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取り組みを更に深化させ、推進していくため、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

再犯防止推進法では、再犯防止に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることを初めて明記し、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や都道府県が、地域の実情に応じて主体的に取り組むべき課題であると位置付けました。

本市においても、罪や非行を犯した人が同じことを繰り返さないような支援と、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進のための計画として策定するものです。

### (3) 施策の展開

#### 施策1 再犯者の立ち直りを支援する取り組みの推進

再犯者の立ち直りを支援する取り組みを推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①就労に向けた支援	ハローワークとの連携を図ります。	市
②住居の確保支援	再犯者のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により住居確保が困難な人に対して物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスの提供を検討します。	市
③保健医療・福祉サービスの利用促進	再犯者のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により、自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、保健医療・福祉サービスの利用支援等、適切な支援を行います。	市
④学校等と連携した修学支援	市は地域の再犯防止推進体制のもと、教育委員会・学校・関係機関との連携を推進し、保護観察所・児童相談所・医療・福祉と一体での修学支援を行います。	市

#### 施策2 更生保護に関する団体の活動支援

更生保護に関わる各種団体の活動支援や連携を推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①更生保護団体の活動支援	保護司会等と連携し、更生保護団体の活動を支援します。	市
②朝霞地区更生保護サポートセンターに対する支援	更生保護サポートセンターは、地区における更生保護の活動の拠点で、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供を行っています。	市

#### 施策3 更生保護に関する広報や啓発

罪を犯した人の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、市や社協、民間団体等が連携しながら取り組むとともに、地域において立ち直りを目指す人を受け入れるための意識醸成を図っていくことが大切です。

取組項目	取組内容	取組の主体
①更生保護に関する広報や啓発	市や社協、民間団体等との連携により、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れるための意識醸成を図ります。	市

コード

## 4. 困難な問題を抱える女性の支援基本計画

### (1) 計画策定の背景と目的

女性を取り巻く課題は、貧困やDV、性暴力、社会的孤立等が複雑に絡み合い、多様化・複合化しています。近年のコロナ禍は、脆弱な立場に置かれがちな女性たちに大きな影響を及ぼし、雇用の不安定化による経済的基盤の脆弱さや、外出自粛に伴う家庭内での緊張の高まりや相談機会の減少は、女性が抱える問題の深刻さを増すことになりました。「孤独・孤立対策」という新たな視点を含めた、個別の課題に対応する縦割り支援では対応できない女性支援の強化が、社会全体にとって喫緊の課題となっています。

昭和31(1956)年に制定された「売春防止法」に基づく婦人保護事業は、売春を行う女性やそのおそれのある女性(要保護女子)を保護し、社会復帰を助けることを目的としたもので、現代の多様で複雑な課題に直面する女性を支援の対象とするには限界がありました。

こうした背景を踏まえ、支援の根拠を抜本的に見直し、現代の課題に即した新たな支援体制を構築するため、議員立法により「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)が令和4(2022)年5月に成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。この法律は、支援の目的を「保護更生」から、個人の尊厳を守る「女性の福祉の増進」へと大きく転換させたものです。基本理念には、女性の福祉の増進、関係機関及び民間団体との協働、人権擁護や意思の尊重、男女平等の実現について示されています。

これらの理念に基づき、国は「基本方針」を、都道府県及び市町村は「基本計画」を策定することが努力義務とされ、国、都道府県、市町村、そして民間団体が一体となって、重層的で切れ目のない支援ネットワークを構築することが求められています。

こうした背景と理念を踏まえ、本市においても、全ての女性が安心して暮らせる地域社会を実現するための施策を推進します。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、女性支援法第8条第3項に基づく「市基本計画」として策定するものです。

### (3) 施策の展開

#### 施策1 相談を通じたニーズの把握と適切な支援

困難な問題を抱える女性の問題は多様化・複雑化しており、一人ひとりの状況に応じた支援が不可欠です。女性が安心して悩みを打ち明けられる相談体制を充実させ、その声に耳を傾けることで、個別のニーズを的確に把握し、支援につなげていきます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①女性相談支援員による相談	女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性が相談をしやすい体制の整備をします。	市
②多様な相談窓口によるニーズの把握	県等の女性相談機関と協力し、情報収集に努めます。	市
③女性を支援する者の育成	女性相談支援員は適切な支援をするため、研修等に参加し、知識の習得等に努めます。	市
④多様な機関による女性支援	困難な問題を抱える女性に対し、市の窓口に限らず、県の相談機関等の情報を提供し、相談できる手段が複数あることを周知します。	市

#### 施策2 女性の自立を支援する体制の整備

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題等で生活に困窮している方の状況を改善し、自立した生活を実現するための支援を行います。あわせて、現状では困窮している状態でないものの、将来的にその懸念がある方への予防的な支援を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①保護回復支援	避難を余儀なくされた困難な問題を抱える女性が、安心して安定した生活を過ごせるよう、自立支援を相談できる体制の整備に努めます。	市
②就労支援	支援対象者の状況と課題を明確にした上で、就労準備支援プログラムを策定するなど、段階に応じた就労に向けた活動を提供します。	市

#### 施策3 ジェンダー平等に向けた理解の推進

全ての女性が、性別による固定観念にとらわれず、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられる地域社会の実現を目指し、理解の推進に取り組みます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①ジェンダー平等に関する理解の推進	人権問題を扱う部署と連携し、ジェンダー平等についての啓発に取り組みます。	市

コード

# 参考資料

コード

コード

## 1. 計画の策定体制及び経過

### (1)和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

制定 平成27年12月28日  
告示第250号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づき市が策定した地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定した地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。)を市、社協及び市民の協働により推進するため、和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画期間中の地域福祉計画等の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (2) 計画期間中の地域福祉計画等の見直しに関すること。
- (3) 次期の地域福祉計画等の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、教育、保健又は医療に関する業務に従事する者
- (4) 公募による市民

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会に、会議の運営上必要があるときは、部会を置くことができる。

コード

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部地域共生推進課及び社協において共同して処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成17年告示第177号)は、廃止する。

附 則(平成28年告示第252号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第70号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第179号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第80号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第230号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和6年告示第198号)

(施行期日)

この告示は、令和6年9月2日から施行する。

(2)第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会  
委員名簿

氏名	選出区分	所属・役職名等
◎ <small>しげや</small> 渋谷 <small>あつお</small> 篤男	学識経験者	日本福祉大学 客員教授
○ <small>かがらぎ</small> 鎌木 <small>なつこ</small> 奈津子		上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 准教授
<small>かしま</small> 加嶋 <small>たかお</small> 隆夫	関係団体を代表する者	和光市自治会連合会 理事
<small>やぎした</small> 柳下 <small>のぼる</small> 昇		和光市民生委員児童委員協議会 会長
<small>おおたに</small> 大谷 <small>てつこ</small> 鐵子		和光市ボランティア連絡会 副会長
<small>たなか</small> 田中 <small>とし</small> 俊		和光市身体障害者福祉会 副会長
<small>はら</small> 原 <small>かつみ</small> 賀津美		北原ふれあいの会地区社会福祉協議会 副会長
<small>はやみ</small> 速水 <small>ただひろ</small> 忠洋		第四小学校区地区社会福祉協議会 会計
<small>まき</small> 牧 <small>えりこ</small> 江利子		朝霞地区保護司会和光支部 保護司
<small>ふくち</small> 福地 <small>みのり</small> みのり		朝霞保健所 担当部長
<small>なんじょう</small> 南條 <small>あきこ</small> 有希子	社会福祉、教育、保健又は医療に関する業務に従事する者	特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク 代表理事
<small>たかだ</small> 高田 <small>さちよ</small> 幸代		一般社団法人朝霞地区医師会 地域ケア支援室
<small>ふるさわ</small> 古澤 <small>ゆみ</small> 由美		和光市教育委員会事務局学校教育課 副主幹兼指導主事
<small>つじ</small> 辻 <small>あきお</small> 晶夫	公募による市民	
<small>さいとう</small> 齋藤 <small>しんいち</small> 眞一		

◎:委員長 ○:副委員長

任期:令和7(2025)年8月20日から令和8(2026)年3月31日まで

コード

(3)第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会  
開催状況

	開催日	協議事項
令和6 (2024) 年度	<b>【第1回】</b> 令和6(2024)年 7月4日(木)	・地域福祉計画概要について、今年度の推進委員会の流れについて ・令和5年度の計画進捗状況の報告 ・避難行動要支援者登録制度について ・第5次計画に向けてのニーズ調査に係る論点整理
	<b>【第2回】</b> 令和6(2024)年 10月22日(火)	ニーズ調査内容の決定 (1) 市民調査 (2) 避難行動要支援者調査 (3) 地域福祉関係者調査 (4) 地域福祉関係団体調査
	<b>【第3回】</b> 令和7(2025)年 3月27日(木)	・ニーズ調査の結果報告 ・包括的支援体制、統合型包括支援センターの方向性の論点整理 ・次年度の推進委員会の流れ
令和7 (2025) 年度	<b>【第1回】</b> 令和7(2025)年 7月3日(木)	・第四次計画評価の報告 ・ニーズ調査の分析結果の報告 ・第五次計画理念・目標案の検討
	<b>【第2回】</b> 令和7(2025)年 8月1日(金)	・第五次計画骨子案の報告・検討
	<b>【第3回】</b> 令和7(2025)年 8月29日(金)	・第五次計画素案の報告・検討 ・第五次計画表紙の検討
	<b>【第4回】</b> 令和7(2025)年 11月18日(火)	・第五次計画素案の検討 ・パブリックコメントについて
	<b>【第5回】</b> 令和8(2026)年 2月24日(火)	・パブリックコメントの結果報告 ・第五次計画(案)について ・第五次計画表紙について

コード

## 2. パブリックコメント実施結果

### (1) 意見募集の概要

募集期間	令和7(2025)年12月19日(金)～令和8年1月19日(月)
資料の公表場所	市ホームページ、市役所 1F 行政資料コーナー、地域共生推進課、図書館(本館・下新倉分館)、各公民館(中央・坂下・南)、総合福祉会館
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、直接持参

### (2) 市民説明会の開催概要

開催日及び会場	①令和7(2025)年12月21日(日) 下新倉児童館 集会室 ②令和7(2025)年12月21日(日) 総合福祉会館 会議室 1・2 ③令和8(2026)年1月8日(木) 市役所 602 会議室
参加者数	① 1人 ② 2人 ③ 2人 合計 5人

### (3) 意見募集の結果

意見提出通数	5通 (提出方法:電子メール 2件、FAX 0件、郵送 0件、直接持参 3件)
意見総数	6件

### 3. 和光市社協発展・強化計画中間見直し状況

## 4. 用語解説

### あ行

---

#### 【ICT(アイシーティー)】

Information & Communication Technology の略で、情報通信技術をいう。

#### 【SNS(エヌエヌエス)】

Social Networking Service の略で、インターネット上の交流を通じて、社会のネットワークを構築するサービス。

#### 【NPO(エヌピーオー)】

Non Profit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳され、営利を目的とせず、社会貢献活動を自律的・継続的に行う民間の団体の総称。

### か行

---

#### 【虐待】

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等がある。

#### 【協働】

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働くこと。

#### 【権利擁護】

認知機能の低下等により自身で判断する能力が不十分であったり、意志や権利を主張することが難しい人のために不利益がないよう権利の主張や自己決定を支援し、権利の代弁や弁護を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。

## さ行

---

### 【災害ボランティアセンター】

外部からのボランティア、社協、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと、災害発生時のボランティアの募集や被災者のニーズの把握、災害ボランティア活動の調整等を行う。

### 【自主防災組織】

地域住民によって構成される防災活動に取り組む組織。

### 【児童センター(館)】

18歳未満の子どもが誰でも利用し、遊んだり、学んだりできるよう、市内に設置されている施設。自由な遊びの空間の中で、健全な遊びを伝え、育て、創造するための指導、また、文化を伝え健全な心身を育てるために必要な事業を展開している。

### 【市民後見人】

家庭裁判所から選任された住民で、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人の生活を、地域福祉活動として身近な立場で支援する人。

### 【社会的孤立】

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態にあること。

### 【生活支援コーディネーター】

地域にあるさまざまな資源(人・物・団体・既存サービス等)を把握し、市民や各種団体や事業所と連携しながら、ニーズに沿った生活支援サービス等の場を創出する人。地域全体の支え合いの力を醸成することを役割とした、地域福祉コーディネーターも兼務している。

### 【成年後見制度】

精神上の障害等があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続が困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見制度と、本人の判断能力があるうちに自ら代理人を選び、公正証書により自らの生活や財産管理等について契約を結んでおく任意後見制度がある。

## た行

---

### 【地域福祉コーディネーター】

子育て世帯や高齢者世帯等に対する支援を行うとともに、地域全体の支え合いの力を醸成することを役割とする人。生活支援コーディネーターがこの役割を兼務している場合がある。

### 【地域包括支援センター】

介護保険法に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護専門員等の専門スタッフが地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的ケアマネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業等を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設のこと。

### 【DV(ディーブイ)】

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」の略称で、配偶者や恋人等の親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

## な行

---

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

### 【認知症サポーター】

脳の機能が低下することにより、記憶や思考等に影響を与え、生活に支障が出てくる認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

### 【ノーマライゼーション】

障害者や高齢者等が、年齢や障害の有無に関わらず、市民と同様に当たり前の生活・権利等が保障されるように環境整備を目指す理念。

## は行

---

### 【パブリックコメント】

行政機関が施策等の企画立案がまとまった段階において、その趣旨、内容等を公表し、広く市民からの意見や提案を求め、それらを考慮して施策等の最終案に反映させる手続のこと。

### 【ひきこもり】

さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を回避し、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にあり、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じ、支援を必要とする状態であること。

### 【避難行動要支援者】

高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

### 【福祉共育】

学校や地域でのボランティア体験、交流等の活動を通じて、地域にどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的とした事業。和光市では、共に生きる力を育むことを重視し、「福祉共育」と表記している。

### 【福祉避難所】

高齢者や障害者等、配慮を要する人の避難所のこと。

### 【保護観察所】

罪を犯した人等に対し、社会の中で更生するよう指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関。地方裁判所の管轄区域ごとに設置されている。

### 【保護司】

罪を犯した人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、罪を犯した人等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

### 【ボランティアセンター】

ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動をして欲しい人を結びつけ、活動を支援する拠点。情報提供、相談受付、活動の紹介・調整、講座開催等を通じて、誰もが気軽にボランティアに参加でき、地域貢献できる仕組みを支える役割を担っている。

## ま行

---

### 【民生委員児童委員】

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談や支援を行う「児童委員」も兼ねている。

## や行

---

### 【ユニバーサルデザイン】

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。



## 第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

---

発行 令和8(2026)年3月

編集 和光市 福祉部 地域共生推進課／社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

和光市 福祉部 地域共生推進課

住所：〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話：048-464-1111(代表)

FAX:048-467-1488

e-mail:d0500@city.wako.lg.jp

URL:https://www.city.wako.lg.jp/

社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

住所：〒351-0104 埼玉県和光市南1-23-1  
総合福祉会館内

電話：048-452-7111

FAX:048-465-8308

e-mail:info@wako-shakyo.or.jp

URL:http://www.wako-shakyo.or.jp/

コード